

《付属資料》

令和7年度予算（案）

予算編成過程及び事業見直し結果の公表について

- ✓ 大田区では、区民への説明責任を果たし、予算編成の質の向上を図るため、編成過程の透明性を確保する目的で本資料を作成し公表しています。
- ✓ 令和7年度は、新たな基本計画・実施計画の初年度であり、その計画の実効性を担保し、重点的に取り組むべき事業を着実に推進していくためには、事業の見直し等により経営資源を捻出し、再配分することが必要です。

そのため、令和7年度予算の編成に向けて、時代や区民ニーズ・事業目的に合わせた検証が必要と考えられる事業を選定し、見直しを行いました。

1 令和7年度予算編成の基本方針

令和7年度予算は、「心やすらぎ 豊かさと成長を実感できる 新しい次代に向け 力強く踏み出す予算」と位置づけ、基本計画・実施計画の初年度「新たなスタートライン」として区民に身近な基礎自治体として地域特性を踏まえた価値の高い施策の構築に向け、次の重点ポイントに特に優先的に取り組みます。

その際、今後の財政見通しとの整合を図り、将来にわたる区民サービスの安定的提供に向けた職員の業務量にも十分配慮しつつ、施策の明確な優先順位付けと徹底した重点化、一層の効率的な実施手法を練り上げることを基本として編成することとしました。

- ① 安心して子どもを産み育て、学びの充実による人づくりに資する施策
- ② 心豊かな包摂社会の実現に向けた地域づくりに資する施策
- ③ 豊かな環境と産業の活力で持続可能な基盤づくりに資する施策
- ④ 安全・安心で魅力と利便性あふれるまちづくりに資する施策

2 予算編成の流れ

大田区の予算編成は、次の手順で行われます。

内 容	時 期
■令和7年度予算編成の「基本方針」(副区長通知)■ 令和7年度の予算を作るための考え方を示した「基本方針」が副区長より示されます。	7月下旬
■各部における予算編成・予算要求■ 副区長通知に基づき、各部が新年度の実施事業等の必要な経費を見積もり、その内容や金額を予算を担当する企画経営部へ提出(予算要求)します。	8月～9月
■企画経営部内での精査■ 予算要求のあった事業内容について、必要性・緊急性、経費の妥当性等を検討し、各部と調整します。	10月～11月
■企画経営部長査定■ 各部長より予算編成方針及び要求内容を説明し、企画経営部長による査定を受けます。	11月
■区長査定■ 各部長より予算編成方針及び要求内容を説明し、区長による査定を受けます。	12月
■予算原案の内示■ 区長査定を経て、各部へ予算原案の内示を行います。	
■追加・再要求■ ⇒ ■予算(案)確定■ 予算原案内示後に、各部から追加・再要求がある事業の予算査定を行い、予算(案)を確定します。	1月
■予算(案)の発表■ 予算(案)の内容を、区民の皆さまへ発表します。	2月
■予算(案)区議会審議・議決■ 予算(案)は区議会に提出され、審議・議決されて成立します。	3月

3 令和7年度予算 当初要求から予算（案）までの経過

(1) 総括

《全会計》

令和7年度予算（案）の規模は、一般会計3,527億円、特別会計1,472億円であり、総額は4,999億円となっています。当初要求からの経過は以下のとおりです。

(単位:億円、%)

区 分	令和7年度			令和6年度 当初予算額	増減（7予算(案)-6当初）	
	当初要求額	企画経営部長 査定後要求額	区長査定 予算(案)		増減額	増減率
一般会計	3,521	3,457	3,527	3,412	115	3.4
特別会計	1,500	1,477	1,472	1,494	△ 22	△ 1.5
国民健康保険事業	658	637	637	675	△ 38	△ 5.6
後期高齢者医療	206	208	204	206	△ 3	△ 1.2
介護保険	636	631	631	613	18	3.0
全会計合計	5,020	4,934	4,999	4,906	93	1.9

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。
※当初要求額及び企画経営部長査定後要求額は歳出ベース。

《一般会計》

一般会計予算の令和7年度財政規模は、3,527億円で、令和6年度当初予算額に比べ115億円、3.4%の増となっています。

(単位:億円、%)

区 分	令和 7 年度			令和 6 年度 当初予算額	増減（7 予算(案)-6 当初）	
	当初要求額	企画経営部長 査定後要求額	区長査定 予算(案)		増減額	増減率
歳入 A	3,361	3,356	3,527	3,412	115	3.4
歳出 B	3,521	3,457	3,527	3,412		
財源不足額 C = A - B	△ 160	△ 101	-	-		

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。
※当初要求額及び企画経営部長査定後要求額時点では、歳入において財政基金繰入金は計上していない。

《歳入・歳出の乖離の推移（一般会計）》

- ✓当初要求時点での財源不足額（歳出－歳入）は、160億円でした。
- ✓歳入においては、基幹財源である特別区民税及び特別区交付金等について、直近の景気動向を的確に予算へ反映させました。
- ✓歳出においては、必要性・緊急性、経費の妥当性等を検討し、企画経営部長による査定及び区長による査定を経て、歳出額を確定させました。
- ✓上記を踏まえ、財政基金の繰入額や特別区債の発行額等を確定させました。

■当初要求時点■

＜歳入＞	＜歳出＞
(乖離) 160億円 歳入 3,361億円	歳出 3,521億円

■企画経営部長査定後要求額■

＜歳入＞	＜歳出＞
(乖離) 101億円 歳入 3,356億円	歳出 3,457億円

■予算(案)■

＜歳入＞	＜歳出＞
(うち財政基金繰入金 94億円) 歳入 3,527億円	歳出 3,527億円

(2) 歳入 (款別)

(単位：百万円、%)

款	令和7年度			令和6年度 当初予算額	増減 (対6年度当初)		主な増減
	当初要求額	企画経営部長 査定後要求額	区長査定 予算(案)		増減額	増減率	
1 特別区税	84,743	84,868	84,965	81,857	3,108	3.8	特別区民税 3,219 軽自動車税 22 特別区たばこ税 △ 141
2 地方譲与税	1,934	1,934	1,950	1,934	16	0.8	自動車重量譲与税 38 地方揮発油譲与税 △ 1 航空機燃料譲与税 △ 21
3 利子割交付金	337	337	1,137	337	800	237.4	利子割交付金 800
4 配当割交付金	2,010	2,010	2,667	2,010	657	32.7	配当割交付金 657
5 株式等譲渡 所得割交付金	2,334	2,334	2,899	2,334	565	24.2	株式等譲渡所得割 交付金 565
6 地方消費税 交付金	19,949	19,949	19,855	18,593	1,262	6.8	地方消費税交付金 1,262
7 自動車取得税 交付金	0	0	0	0	0	0.0	
8 環境性能割 交付金	292	292	341	292	49	16.8	環境性能割交付金 49
9 地方特例 交付金	468	468	466	468	△ 2	△ 0.4	地方特例交付金 △ 2
10 特別区交付金	87,023	87,023	85,823	83,222	2,601	3.1	普通交付金 2,601
11 交通安全対策 特別交付金	70	70	67	70	△ 3	△ 4.3	交通安全対策特別 交付金 △ 3
12 分担金及び 負担金	1,925	1,925	1,925	1,996	△ 72	△ 3.6	保育園負担金 △ 39 補償給付費負担金 △ 23 多摩川田園調布緑 地管理費負担金 0
13 使用料及び 手数料	8,658	8,653	8,666	8,699	△ 33	△ 0.4	池上会館使用料 △ 27 公園使用料 △ 26 区民活動施設使用 料 35
14 国庫支出金	62,260	62,708	63,372	57,764	5,608	9.7	児童手当負担金 3,490 子どものための教 育・保育給付費 963 保育対策総合支援 事業費 △ 472
15 都支出金	32,817	31,992	32,318	28,780	3,538	12.3	耐震診断・改修助 成 452 ベビーシッター利 用支援事業 446 児童手当負担金 △ 295
16 財産収入	1,956	1,956	1,957	1,634	323	19.7	不動産売却収入 84 公共施設整備資金 積立基金利子 83 職員住宅収入 △ 3
17 寄附金	492	347	347	415	△ 69	△ 16.5	寄附金 △ 69
18 繰入金	7,769	7,867	22,870	25,594	△ 2,723	△ 10.6	財政基金繰入金 △ 5,256 公共施設整備資金 積立基金繰入金 △ 2,900 防災対策基金繰入 金 110
19 繰越金	2,000	2,000	2,000	2,000	0	0.0	
20 諸収入	8,532	8,390	8,586	9,311	△ 726	△ 7.8	下水道工事収入 (土木費受託収 入) △ 2,150 デジタル基盤改革 支援補助金 △ 108 土地開発公社貸付 金収入 880
21 特別区債	10,500	10,500	10,500	13,900	△ 3,400	△ 24.5	特別区債 △ 3,400
合 計	336,068	335,621	352,710	341,210	11,500	3.4	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合がある。

※当初要求額及び企画経営部長査定後要求額時点では、財政基金繰入金は計上していない。

(3) 歳出 (款別)

(単位：百万円、%)

款	令和7年度			令和6年度	増減 (対6年度当初)		主な増減
	当初要求額	企画経営部長 査定後要求額	区長査定 予算(案)	当初予算額	増減額	増減率	
1 議 会 費	1,142	1,149	1,149	1,151	△ 1	△ 0.1	議事経費 △ 8 調査・広報活動経費 △ 1 議員人件費 4
2 総 務 費	48,745	46,531	46,493	52,395	△ 5,902	△ 11.3	その他施設費（文化施設管理運営費） △ 2,800 職員人件費（総務管理費） △ 1,460 区民活動施設（大森北四丁目複合施設の整備） △ 1,240 田園調布地区公共施設の整備 △ 909 自立相談支援機関（旧男女平等推進センターの整備） 487 池上会館管理運営費 706
3 福 祉 費	184,989	182,428	182,413	172,352	10,061	5.8	児童手当給付金 2,899 （仮称）大田区子ども家庭総合支援センター施設の整備 2,683 高齢福祉施設維持管理 1,945 障害福祉施設維持管理 1,770 福祉システムに係る経費 △ 420 国民健康保険事業特別会計への繰出金 △ 2,500
4 衛 生 費	10,851	10,976	11,819	10,326	1,493	14.5	妊婦のための支援給付 764 予防接種 552 産後ケア 70 パースデーサポート事業 67 健康ポイント △ 60 職員人件費（保健衛生費） △ 171
5 産 業 経 済 費	7,457	7,363	12,841	6,848	5,993	87.5	産業のまち未来基金積立金 5,500 産業プラザ維持管理費 534 商店街活性化推進事業 115 運営費補助 66 産業基礎調査 △ 62 産業支援施設その他の維持管理費 △ 140
6 土 木 費	21,638	22,286	22,323	21,721	601	2.8	耐震補強整備（橋梁の耐震整備） 734 蒲田駅前広場の再生整備 427 新設、拡張等整備 401 散策路の整備 377 道路改良事業 △ 644 合流改善貯留施設整備 △ 2,045
7 都 市 整 備 費	11,460	10,648	11,696	9,378	2,318	24.7	耐震改修促進事業の推進 807 シルバーピア管理費 283 住宅市街地総合整備事業の推進 190 区営住宅の管理 162 区営住宅指定管理者管理代行費 △ 115 新空港線整備主体への出資 △ 122
8 環 境 清 掃 費	14,009	13,982	13,869	12,671	1,199	9.5	緑の基本計画 521 持続可能な資源循環 463 東京二十三区清掃一部事務組合分担金 227 職員人件費（環境保全費） 69 ごみ収集作業 △ 57 区による率先行動 △ 70
9 教 育 費	48,384	46,926	46,981	52,177	△ 5,196	△ 10.0	校舎の改築等（小・中学校費） △ 6,860 校庭整備（小学校費） △ 342 学習及び事務等（小・中学校費） △ 405 子育てのための施設等利用給付 △ 132 校舎造修等（小・中学校費） 334 小学校における放課後居場所づくり 381
10 公 債 費	1,866	1,891	1,818	1,636	183	11.2	特別区債償還利子等 220 一時借入金等利子 28 特別区債償還元金 △ 71
11 諸 支 出 金	1,027	1,027	807	57	750	1,320.9	減債基金積立金 687 財政基金積立金利子 63
12 予 備 費	500	500	500	500	0	0.0	
合 計	352,068	345,707	352,710	341,210	11,500	3.4	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合がある。

(4) 歳出（部局別）

（単位：百万円、％）

部 局 名	令和7年度			令和6年度	増減（対6年度当初）		主な増減
	当初要求額	企画経営部長 査定後要求額	区長査定 予算(案)	当初予算額	増減額	増減率	
企 画 経 営 部	8,121	8,006	7,723	7,412	311	4.2	減債基金積立金 687 特別区債償還利子等 220 情報システムの運営 △ 530
総 務 部	52,423	52,077	57,516	51,872	5,644	10.9	産業のまち未来基金積立金 5,500 普通財産撤去工事 251 職員人件費（総務管理費） △ 1,460
地域未来創造部	-	-	11,783	-	11,783	100.0	池上会館管理運営費 706 管理代行費（文化施設管理運営費） 165 その他施設費（文化施設管理運営費） △ 2,800
地 域 力 推 進 部	7,296	7,928	-	8,619	-	-	
スポーツ・文化・国際都市部	4,951	4,885	-	7,984	-	-	
区 民 部	20,153	18,064	18,584	20,232	△ 1,648	△ 8.1	国民健康保険事業特別会計への繰出金 △ 2,500 電算関係費（課税課） △ 358 戸籍事務経費 247
産 業 経 済 部	6,885	6,766	6,743	6,254	489	7.8	産業プラザ維持管理費 534 商店街活性化推進事業 115 産業支援施設その他の維持管理費 △ 140
福 祉 部	88,952	87,643	86,711	82,283	4,428	5.4	高齢福祉施設維持管理 1,945 障害福祉施設維持管理 1,770 福祉システムに係る経費 △ 420
健 康 政 策 部	8,855	8,873	9,715	8,053	1,662	20.6	妊婦のための支援給付 764 予防接種 552 健康ポイント △ 60
こども未来部	-	-	67,793	-	67,793	100.0	（仮称）大田区子ども家庭総合支援センター施設の整備 2,899 大田区次世代育成支援緊急対策整備事業 2,683 △ 308
こども家庭部	66,774	66,377	-	60,186	-	-	
ま ち づ く り 推 進 部	7,175	6,553	8,116	4,998	3,119	62.4	耐震改修促進事業の推進 807 シルバーピア管理費 283 区営住宅指定管理者管理代行費 △ 115
鉄 道 ・ 都 市 づ く り 部	496	238	256	357	△ 101	△ 28.2	新空港線整備主体への出資 △ 122 働き方改革の推進 △ 18 新空港線の整備促進事業 33
空港まちづくり本部	1,066	1,060	-	889	-	-	
都市基盤整備部	20,842	21,440	21,476	21,338	138	0.6	耐震補強整備（橋梁の耐震整備） 734 蒲田駅前広場の再生整備 427 合流改善貯留施設整備 △ 2,045
資 源 環 境 部	-	-	11,329	-	11,329	100.0	緑の基本計画 521 持続可能な資源循環 463 区による率先行動 △ 70
環 境 清 掃 部	11,067	10,915	-	10,198	-	-	
会 計 管 理 室	213	189	189	156	33	21.3	会計事務費 42 一時借入金等利子 28 財務会計システム維持管理 △ 36
教 育 総 務 部	44,786	42,985	43,066	49,051	△ 5,985	△ 12.2	校舎の改築等（小・中学校費） △ 6,860 つばさ教室（大森北四丁目複合施設の整備） △ 353 小学校における放課後居場所づくり 381
選挙管理委員会事務局	1,030	725	725	341	385	112.9	参議院議員選挙執行事務 371 都議会議員選挙執行事務 301 東京都知事選挙執行事務 △ 288
監 査 事 務 局	14	14	14	14	0	2.4	
議 会 事 務 局	971	970	970	973	△ 3	△ 0.4	議事経費 △ 8 調査・広報活動経費 △ 1 議員人件費 4
合 計	352,068	345,707	352,710	341,210	11,500	3.4	

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合がある。

※地域未来創造部、こども未来部、資源環境部は組織改正により新設。

※地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部、こども家庭部、空港まちづくり本部、環境清掃部は組織改正により廃止。

4 事業見直し結果

以下の方法で、事業見直し結果を公表します。

《資料の見方》

No.	●●				
(1) 部局名	部局名を記載しています。				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	事業名(改善対象の取組名)を記載しています。				
(3) 選定理由	当該事業を改善対象として選定した理由を記載しています。				
(4) 事業目的	当該事業の目的を記載しています。				
(5) 事業概要	当該事業の対象者や実施内容を記載しています。				
(6) これまでの経過と課題	「(3)選定理由」を踏まえ、当該事業のこれまでの経過及び「必要性」、「有効性」、「効率性」等の視点からの課題を記載しています。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
「(6)これまでの経過と課題」で記載した課題を踏まえた、令和7年度の具体的な改善策を記載しています。 (10)令和7年度業務量見込み 具体的な改善策を行った結果、令和7年度に想定される業務量を記載しています。			「(6)これまでの経過と課題」で記載した課題を踏まえた、令和8年度以降の具体的な改善策を記載しています(改善策が長期にわたる場合は、改善に向けたロードマップを記載しています。)。 (11)改善後の業務量見込み 具体的な改善策が浸透し、業務量が平準化された後の業務量見込みを記載しています。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 ●●時間		年間 ●●時間		年間 ●●時間	
うち会計年度任用職員 ●●時間		うち会計年度任用職員 ●●時間		うち会計年度任用職員 ●●時間	
(12) 改善策に対する評価	「(4)事業目的」から「(11)改善後の業務量見込み」までの記載内容を踏まえ、今後の事業の方向性等に関する企画経営部の意見を記載しています。				
(13) 予算・決算の情報(単位:千円)	(14) 要求と査定経過(単位:千円)		各部から企画経営部に提出された、当初要求額を記載しています。		
令和5年度 当初予算額	○○	令和7年度 当初要求額	□□	企画経営部長 査定後の部からの要求額を記載しています。	
令和5年度 決算額	●●	企画経営部長 査定後要求額	■		
令和6年度 当初予算額	△△	区長査定 予算(案)	☆☆		
(15) 査定の考え方	どのような考え方で予算(案)を決定したかを記載しています。				
事業の必要性・緊急性、経費の妥当性等を検討し、予算の総合調整を行い、令和7年度予算(案)として計上した金額を記載しています。					

No.	1			
(1) 部局名	企画経営部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	デジタルサイネージ（22か所）での情報発信			
(3) 選定理由	スマートフォン、インターネットの利用環境がある方が多数を占める中、来庁者向けの情報発信の方法について、内容を含め見直す必要がある。			
(4) 事業目的	多様なライフスタイルや価値観を持った区民に効果的に情報を伝えるため、区民にわかりやすく迅速に情報発信を行う。スマートフォン、インターネットの利用環境がある方に対し、容易に区政情報へアクセスできる環境を用意し、また、伝わる広報実現のため、積極的に多くの情報を発信することを目的に運用する。			
(5) 事業概要	窓口来庁者向けに情報発信を行う。本事業は区との協定により事業者が広告費で運用。			
(6) これまでの経過と課題	令和元年度より表示灯（株）東京支社と協定書を締結し（大田区行政情報モニター兼防災情報モニター事業に関する基本協定）、サイネージを設置。行政広報や防災情報を放映しており、設置・運用及び管理に関しては事業者が担い、毎年区に100万円の広告料が納付される。特別出張所の移転時、サイネージの移設作業が発生するが、区による支出はなく合理化されている事業と考える。スマートフォンなどからは自らから得たい情報が収集できる一方、デジタルサイネージにおいては設置施設に訪れた方に限られ拡散力が低いが、区民が認知していない情報をキャッチできるという側面から有用性が高いことを鑑み、今後事業者との協議の上、区施設へのサイネージの増設などを検討していく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策	(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
特別出張所をはじめ区施設において広く区政情報ならびに防災情報を発信することは区内情報の認知拡大や来館者への防災意識を高める適正な周知方法と考え、区内全域へ情報が提供できるようサイネージの増設などを検討していく。	7年度における事業者との協議を踏まえサイネージの増設を検討していく。			
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 30時間		年間 30時間		年間 30時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・窓口来庁者向けの情報発信手法としての効果を検証すること。 ・検証の結果、具体的に効果があると認められた場合にあっても、区民ニーズやスマートフォンの普及状況を踏まえ、発信する情報内容について精査するとともに、伝わる情報発信の視点で事業の方向性を検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	0	令和7年度 当初要求額	0	
令和5年度 決算額	0	企画経営部長 査定後要求額	0	
令和6年度 当初予算額	0	区長査定 予算(案)	0	
(15) 査定の考え方	新たなシティプロモーション戦略の下でのホームページやシティプロモーション専用サイトなどを含めた区の広報媒体のあり方、広報戦略について確認した。			

No.	2		
(1) 部局名	企画経営部		
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	ケーブルテレビ番組での情報発信		
(3) 選定理由	時代の変化により、ケーブル放映での情報発信ニーズは確実に縮小している。これまでも事業を少しずつ縮小してきており、事業の方向性を見直す必要がある。		
(4) 事業目的	多様なライフスタイルや価値観を持った区民に効果的に情報を伝えるため、区民にわかりやすく情報発信を行う。 ケーブルテレビでの情報発信により、インターネットを利用できない状況にある方にも、区政情報を動画で分かりやすく届けることを目的とする。		
(5) 事業概要	・ケーブルテレビ放映 大田区広報番組として、月に2本（シティーニュースおおた1本、ユニークおおた1本）制作し、放映する。 ・YouTubeでの放映 上記の放映期間以降、区公式YouTubeチャンネルを活用し、ケーブルテレビ利用者以外にも同様の情報を発信する。		
(6) これまでの経過と課題	(経過) 大田区広報番組として、シティーニュースおおた1本、ユニークおおた1本の月2本の番組制作を委託している。 広報番組については、災害時協定を締結しており、災害時の発信を円滑におこなうためにも関係性を維持していく必要があるものの、WEB上での発信強化とともに放送経費の見直しを行う運用方針（令和4年度末庁議報告済み）に基づき、これまで事業の見直しを進め、5年度で見直し終了、今年度からは継続・強化の局面である。 （R3年度：10分番組×月2本、R4年度：5分番組×月3本、R5年度：5分番組×月2本） 現在は、WEBを意識した番組制作を行い、より効果的で効率的な発信に取り組み、X等のSNSを活用してデジタル発信の強化を行っている。 (課題) 一方で、令和4年度末に庁議報告した運用方針の中で、動画・SNSの発信の強化を掲げており、令和5年度から伝わる発信に取り組み一環で動画の活用を強化しているため、製作した動画を活用し情報発信に努めているが、YouTubeにアップした動画の視聴回数は伸び悩んでいる。		
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策	
・番組は、大田区公式YouTubeチャンネルでも視聴できるため、引き続き、車内広告を活用し、区広報媒体（区ホームページ、大田区公式LINE、X等のSNSなど）を積極的に活用して周知を図る。 ・区民に関心の高いテーマを厳選し、視聴者を増やし、YouTubeの視聴回数が伸びるよう、SEO対策を講じる。 ・番組制作会社と連携を図り、番組制作会社のホームページやSNS等も活用して番組の周知を図り、視聴世帯数及び動画閲覧数の向上に取り組む。		・広報活動の更なる強化を図り、事業の方向性を引き続き検討していく。	
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒
年間 720時間		年間 720時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(11) 改善後の業務量見込み			
年間 720時間			
うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価	・番組の周知及び番組放映に関して、視聴世帯数などケーブルテレビ放映に関する効果を検証できる仕組みを検討すること。 ・効果を検証した上で、ケーブルテレビ番組の必要性について改めて検討すること。		
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額	12,120	令和7年度 当初要求額	12,120
令和5年度 決算額	12,120	企画経営部長 査定後要求額	12,120
令和6年度 当初予算額	12,120	区長査定 予算(案)	12,120
(15) 査定の考え方	新たなシティプロモーション戦略の下でのホームページやシティプロモーション専用サイトなどを含めた区の広報媒体のあり方、広報戦略について査定を行い、要求を認めた。		

No.	3				
(1) 部局名		企画経営部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		東急池上線・多摩川線でのCM動画放映			
(3) 選定理由		東急線での車内広告実施は、ケーブルテレビでの番組放映が前提となっているため、「ケーブルテレビ番組での情報発信」と合わせて今後の事業の方向性を検討する必要がある。 また、契約方法の見直し等により、CM枠で別の動画を流すなど、ケーブルテレビ番組と切り離れた事業のあり方を検討されたい。			
(4) 事業目的		多様なライフスタイルや価値観を持った区民に効果的に情報を伝えるため、区民にわかりやすく情報発信を行う。 ケーブルテレビでの情報発信により、インターネットを利用できない状況にある方にも、区政情報を動画で分かりやすく届けることを目的とする。			
(5) 事業概要		東急池上線・多摩川線のサイネージ搭載車両で番組CMを放映している。			
(6) これまでの経過と課題		(経過) 東急線の車内広告は、東急電鉄のグループ会社のケーブルテレビ局が放映を担当しているが、大田区でも区議会からの要望もあり、番組放映を前提として東急池上線、多摩川線での車内広告を実施しており、区内外の多数の乗客に区の魅力をPRする非常に効果的な媒体である。 (課題) 20秒程度の短い時間内で効果的に情報発信するよう制作していく必要がある。 ケーブルテレビでの番組放映が前提となっているため、「ケーブルテレビ番組での情報発信」と合わせて検討していく必要がある。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・要望の大きさから廃止することより、限られた放映枠をいかに効果的な発信とできるか引き続き検討する。 ・区側でお願いできる範囲は限られているが、放映枠の拡大など、どのような強化策が可能か引き続き検討する。			・広報活動の更なる強化を図り、事業の方向性を引き続き検討していく。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒
年間 60時間	年間 60時間				
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間				
(11) 改善後の業務量見込み					
年間 60時間					
うち会計年度任用職員 0時間					
(12) 改善策に対する評価		・車内での動画放映の効果を検証し、改めてCM動画放映の必要性を検討すること。 ・放映を行うのであれば、事業の周知だけでなく放映内容についても効果的な内容となるよう、改めて検討すること。			
(13) 予算・決算の情報 (単位：千円)			(14) 要求と査定経過 (単位：千円)		
令和5年度 当初予算額	924	令和7年度 当初要求額	924		
令和5年度 決算額	924	企画経営部長 査定後要求額	924		
令和6年度 当初予算額	924	区長査定 予算(案)	924		
(15) 査定の考え方		新たなシティプロモーション戦略の下でのホームページやシティプロモーション専用サイトなどを含めた区の広報媒体のあり方、広報戦略について査定を行い、要求を認めた。			

No.	4			
(1) 部局名	企画経営部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	専門相談業務			
(3) 選定理由	現在の「電話受付・対面相談」という形に加え、「システムによる自動受付・オンライン面談」という形も付加することにより、業務の効率化を図る必要がある。 (オンライン面談については子育て支援課のオンライン個別相談、面接予約システムについては健康づくり課の「妊婦面接予約システム」などの導入実績あり)			
(4) 事業目的	区民生活の安定に資するために区民等からの相談に応じ、適切な指導・助言を行う各専門家による無料相談を実施する。 各種専門相談（法律相談、不動産取引相談、登記相談、社会保険労務相談、税務相談、公証相談、健康相談、行政相談、行政手続無料相談、土地家屋調査士無料相談）			
(5) 事業概要	本庁舎2階区民相談室で行う各種専門相談で、事前予約が必要なものは広聴広報課広聴担当にて予約等を受付し、当日の受付窓口及び案内を行う。 ・法律相談（予約制・毎週月曜、水曜、金曜日） 相談員：弁護士 ・不動産取引相談（第1・3日木曜） 相談員：宅地建物取引士 ・登記相談（予約制・第3火曜日） 相談員：司法書士 ・社会保険労務相談（第1・3日火曜） 相談員：社会保険労務士 ・税務相談（予約制・第2木曜日・4月から第4木曜追加） 相談員：税理士 ・公証相談（第1火曜日） 相談員：公証人 ・健康相談（毎週木曜・予約制、予約、受付等案内は大森医師会に対応） 本庁舎1階南ロビーで実施している各種専門相談に関しては、事前予約の必要がなく、当日の設営準備及び受付・案内等は各種専門相談の実施団体で対応。 ・行政相談（第1・3火曜日） 相談員：行政相談委員 ・行政手続無料相談（第4木曜） 相談員：行政書士 ・土地家屋調査士無料相談（第1水曜日） 相談員：土地家屋調査士			
(6) これまでの経過と課題	専門相談は相談員は区職員ではなく、外部機関を通じて専門員にお願いし、予約等専門相談のご案内については、広聴担当職員が行っている。今後の広聴窓口DX化につなげるため、令和5年8月に広聴担当窓口において職員の負担減、業務改善、区民サービスの向上を目的として、広聴担当職員に課題等の聞き取り調査を行った。 専門相談の受付等においてよくある問合せ内容は、「どの相談先が適切なのか」が多いため、予約受付システムだけでは不足するので、AIチャットボットも取り入れた相談対応も可能なシステムが求められる。また、広聴窓口では専門相談以外の相談も対応するため、専門相談の予約システムではない、「相談受付」とするAIチャットボットで対応し、該当する専門相談先、そのほかの部署等を案内できるようになることが望まれる。江戸川区が導入している通話の自動記録や通話の共有機能及び重層的支援体制の構築の中で、相談内容を庁内共有することの検討など、区の相談事業全体での検討が必要。なお、法律相談については、令和6年10月より、一部オンライン相談を実施している。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・相談受付における主な内容をまとめる。 ・令和8年度導入に向けて情報政策課と検討。 ・相談受付を担当する関係部局との連携。		・専門相談の申し込み予約システムを含む相談支援システムの導入。 (広聴窓口対応だけでなく、他部署にもよくある相談・問合せ内容も取り込んだもののほうが見直しを図れる。) ・相談内容と回答を検索できるようにし、それを別の相談対応時に活かす。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 3,825時間		年間 3,825時間		年間 3,535時間
うち会計年度任用職員 3,670時間		うち会計年度任用職員 3,670時間		うち会計年度任用職員 3,399時間
(12) 改善策に対する評価	・区民サービスの向上を最優先に、相談支援システムの導入及びオンライン相談の実施にあたっては、業務の効率化につながるよう整理すること。 ・関係部局との連携にあたっては、スピード感をもって計画的・段階的に実施すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	14,350	令和7年度 当初要求額	15,214	
令和5年度 決算額	13,951	企画経営部長 査定後要求額	15,214	
令和6年度 当初予算額	13,985	区長査定 予算(案)	15,214	
(15) 査定の考え方	需要の高い法律相談においてオンライン相談を開始するなど、区民のサービスの向上及び合理化が図られており、要求を認めた。			

No.	5				
(1) 部局名	企画経営部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	シティプロモーション専用サイトでの情報発信				
(3) 選定理由	現在区では、「Unique Ota」に加え、区公式HPや観光協会公式サイト「大田ナビ」において、区の観光情報等の発信を行っている。シティプロモーションにおける「区の魅力発信」は観光など目に見える形のみならず、福祉・子育て、教育、防災などハード面のより良い魅力も合わせて行うものだと考える。 新たなシティプロモーション戦略で定めていく今後の方向性を踏まえつつ、専用サイトである意義も含め、他のサイトとの差別化を含めて見直す必要がある。				
(4) 事業目的	大田区基本構想を実現するための区の方針として、シティプロモーションの強化が掲げられた。 (1) 住む場所・働く場所・学ぶ場所・訪れる場所として選ばれ、まちの活力を維持・向上させていくため (2) 区の認知度やブランドイメージを向上させるため (3) 区民が暮らしに愛着や誇りを持ち、定住性を向上させるため				
(5) 事業概要	1 シティプロモーション専用サイト「ユニークおおた」への記事掲載 (1) 特集記事 年12本 (委託事業者と連携し作成する) (2) 区職員が作成する記事 (3) サイトユーザー登録者が作成する記事 2 シティプロモーションSNSでの情報発信 (1) Xでの発信 (2) Instagramでの発信 (3) Facebookでの発信 (4) 効果分析などに必要なフォロワー数、ビュー数などの計測				
(6) これまでの経過と課題	観光サイトは区外からの来訪者に特化した発信の強化、区公式サイトは災害時などに正確かつ迅速な発信に注力している。一方、大田区シティプロモーションサイト「ユニークおおた」は、区の多様な魅力の情報一元化により戦略的に区内外へ発信するため、特集記事、イベント、区内の最新ニュースなど、区の魅力に関わる情報について、区のほか、区が認める区内団体等の記事も掲載している。令和5年度においては、観光・グルメ情報だけでなく、区のめざすまちづくり（SDGs 未来都市や鉄道の魅力あるまちづくり）の発信に取り組んだ。また、公園やイベントなど子育て世帯向けに、生活する上での魅力の発信を強化し、差別化した結果、5年度調査ではユニークおおたの認知は前年の約3倍になった。課題は、現行の戦略はターゲットが広く、サイトが総花的で戦略性に欠けている。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
・6年度に開催する大田区シティプロモーション戦略推進会議において、サイトの在り方を含めた時代に即したシティプロモーション戦略を検討していく。 ・同じく6年度、戦略で新たなターゲット・対象に応じた地域資源の魅力を研ぎ澄ましていくので、6年度に引き続き、7年度は区公式、ユニークおおたの両サイトを新たなターゲットに訴求するものとなるようHPをリニューアルしていく。 ・子育て世帯向けの専用サイト（他自治体では移住促進専用サイトを設ける事例あり）を作成するか検討していく。		・6年度に開催する大田区シティプロモーション戦略推進会議において、サイトの在り方を含めた時代に即したシティプロモーション戦略を検討していく。 ・7年度の検討結果を踏まえ実施する。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 480時間			年間 480時間		
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・新たなシティプロモーション戦略における目標やターゲットを明確にしたうえで、適切な情報発信手法を検討すること。 ・これまでのシティプロモーションの成果や課題を踏まえ、専用サイトである必要性を改めて検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		13,365		令和7年度 当初要求額	15,587
令和5年度 決算額		12,155		企画経営部長 査定後要求額	14,762
令和6年度 当初予算額		15,213		区長査定 予算(案)	14,762
(15) 査定の考え方		新たなシティプロモーション戦略の下でのホームページやシティプロモーション専用サイトなどを含めた区の広報媒体のあり方、広報戦略について査定を行い、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	6				
(1) 部局名		総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		DVセンターの管理運営			
(3) 選定理由		適切な支援を事業の目的として設定されているため、「適切な支援が実施できているか」についての効果検証が必要である。 また、個別ケースに適切に対応できているか、出来ていないのであれば何が課題かを明確化した上で、関連性の高い事業とのより良い連携のあり方を検討されたい。			
(4) 事業目的		配偶者暴力被害者の支援等を行う関係部署及び関係機関との連携、調整により、区における配偶者暴力被害者に対し、適切な支援を行う。			
(5) 事業概要		(1) 配偶者暴力の被害者支援 ・DV相談ダイヤル及び生活福祉課における相談から適切な支援を実施する。 ・関係部署及び関係機関等との連携強化を図ることで、被害者の多様な課題解決に向けた支援体制の構築を図る。 (2) 職員向けDV防止研修の実施 ・被害者支援及び窓口業務を行う職員に対して、DVに関する知識や被害者及び加害者等への適切な対応などについて研修を実施し、被害者に対する支援や対応等の向上を図る。			
(6) これまでの経過と課題		配偶者暴力相談支援センター(以下、配暴センター)は、平成30年に、人権・男女平等推進課と生活福祉課の機能整備を行い、これまで生活福祉課のみで受けていた相談を拡充し、DV相談ダイヤルを開設した。DV相談ダイヤルは、DVに悩む相談者の一義的窓口であり、相談内容により社会資源の案内や、具体的な支援を希望した場合は生活福祉課を案内している。生活福祉課は、相談から一時保護、その後の自立に向けた支援等を行っている。人権・男女平等推進課はDV相談ダイヤルと生活福祉課を繋ぐ役割を担い、必要に応じて相談者の情報共有・情報提供を行っている。相談者の置かれた家庭状況や周囲の環境等、一人ひとりの事情を考慮した支援内容となるため、対応する職員には一定の業務スキルが必要であるが、相談員の確保と人材育成は課題となっている。 現在、人権・男女平等推進課とDV相談ダイヤル相談員との月一回の打ち合わせ会にて、相談内容の情報共有や支援の方向性等を検証を行っている。また、大田区政に関する世論調査等の結果から、DV相談ダイヤルの認知度は決して高いものではなく、今後も周知啓発の必要がある。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・大田区政に関する世論調査や区民意識調査の結果から、暴力被害における相談窓口のさらなる周知啓発が必要であり、その方法の見直しを行う。 ・DV相談ダイヤル相談員が生活福祉課女性相談支援員に被害者情報を連絡する場合、一旦、人権・男女平等推進課を介して連携しているが、急ぎの内容である場合が多く、相談者にとって不利益な支援とならないよう、情報共有体制の見直しが必要である。 ・DV相談ダイヤル相談員は委嘱であり、その性質上、積極的な研修参加は難しく、新しい情報のアップデートは個々による。相談員の相談技術や専門的知識のバランスを保つため、相談の在り方について、他区の情報収集を行っていく。			・DV相談ダイヤルの在り方について、他区の状況を把握し、運営方法等の方向性を検討する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 360時間	年間 648時間		年間 106時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・生活福祉課と役割を分けて実施していることの効果や課題を分析するとともに、国や都なども同様の相談を行っていることから、改めて事業内容の整理を行うとともに、利用者にとって分かりやすく不利益とならないよう組織体制を含めて実施手法を検討すること。 ・相談員の雇用形態については、他自治体の事例等を分析し、被害者支援・相談員のスキルアップの双方にとって最適な雇用形態を検討すること。			
(13) 予算・決算の情報 (単位：千円)			(14) 要求と査定経過 (単位：千円)		
令和5年度 当初予算額		9,194	令和7年度 当初要求額		8,499
令和5年度 決算額		6,268	企画経営部長 査定後要求額		8,499
令和6年度 当初予算額		8,677	区長査定 予算(案)		8,499
(15) 査定の考え方		配偶者暴力の被害者相談支援の流れ、配偶者暴力相談支援センターの機能、役割について査定を行い、引き続き関係部局と調整することを前提に要求を認めた。			

No.	7				
(1) 部局名		総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		職員採用PR動画作成委託			
(3) 選定理由		就職先自治体を検討中の受験者に対し、どのような動画が希望先自治体の決定に効果的であるかを分析・予測する必要がある。このため、内定者や新規採用職員等の若手職員の声を動画内容に反映させ、よりニーズに適合したコンテンツとしていくことが求められる。また、若手職員の生の声を届けることに加え、区の魅力を発信することも採用PRにつながると考えられるため、シティブロモーションのコンテンツ等との連携も含め、効率的に魅力を発信する必要がある。			
(4) 事業目的		困難な区政課題に立ち向かう熱意ある職員の採用に向け、就職先としての大田区を選択してもらう必要がある。こうした中で、区の魅力や、区職員として働くイメージを具体的に分かりやすく理解していただき、「大田区の職員として活躍したい」という気持ちの醸成を目的とする。			
(5) 事業概要		他自治体や一般企業においても技巧を凝らした動画による採用PRが展開されている。大田区においても、入庁後のイメージを具体化できるよう、区の魅力や事業のPRとともに、仕事の「やりがい」など区職員の「生の声」を盛り込んだ採用PR動画を作成・配信する。併せて、こうした内容を活かした職員採用案内の冊子も作成し、各種採用説明会等での配布を行い、効果的な採用活動を推進していく。			
(6) これまでの経過と課題		採用PR動画については、受験者のニーズをより反映したコンテンツとなるよう、若手職員の声を踏まえ内容を決定している。また『マイナビ2025年卒大学生公務員イメージ調査』によると、「どのようにすれば公務員になりたい気持ちが高まると思うか」との質問に対し、「仕事内容について知る機会があれば」との回答が最も多かった。こうした最新トレンドを常に把握したうえで動画作成に反映していく必要がある。また、採用PR動画として、区の魅力を発信することも必要とされる一方で、職員採用という視点からは、「働きやすい職場環境」や、先輩職員が取り組んだ具体的な業務を紹介するなどして、「大田区職員として働くやりがい」や魅力を発信していくことがより重要である。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
令和6年度から、多数職種の若手職員と人事課担当者による検討会を行い、「働きやすい職場環境」や、先輩職員が取り組んだ具体的な業務紹介、「大田区職員として働くやりがい」や魅力の発信に向け、既に改善に着手している。 今後もこうした検討を重ねるとともに、受験予定者向けの合同説明会等の機会を活用するなど、より多くの対象者のニーズを把握し検討材料として活用していく。			様々な機会をとらえた対象者のニーズを的確に分析・再検証し、コンテンツのブラッシュアップに努める。また、動画視聴が大田区を希望するという意思決定に影響を与えた割合等の検証を通じて今後の最適な本事業の展開についても検討する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 420時間	年間 500時間		年間 420時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・新規採用者に限らず若手職員から広く意見を募り、受験者のニーズを分析するとともに、採用PP動画の評価・検証を適切に行い、従来の手法等にとらわれず、受験者への届きやすさを最優先に検討すること。 ・他自治体や民間企業のPR動画を分析し、より受験者の目に留まるコンテンツとなるよう工夫すること。 ・今後の安定的な職員の確保に向け、「人材育成基本方針」の策定だけでなく、職員の採用戦略について早期に示すこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		3,300	令和7年度 当初要求額		7,590
令和5年度 決算額		3,300	企画経営部長 査定後要求額		7,590
令和6年度 当初予算額		3,300	区長査定 予算(案)		7,590
(15) 査定の考え方		新たな「人材育成・確保基本方針」の目標、重点項目について査定を行い、受験者への届きやすさを最優先に、広告掲載や公開時期の検討を前提に要求を認めた。			

No.	8			
(1) 部局名	総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金			
(3) 選定理由	区民の利便性向上の観点から、行政手続きのオンライン化による「行かない・書かない」窓口の実現が求められている。防災市民組織のみならず、防災危機管理課で実施している各種給付・助成金については、可能な部分からオンライン化を図る必要がある。			
(4) 事業目的	災害時の共助活動の中心を担う防災市民組織の活動を支援し、地域防災力の向上を図ることを目的としている。			
(5) 事業概要	「大田区防災市民組織等に対する防災資器材の助成及び助成金交付要綱」に基づき、防災活動を実践する自治会・町会等の防災市民組織に対して、スタンドパイプや可搬ポンプ等の防災資器材を支給している。また、防災に係る資器材の購入経費や活動経費を助成している。			
(6) これまでの経過と課題	当事業は昭和51年に開始し、大震災及びその他の災害に際し被害を軽減することを目的に、自治会・町会の防災市民組織及び臨海部企業連合組織の自主防災組織を対象として、防災資器材の支給や助成金を交付している。 手続き上必要な申請書類は区と自治会・町会間で紙媒体でやり取りしている。申請書類は区ホームページに様式を掲載し、提出先を防災危機管理課以外に各特別出張所経由でも可能とするなど、申請者の利便性を考慮している。現状として、約8割の自治会・町会が手書きで申請書類を作成した上で、各特別出張所を経由して提出している。 オンライン化の課題として、①対象である自治会・町会の理解が得られるシステムの構築が不可欠であること、②申請過程で紙資料を電子ファイルに変換する必要があることがあげられる。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
LoGoフォーム（または東京電子申請共同サービス）の導入可能性を検討する。 本事業は申請にあたり、区側で事前に算出する分（各自治会・町会ごとの世帯数等）と、申請者が算出する分（防災に関する資器材の購入経費や各種訓練実施回数）から構成されている。 このことを踏まえて申請フォーマットの整理と、実装に向けたスキームを構築する。また、必要性によっては申請項目の精査など、要綱の改正を検討する。		令和7年度に検討した内容を踏まえ、令和8年度中に ①申請上の問題点の検証 ②自治会・町会用の申請マニュアル、QA等の整備 ③申請方法変更に向けた事前説明 を進め、令和9年4月申請分からオンライン手続きの導入実装に向けて取り組む。 ただし、申請方法をオンラインのみにした場合、自治会・町会の負担がかえって増える可能性があるため、現在の紙媒体での申請方法の取りやめ時期については慎重な対応が求められる。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 70時間		年間 100時間		年間 50時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・申請のオンライン化により、手続きの簡略化及び業務効率化について取り組み、自治会・町会の負担が軽減できる仕組みを検討すること。 ・見直しに当たっては、情報政策課の「DXよろず相談」等を活用すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	194	令和7年度 当初要求額	244	
令和5年度 決算額	160	企画経営部長 査定後要求額	244	
令和6年度 当初予算額	194	区長査定 予算(案)	244	
(15) 査定の考え方	申請のオンライン化の促進について、地域力推進部と連携し、自治会・町会のDX化の取り組みの中で実施することを前提に要求を認めた。			

No.	9				
(1) 部局名		総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		各種助成金等（防犯カメラ）			
(3) 選定理由		防犯カメラ設置場所の偏在化という課題がある中、助成制度のあり方（設置主体、設置量、地域偏在、助成水準（東京都の補助の活用による）など）を改めて検討した上で、防犯カメラの整備計画を策定するなど、区の政策意図を明確にする必要がある。			
(4) 事業目的		地域団体が行う自主的な防犯活動に対して補助金を交付することにより活動の充実を図り、区民が安全に安心してくらするまちづくりを進めていく。			
(5) 事業概要		・地域団体が防犯カメラを設置する際に補助金を交付する他、設置後の維持管理経費等についても交付。			
(6) これまでの経過と課題		・防犯カメラ設置による犯罪発生抑止効果や、万が一発生した場合の証拠保全能力（犯人の迅速な検挙）など、防犯カメラの有用性に疑いはない。 ・自助・共助・公助の枠組みの中、地域防犯活動の一環として自治会や町会、商店街といった地域団体が設置を進めるため、区が設置主体となることは想定しておらず、区主導の整備計画に馴染むものではない。都の補助も地域団体による設置を想定している。 ・防犯カメラは高額であるため、地域団体にとっても設置経費は負担が大きいが、都の補助に加え、区が補助することで負担が軽減され設置が促進されたと考えられるので、継続が必要である。 ・地域偏在に関しては設置主体の理解が欠かせないため、未設置地域の機運を盛り上げるべく毎年設置に係る補助の案内を行っているほか、事前個別相談に応じるなど、広報・啓発活動を通じて、積極的に働きかけを行っている。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・都は防犯カメラの設置を促進するため、令和6～8年度にかけ補助率の上乗せを行っている。区はこの機を逃さず、補助率が上乗せされた場合とそうでない場合の対照表を記載したリーフレットを新たに作成し、設置に係る自己負担が大幅に軽減されることをアピールするほか、申請に必要な書類の見直しを図り、地域団体の事務負担を軽減する。あわせて未設置の地域団体に対して防犯カメラの有用性を積極的にお知らせすることで、設置に対する機運を醸成していく。 ・未設置地域の設置を促進するために特定の地域のみ補助率を上乗せすることも考えられるが、既に設置済の地域団体との公平性の観点から、極めて慎重な検討が必要。			・令和7年度と同様であるが、都の補助率が元に戻った場合の対策について、検討が必要。都が上乗せしていた分を区が独自に補助することも考えられるが、慎重な検討が必要。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 600時間	年間 600時間		年間 420時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・防災危機管理課で把握している防犯カメラの設置状況から、区内の防犯カメラ整備率や地域偏在の状況を分析し、未設置地域に対して設置を強く働きかけるよう内容を工夫した広報・啓発活動策を検討すること。 ・令和8年度の都の補助事業が終了した場合の方向性を整理すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	58,327	令和7年度 当初要求額	94,791		
令和5年度 決算額	66,081	企画経営部長 査定後要求額	94,791		
令和6年度 当初予算額	94,166	区長査定 予算(案)	94,791		
(15) 査定の考え方		防犯カメラの設置地域の偏在の分析と対策について査定を行い、事業期間を東京都の補助期間とすることを条件に要求を認めた。			

No.	10						
(1) 部局名		地域力推進部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		自治会・町会活動支援					
(3) 選定理由		自治会・町会は役員の高齢化に伴う人材の確保、加入率の低下等の課題に直面している。他自治体の事例（自治会町会の交付金化等）について情報収集し、効果検証の上、若年齢層の自治会・町会への加入を促すことにより持続可能な自治会・町会運営が図れるような仕組みを検討する必要がある。 また、職員の業務量の縮減を含めた、事業の効率化を図り、事業実施の手法やあり方について見直す必要がある。					
(4) 事業目的		自治会・町会との協力体制を確立し、区政の普及を図る。					
(5) 事業概要		①自治会連合会定例会等 自治会連合会等との情報交換として定例会を月1回開催（1月、8月除く） また、自治会連合会が組織する自治会・町会あり方検討会、研修部会、防災部会などの活動を支援 ②自治会・町会長大会 年1回 218自治会・町会の懇親及び自治会・町会正・副会長永年功労者に感謝状贈呈 ③地域力推進活動負担金 自治会・町会、地区自治会連合会の地域活動の支援として交付					
(6) これまでの経過と課題		・自治会連合会は、人材の確保、事業の効率化、財政上の基盤強化などの検討のため平成27年度に「あり方検討会」を設置、区はあり方検討会と協働し、好事例集の共有やＨＰの作成、課題解決講演会の開催など様々な活動を通じて、自治会・町会活性化支援を行ってきた。 ・地域の課題である「重層的支援体制の整備」研修や「避難行動要支援者名簿」の活用に向けた取り組みでは、地域が果たす役割などについて共有することができたが、一方で、大規模災害時や「要援護者名簿」を活用した高齢者の見守りなど地域が取組む共助に関しては、役員も高齢化しており人的にも難しいという意見も多い。 ・東京都の町会・自治会活動に関する調査（東京都：令和５年８月実施）によると、自治会・町会の課題として、「町会・自治会への加入の意義やメリットを理解してもらえない」が55.4%、「活動内容を理解してもらえない」が40.7%。一方で、加入している年代は、年齢が上がるにつれて加入することが当然だと感じているが、若い年代ほどメリットがあるかどうかを加入の基準にしている傾向が強い。 ・現在、東京都つながり創生財団が主催する地域活動支援事業（令和５年度～７年度）に参加し、自治会・町会活動に多様な担い手が参画・連携できるような取り組みを整えとともに、ＨＰ作成支援により自治会・町会のデジタルデバйд対策に取り組み、自治会・町会の自立度を高め職員の負担軽減を図っている。					
(7) 令和７年度の具体的な改善策			(8) 令和８年度以降の具体的な改善策				
・自治会・町会加入促進のターゲットを、地域への関心が高くなる子育て家庭（保育園、小学校低学年の子どもをもつ親世代）などを中心に加入促進の取り組み・働きかけを展開する。 ・自治会・町会加入促進用リーフレットを継続して転入者や小学校等で配付し、併せて検証を実施する。 ・業務の効率化、若い世代の加入促進を目的に、都の支援も活用しながら自治会・町会のICT活用を推進し、広報力や訴求力の向上を支援する。 ・引き続き、東京都つながり創生財団が主催する地域活動支援事業に参加し、自治会・町会の自立度を高める。			・子ども向けの「自治会・町会加入促進リーフレット」の検証に基づき事業展開する。 ・引き続き、自治会・町会のICT活用を支援する。 ・自治会・町会の自立度を高めることにより、出張所職員の負担軽減を図る。				
(9) 令和６年度業務量見込み		⇒	(10) 令和７年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 2,916時間			年間 2,916時間			年間 2,916時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・他自治体の先進事例を調査・研究することで、若い世代のニーズに合った活動内容を把握し、イベントだけではなく自治会・町会加入のメリット・魅力を理解してもらえるような自治会町会支援を引き続き検討すること。 ・デジタル掲示板やSNSなどの物的な活用に加え、デジタルデバйд対策など「人」に対する支援もあわせて進めること。 ・職員の負担軽減につながるように、既存の手法にとらわれることなく、業務の効率化や自治会・町会の自立度を高める手法を検討すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和５年度 当初予算額		67,913	令和７年度 当初要求額		71,798		
令和５年度 決算額		640,556	企画経営部長 査定後要求額		71,798		
令和６年度 当初予算額		71,094	区長査定 予算(案)		71,382		
(15) 査定の考え方		区民が安全・安心な生活を送るために事業継続の必要がある一方、人材確保など課題が山積している。他自治体の先進事例を調査し、持続可能な自治会・町会運営が図れる仕組みを検討することを前提に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

No.	11						
(1) 部局名		地域力推進部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		消費者相談					
(3) 選定理由		区民の利便性向上の観点から、行政手続きのオンライン化による「行かない」窓口の実現が求められている。対面の相談のみではなくオンライン面談、電話受付からのシステムによる自動受付へのシフトを検討されたい。					
(4) 事業目的		消費生活全般にわたる相談を受け、事業者との間に生じた苦情を専門的知見に基づき適切・迅速に処理するため、消費生活相談員による助言、あっせん等を行う。					
(5) 事業概要		①消費生活相談員による消費生活相談を行う。 ②最新情報を元にした的確な助言等を行えるよう、相談の質の向上を図るため消費生活相談員に研修の機会を確保する。					
(6) これまでの経過と課題		消費者相談は、契約経緯からの詳細な聴き取りや契約書等関係書類の確認等相談対応の重要な部分であり、相談者と相談員が互いに確認しあつて進める必要があるため、電話及び来所相談によって行っており、約9割が電話による相談である。相談情報は全国の消費者センターや関係省庁が閲覧可能なネットワークシステム（P I O - N E T）で記録・管理しており、消費者事故等の通知はP I O - N E T入力で通知とみなされることなどからP I O - N E Tが必須となっている。現在、消費者庁及び国民生活センターにおいて、消費生活相談デジタル化について議論されており、令和8年度にP I O - N E Tが刷新される予定であり、選定された一部自治体においてはP I O - N E Tに連動するテレフォニーシステムが先行導入予定である。このため、消費者生活センターにおいても、令和7年度に設備を整え、令和8年10月に本格稼働すべく、情報政策課と連携し検討を行っている。オンライン面談等については、国のデジタル化計画の今後の動向によって検討していく。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
・回線及び周辺機器を整備する。 ・新たなシステムに対応するための研修参加する。			・4月～9月は新たなP I O - N E Tシステムを併用し試行し、10月に本格稼働する。 ・テレフォニーシステムの導入は国の計画に沿って導入する。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 15,770時間			年間 15,870時間			年間 15,770時間	
うち会計年度任用職員 10,710時間			うち会計年度任用職員 10,744時間			うち会計年度任用職員 10,710時間	
(12) 改善策に対する評価		・区民の安全・安心を担保し区民サービスを高めることを第一に考え、現状の方法にとらわれず考えうる手段について検討すること。 ・PIO-NETについては、情報政策課と連携の上、引き続き導入に向けた整備を進めること。整備に当たっては消費者相談の解決率向上や、業務の効率化等に向けた仕組みを検討すること。また、国の今後の動向を見据えながら、メールでの相談等も含め、オンライン相談の導入が可能であるか検討を進めること。ただし、検討の際には来庁相談のニーズ等も十分考慮すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		1,379		令和7年度 当初要求額		1,681	
令和5年度 決算額		1,170		企画経営部長 査定後要求額		1,594	
令和6年度 当初予算額		1,566		区長査定 予算(案)		1,594	
(15) 査定の考え方		事業者との間で生じた問題へ行政が助言、あっせんを行うことは区民の安全・安心な生活の維持に必要であること、消費者相談員が最新の情報を研修で取り入れる必要性を整理し、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

No.	12				
(1) 部局名		地域力推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		大田区子ども・若者総合相談体制及び居場所の整備			
(3) 選定理由		「フラットおおた」について、「中高生ひろば」や児童館で実施している「中学生タイム」と対象者や事業内容の重複が見られる。事業目的からは、「福祉」や「こどもの居場所」といった要素が見られ、福祉部やこども家庭部との親和性が高いことから、重層的支援体制整備事業など、区が持つ資源を鑑みて所管部や本事業の位置づけについて検討されたい。			
(4) 事業目的		困難を有する子ども・若者を特定の年齢や分野の狭間で途切れることなく迅速・的確な支援につなげていくため、相談窓口を通じ適切な支援につなげるとともに、居場所の提供や各種参加活動の機会を提供することにより、社会参加への機会を拡大し、就労支援、就学支援を含む自立への支援体制を整備する。			
(5) 事業概要		1 「大田区若者サポートセンター フラットおおた」の運営 様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象として、電話やメール、対面での相談に加え、チャットによる相談システムを導入した総合的な相談窓口を運営する。 また、自由に過ごせる居場所も併設し、様々な交流体験プログラムを実施する。 2 「大田区子ども・若者支援地域協議会」の開催 (1)代表者会議（年1回開催）：子ども・若者を取り巻く社会課題全般に対する課題共有、方向性を審議する。 (2)実務者会議（年1～2回開催）：ケースの進捗管理、課題を検討する。 (3)個別ケース検討会議（随時開催）：個々の子ども・若者の課題確認等を特定関係機関等の個別ケースに直接関わりのある担当者により協議する。			
(6) これまでの経過と課題		中高生ひろばは、主に放課後の学生が活発に活動したり、宿題をする等学習の場として利用されている。一方、フラットおおたは、学校に行くことができない、仕事が続かない等、通常の生活をするにあたり悩みを多く抱えるこども・若者に加えて、精神疾患のあるこども・若者も利用されることから、自立に向けた支援の場となっている。これらのことから、両施設は対象年齢が重なるものの、役割が異なるものであることを両部（地域力推進部・こども家庭部）で確認した。 開設より約2年が経過し、中高生ひろばの他にも、様々な関係機関との連携体制が確立されてきている。こども・若者の問題は、悩み事が多岐に渡ることから、福祉・こども・教育といった関連部局や、医療・就労などの外部機関等、様々な分野で引き続き連携を確保する。若者のニーズに合わせた新たな分野における連携先の開拓、区民サービスの向上に向けた効果的な執行体制については今後の検討課題である。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・利用者の性質や、相談や悩み事の所在が多岐に渡ることから、国の動向や先進自治体の取組を調査する。 ・区民サービスの視点から、現状における課題の有無を洗い出す。 ・利用者傾向・ニーズを踏まえ、事業実施手法を整理する。			・引き続き多様な主体との連携を図ると共に、重層的支援体制整備等の既存資源を活用の上、分野横断的な支援体制整備を推し進める。 ・関係所属と課題を共有し、必要に応じて分掌範囲の整理や執行体制の再構築も視野に検討する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,225時間			年間 1,225時間		年間 1,225時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・利用実態・利用者層を分析し、当初の施設の設置目的に実態が合っているかを検証することにより、施設のあり方を見直すこと。見直しの際には、拠点施設を増やすだけでなく、他自治体で導入が始まっているインターネット上の仮想空間を活用した居場所づくり等も手段として検討すること。 ・また、部局間連携を進めるだけでなく、令和8年度の子ども・若者計画改定に合わせ、分掌範囲の整理をすることで、事業所管のあり方を含めて効果的・効率的な執行体制について検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		63,252	令和7年度 当初要求額		78,005
令和5年度 決算額		62,319	企画経営部長 査定後要求額		78,005
令和6年度 当初予算額		64,339	区長査定 予算(案)		74,170
(15) 査定の考え方		居場所の利用件数が増加している一方で、他部局所管の施設と利用者層重複の課題があることから、部局間連携・分掌範囲の整理を前提に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	13						
(1) 部局名		地域力推進部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		子どもガーデンパーティー					
(3) 選定理由		本イベントは戦後の混乱期からはじまり、休日を親子で過ごす機会に恵まれないこどもたちに遊びの場を提供しようと、地域の人々のボランティアによりはじめられたもので、地域全体で見守り育てる大田区の青少年健全育成のための原点である。 時代の流れの中で事業開始当初と現在の事業目的が変化していることを踏まえ、事業目的を再設定し、目的達成のための取組となっているかを検証する必要がある。					
(4) 事業目的		ゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、こどもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみの協力を得て開催している。また、地域の連帯を深める目的もある。					
(5) 事業概要		実施時期：例年4月最終日曜日 会場数：区内11会場（同時開催） 主催：大田区青少年対策地区委員会会長会 共催：大田区、大田区教育委員会 各会場実施内容：ゲーム、軽スポーツ、学校等ステージ発表、消防・警察・企業等出展 他 ・各会場実行委員会が主体となり青少年対策地区委員会や小中学校PTA等多くの団体の協力を得て実施。 ・令和7年度で第74回を迎える。 ・大田区子どもガーデンパーティ実施における補助金交付要綱に基づき区から主催者へ補助金を交付。					
(6) これまでの経過と課題		当事業は、昭和25年に大田区少年少女団体連絡協議会主催、大田区共催で開始した。昭和57年からは大田区青少年対策地区委員会会長会への委託事業、平成15年度からは補助事業として実施。会場数は令和7年度から11会場。現在の事業目的は、こどもたちが身近な環境の中でゲームや軽スポーツなどを通して友達や地域の人々とふれあい、地域の連帯を促進することであり、現代におけるこどもの貧困・体験格差等の社会的課題にも寄与することから、時代の流れとともに変遷することも取り巻く課題への取組という視点においても実施意義を有する。一方、事業効果を高めるには、会場の偏在により参加機会を十分に提供できていない区域の解消や、学校における働き方改革に伴う事業への関わり方の変化や青少対委員の高齢化等への対応、スマートワーク等による職員の業務負担の軽減が課題である。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
・会場の再編 萩中会場（萩中公園）について、糺谷・羽田・蒲田東3地区合同で運営してきたが、会場は蒲田東地区から距離が遠く、かねてから、管内小中学生が集まらない、関係者の協力が得にくい等課題があった。会場及び主催者の意向を踏まえ、蒲田東会場を新設し萩中会場の規模を縮小することで事業全体の効果を高める。 ・webツールの活用 各会場のボランティア募集等事業周知方法について、従来、全面的に学校の協力を得ていた地区もあったが、学校の働き方改革に沿い、LoGoフォーム等webツールを活用している他事業から情報収集し、地域の主体性や考え方を尊重したうえで、新たな募集方法として関係者に情報提供する。 ・スマートワーク推進：各出張所へ事務局の業務範囲について実態調査し、負荷が生じている場面に応じてSwitch Workの視点での提案や18出張所の業務効率化事例の共有を行う。			・地域人材の育成 事業を継続していくうえで、運営主体である青少対委員の固定化・高齢化が課題である。新たな担い手として、リーダー講習会（小学生対象）への参加促進を図り各地区ジュニアリーダーへの加入につなげ、長期的視点で地域人材を育成する。また、小中学校PTA等青少対活動に関連する活動主体に対して青少対事業等とおし地区単位で働きかけることにより人材確保を目指す。 ・スマートワーク推進：7年度の改善策の効果を検証し、各出張所における会議の効率化・デジタル化等、業務改革が可能な場面を抽出し効率化を促すとともに、出張所間の横の情報連携を強化し、18出張所における事務局業務の平準化及び業務量の削減を目指す。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 6,400時間			年間 6,090時間			年間 6,090時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・会場の再編や募集方法へのLogoチャットの導入など、時代や社会情勢の変化を踏まえつつ、現在の業務量の範囲で効率的に実現するための手法を検討すること。 ・Switch Work推進による業務の効率化に加え、職員と青少対委員の役割分担を明確化することで、職員の業務量削減につなげること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		13,806		令和7年度 当初要求額		15,761	
令和5年度 決算額		8,311		企画経営部長 査定後要求額		15,761	
令和6年度 当初予算額		14,349		区長査定 予算(案)		15,761	
(15) 査定の考え方		こどもたちが身近な環境の中でゲームや軽スポーツなどを通して友達や地域の人々とふれあうことで、地域人材の育成やこどもたちの安全・健全な成長につながるるとともに、地域連携の強化に寄与すると考えられるため、要求を認めた。					

No.	14				
(1) 部局名		地域力推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		施設貸出業務（山王会館）			
(3) 選定理由		現在は、国際交流施設として利用している分も含めて稼働率が非常に低い状況にある。 施設・設備の老朽化が進む中、持続的に事業を行っていくためには、より有効的な活用方法や施設のあり方を検討する必要がある。 令和6年度予算の査定経過を十分考慮したうえで、見直しに向けて検討されたい。			
(4) 事業目的		広く区民の文化活動及び地域活動の促進を図り、文化の向上及び地域の振興に寄与するため、施設貸出業務を行う。			
(5) 事業概要		集会室、地域交流施設の貸出業務			
(6) これまでの経過と課題		1 稼働率が非常に低い状況 ・コロナ禍の令和2年度以降、新井宿特別出張所が所管する集会室・地域交流室の利用件数は大きく減少し、5年度の稼働率も集会室22%、地域交流施設13%と低迷している。 ・令和5年度に地域交流施設の空調設備の緊急工事等を実施したため、短期ではあるが利用停止期間があった。空調設備の不調が、特に夏季の稼働率低下の要因であった。 2 有効的な施設活用方法 ・開館から29年が経ち、施設・設備は、空調、外壁の老朽化による雨漏りや白カビ、照明の故障などの課題を抱える。 3 施設のあり方検討 ・区の施設が少ない山王地区にとって、地域振興の観点から本施設は貴重で不可欠な存在となっている。 ・令和5年8月のセラム訪問団からの施設や事業者に対する評価は高く、国際交流事業に本施設は大きく貢献している。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
1 稼働率向上のための広報活動 (1)既存利用団体、過去の利用団体への利用勧奨。 (2)山王会館PRツール（紙、電子）の作成。 (1),(2)を委託事業者、出張所が一体となり実施。 2 有効的な施設活用 (1)利用者のニーズをアンケート等で調査し、利用しやすい施設・設備の整備を実施。 3 施設のあり方検討 (1)国際交流施設を所管する国際都市・多文化共生推進課と連携を深め、稼働率向上を含めた施設のあり方を検討。		1 稼働率向上のための広報活動 (1)令和7年度の実績を踏まえ、8年度には指標を決めたうえで実施する。 (2)利用勧奨、PRツールの活用は委託事業者、稼働率管理は新井宿特別出張所が行う。 2 有効的な施設活用 (1)大田区公共施設個別施設計画を踏まえ、来る長寿命化改修の時期を見据えた設備改修を、関係部署と協議のうえ計画的に進めていく。 (2)設備の予防的な一斉更新工事等は行わず、不具合が生じた時点で関係部署と連携をとりながら対応の検討を行う。また将来的な大規模改修に備え、稼働率の推移をふまえ施設のあり方を絶えず検証し続ける。 3 施設のあり方検討 (1)国際都市・多文化共生推進課に加え、文化振興課、郷土博物館とも連携を深め魅力ある施設となるよう、令和8年度以降もあり方を検討する。 (2)国際都市・多文化共生推進課との協議では、国際交流施設としての特色を際立たせた周知等について協議し、稼働率向上に向けて鋭意検討する。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 311時間			年間 396時間		年間 280時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・稼働率の低さ・施設の老朽化という問題があることから、「将来の費用負担に見合う必要不可欠な施設であるか」という点を踏まえて今後の施設の在り方を検討すること。 ・引き続き貸出を行う場合は、国際交流施設として位置づけられているという特徴を生かし、文化センター・区民センター等の他施設との差別化を図ることで、稼働率の向上に努めること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		29,836	令和7年度 当初要求額	31,745	
令和5年度 決算額		32,824	企画経営部長 査定後要求額	31,745	
令和6年度 当初予算額		30,615	区長査定 予算（案）	31,707	
(15) 査定の考え方		コロナ禍以降の稼働率の低迷から現在まで回復がない現状と、施設の大規模改修の時期を踏まえ、施設のあり方を早期に検討することを条件に要求を認めた。			

No.	15				
(1) 部局名		地域力推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		指定保養施設（指定保養施設利用者への補助）			
(3) 選定理由		区立保養施設とのすみ分けについて確認できないか。 また、時期を限定して補助率を上げるなど、手法を再検討する余地があるのではないか。			
(4) 事業目的		区立保養施設を補完し、質・量ともに安定的にサービスを提供することで余暇活動の充実を図り、ひいては区民の健康増進に繋げる。			
(5) 事業概要		保養施設として区が指定した施設を対象者が利用した際、宿泊料金の一部補助を行う。 ・対象施設（令和6年度） 伊豆長岡温泉京急ホテル、 ニュー・グリーンピア津南、 ゆがわら 水の香里、 シャトレゼホテル石和 ・区の負担額 1人1泊につき2,000円 ・利用泊数 4月1日から翌年3月31日のうち、1人につき2泊まで			
(6) これまでの経過と課題		本事業は区民等の健康増進に寄与し、福祉の向上を図るため、民間施設を保養施設として指定し、その利用に際し、宿泊料金を一部補助する事業として昭和63年から実施している。平成23年の伊豆高原荘閉館から平成27年の伊豆高原学園開設までの期間は、指定保養施設数の拡充により利用者数が増加し区民ニーズの充足に寄与していたが、平成27年以降は減少傾向となっている。区立保養施設（休養村とうぶ・伊豆高原学園）は校外学習施設としても利用しており、宿泊時期や客室等に制約がある側面もあるため、その補完的な役割から本事業を継続してきたが、制度創設時と比較し民間のサービスが充実していることや、区立保養施設も安定的に運営している状況から、制度継続の必要性について補助金適正化の取組も踏まえ検討する必要性が生じた。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・令和7年度の指定保養施設の指定に向け、指定保養施設や区立保養施設の利用者数の動向や他自治体の制度の状況を踏まえ、制度継続の必要性について令和6年度中に検討を行った。 ・検討の結果として過去の利用実績が少なかったシャトレゼホテル石和を指定対象から除き、他の3施設について安全性や施設の機能など指定保養施設としての適格性を確認した上で、引き続き令和7年度の指定保養施設として指定した。 ・引き続き各施設の利用状況等を踏まえて、制度の見直しに向けた検討を行う。			指定保養施設や区立保養施設の利用者数、他自治体の制度の状況等の動向を踏まえ、制度継続の必要性について精査を行い、見直しに向けた検討を引き続き行う。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 400時間			年間 350時間		年間 350時間
うち会計年度任用職員 350時間			うち会計年度任用職員 300時間		うち会計年度任用職員 300時間
(12) 改善策に対する評価		時代の変化や区民ニーズに応じた事業の必要性の見直しにより、廃止・縮小も視野に入れながら今後の制度のあり方を引き続き検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		12,000	令和7年度 当初要求額		9,500
令和5年度 決算額		6,634	企画経営部長 査定後要求額		8,500
令和6年度 当初予算額		9,560	区長査定 予算(案)		8,500
(15) 査定の考え方		利用者層の偏りや行政が宿泊補助による余暇活動の充実に経営資源を投資することの必要性を整理し、区立保養施設の充実を進めるなどの取組を行うことで、引き続き今後のあり方について検討することを条件に、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	16		
(1) 部局名	スポーツ・文化・国際都市部		
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	区民スポーツまつり		
(3) 選定理由	本事業により、一定程度区民のスポーツに対する意欲向上に寄与するものと考えられるが、一方で、おおたスポーツ健康フェスタ等の他のスポーツイベントも実施していることから、本事業の目的に鑑み、他のスポーツイベントとのすみ分けを整理したうえで、本事業のあり方を検討されたい。		
(4) 事業目的	区民の間に広くスポーツへの関心と理解を深め、様々なスポーツ種目に親しむ機会を創出する。また、子どもから高齢者まで参加できるプログラムを提供し、健康、体力づくり、生きがいづくりを図るとともに、区民相互の交流の契機とする。		
(5) 事業概要	毎年スポーツの日に大森スポーツセンター等の区内各所でポッチャやバドミントンなどの各種スポーツの体験ができるイベントを実施する。 また、毎年10月中旬頃に区民スポーツまつりの一環として、区内各所を巡るウォーキングイベントを実施する。		
(6) これまでの経過と課題	本事業は、スポーツ基本法に基づき、スポーツの日に、区民に広くスポーツへの関心と理解を深め、様々なスポーツ種目に親しむ機会を創出することを目的に区民相互の交流の契機とする事業である。 平成26年のスポーツ健康都市宣言を機に、宣言を広く周知するための記念事業として「おおたスポーツ健康フェスタ」を実施することとなったが、本事業の目的や対象との違いについて区民に十分に理解されているとはいえない点が課題であった。		
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策	
同じ「スポーツ健康都市宣言記念事業」である「おおたスポーツ健康フェスタ」と統合する。		より効率的に事業を実施するため、会場の集約などについて検討する。	
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒
年間 200時間		年間 300時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(11) 改善後の業務量見込み			
年間 300時間			
うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価	・おおたスポーツ健康フェスタとの統合にあたり、継続的なスポーツ実施のきっかけになるようなイベントとし、その効果を評価できる仕組みとすること。 ・統合イベントを区が実施主体として行うべきかについても検討すること。 ・イベントと別日に実施予定のウォーキングイベントについて、同様の事業であるOTAウォーキングとの統合や、より気楽にウォーキングを行うことができるよう観光協会の既存事業と併せて行うなどの検討を行うこと。		
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額	9,811	令和7年度 当初要求額	11,965
令和5年度 決算額	8,975	企画経営部長 査定後要求額	11,965
令和6年度 当初予算額	11,331	区長査定 予算(案)	11,965
(15) 査定の考え方	おおたスポーツ健康フェスタとの統合により、スポーツに親しむ機会の創出・継続的なスポーツ実施のきっかけとする事業目的の維持について査定を行い、要求を認めた。		

No.	17			
(1) 部局名	スポーツ・文化・国際都市部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	おおたスポーツ健康フェスタ			
(3) 選定理由	あらゆる世代へのスポーツ普及と区民の健康づくりへの意識醸成を図るという事業目的の実現に寄与する効果が出ているかの判断材料として、アンケートの回収率や回収方法の確認が必要である。実人数の把握は可能か、参加者は継続参加か、初回参加者は増加しているか、参加者層は事業目的と一致しているかなどの観点から事業の効果検証を行う必要がある。 スポーツ実施のきっかけになっていると評価できるのであれば、事業目的を「参加者のスポーツ実施率の向上」等へ再設定できないか。またその場合、イベント内で継続してスポーツを実施したい参加者とスポーツ団体をつなぐ役割をもたせることも検討されたい。			
(4) 事業目的	「スポーツ健康都市宣言記念事業」として、様々なスポーツ、レクリエーションプログラムを提供し、特にスポーツ実施率の低い30～40代を中心としたあらゆる世代へのスポーツ普及と区民の健康づくりへの意識醸成を図る。			
(5) 事業概要	スポーツ実施率の低い30～40代女性をメインターゲットに定め、普段運動をしていない人でも気軽に参加できるプログラムを実施することで、スポーツに親しむきっかけをつくる。			
(6) これまでの経過と課題	本事業は、平成26年のスポーツ健康都市宣言を機に、宣言を広く周知するための記念事業及びスポーツ実施率の低い30～40代女性を対象に気軽に参加できるプログラムを実施し、スポーツに親しむきっかけづくりを目的として実施してきたが、「区民スポーツまつり」との目的や対象の違いについて区民の方々に十分に理解されているとはいえない点が課題であった。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
同じ「スポーツ健康都市宣言記念事業」である「区民スポーツまつり」に統合し、廃止する。 その上で、引続きスポーツ実施率の低い30～40代の女性をターゲットとする事業（広報誌「SPOOTA!」における自宅でするトレーニング等の紹介及びトレーニング方法の動画配信など）を実施し、普段運動をしていない方でも気軽にスポーツに親しむきっかけづくりを継続する。				
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 240時間		年間 0時間		年間 0時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・区民スポーツまつりとの統合にあたり、継続的なスポーツ実施のきっかけになるようなイベントとし、その効果を評価できる仕組みとすること。 ・統合イベントを区が実施主体として行うべきかについても検討すること。 ・統合後のイベント効果が、事業目的へ寄与していることを測る仕組みを検討すること。 ・SPOOTA!の動画配信について、区が行う必要があるか、また費用対効果が大いかにの視点で実施可否を検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	5,500	令和7年度 当初要求額	0円	
令和5年度 決算額	5,500	企画経営部長 査定後要求額	0円	
令和6年度 当初予算額	5,270	区長査定 予算(案)	0円	
(15) 査定の考え方	事業対象の30代～40代女性へのスポーツ実施率向上に寄与したと評価した。今後は統合先の区民スポーツまつりやSPOOTA!の動画配信等で引き続き事業効果の維持・向上を図ることとし、区民スポーツまつりへの統合を認めた。			

No.	18						
(1) 部局名		スポーツ・文化・国際都市部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		ランニング環境の整備事業					
(3) 選定理由		身近に楽しめるスポーツとしてランニングの普及を推進し、区民のスポーツ実施率の向上及び健康増進を図るという事業目的であるが、区としての他のスポーツイベントも多数実施していることから、事業目的の整理及び明確化が必要である。 またその目的において、観光協会の街歩き事業との整理、都市基盤管理課のサイクルフェスとの共同実施等、他部局との連携実施を検討されたい。					
(4) 事業目的		区民が気軽に参加できるランニング教室や大会を開催することで、身近に楽しめるスポーツとしてランニングの普及を推進し、区民のスポーツ実施率の向上及び健康増進を図る。					
(5) 事業概要		①ランニング教室 区内在住・在勤・在学の18歳以上を対象に、定員20～30名程度の教室を年3回実施する。 区内の公園や緑地等を活用し、シューズの履き方や足の運び方など、初心者でも取り組みやすい走り方の工夫を学び、実際にコースを走行する。また、教室内で走行したコースを区のホームページにて紹介し、区民の日常的なランニングの取組を促す。 ②ランニング大会 こどもから高齢者までの幅広い世代がひとりでも家族等と一緒に参加でき、ファンランや競技性のある種目など幅広いニーズに対応した大会を開催する。大会以外にも各種スポーツ体験等をサブイベントとして実施することにより、応援に来た友人や家族等誰もがスポーツを楽しむ機会を提供する。					
(6) これまでの経過と課題		本事業は、東京2020大会の開催を契機に高まった区民のスポーツへの関心の向上を目的に、誰もが気軽に取り組めるスポーツであるランニングの普及を推進するため、令和4年度にランニング教室、令和5年度にランニング大会を初開催した。ランニング大会は、こどもから大人まで誰もが参加できる大会と位置付けるとともに、応援に来た家族や友人等、誰もがスポーツを楽しむことができるスポーツの体験会をサブイベントとして実施することで、延べ5,400名にスポーツに取り組む機会を提供し、スポーツ実施率の向上や健康増進に寄与した。 しかし、小学生駅伝大会や当課所管のスポーツ体験イベントなど、事業内容が類似しているものが複数存在している。このことから、目的や課題を精査し、事業統合を行うなどの見直しを行い、さらなる合理化を図っていく。なお、「街歩き事業」については、目的や事業スキームが異なることから、共同実施等に適さない。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
・ランニング教室については、(公財)大田区スポーツ協会もしくは施設の指定管理者の自主事業として実施するよう見直しを行う。 ・区民に対しランニングの普及を図るためには、ランニング大会の継続的な実施が必要である。参加者ニーズの把握と分析に努め、実施種目や大会規模について検討を重ね、事業効果の向上に努める。 ・協賛による財源確保については、より一層取り組む。			・他事業との差別化を図ることを検討しつつ、引き続き参加者ニーズの把握に努め、事業の効果検証を行っていく。 ・小学生駅伝大会は「おおた教育ビジョン」の個別目標3を推進するための主な取組の1つとなっている。ランニング大会との事業整理については、対象者や運営体制が異なることや、小学生駅伝大会の事業スキームがすでに確立されていることから、所管課及び学校等関係機関との継続的な協議が必要である。事業統合等によりコスト削減や事務負担軽減等、期待できる効果も併せて検証し、今後の事業の在り方について検討していく。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み		
年間	4,278時間		年間		5,280時間	年間	5,280時間
うち会計年度任用職員	0時間		うち会計年度任用職員		0時間	うち会計年度任用職員	0時間
(12) 改善策に対する評価		・区が実施主体として行ふべきかについて検討したうえで、区が実施するにあたっては健康増進や健康長寿など事業目的を明確にし、それを踏まえた対象者やコース設定などを考えた事業構築とすること。					
(13) 予算・決算の情報 (単位：千円)			(14) 要求と査定経過 (単位：千円)				
令和5年度 当初予算額		430	令和7年度 当初要求額		30,047		
令和5年度 決算額		16,879	企画経営部長 査定後要求額		24,540		
令和6年度 当初予算額		20,465	区長査定 予算(案)		24,540		
(15) 査定の考え方		区民が継続的にランニングを実施するための有機性を高める仕組みについて査定を行い、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

No.	19						
(1) 部局名		スポーツ・文化・国際都市部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		平和のつどい					
(3) 選定理由		昭和59年の「平和都市宣言」を記念するとともに平和の尊さや大切さを若い世代に語り継ぎ、戦争のない平和なまちを未来へ引き継ぐという事業目的であるが、区民には平和の式典というよりも花火大会として認識されている現状と課題がある。令和6年度より「花火の祭典」から「平和のつどい」へ名称変更し、平和のつどい式典と花火打ち上げについては別会場で開催するとしている。このことを踏まえ、花火打ち上げの意義や目的について整理したうえで、今後の花火打ち上げのあり方について検討されたい。また、花火打ち上げを実施する場合は、他自治体の事例にもあるように平和事業であっても警備費用捻出のため、有料席を設けることも併せて検討されたい。					
(4) 事業目的		昭和59年8月15日に世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、「平和都市宣言」を行った。このことを記念するとともに、平和の尊さや大切さを若い世代に語り継ぎ、戦争のない平和なまちを未来へ引き継ぐ。					
(5) 事業概要		天候に左右されない屋内施設で、本事業の主軸となる「平和記念式典」や平和パネル展、ワークショップなどを実施し、戦争犠牲者への鎮魂と世界平和への願いを込め多摩川河川敷で花火を打ち上げる。					
(6) これまでの経過と課題		・平和の尊さを若い世代に受け継ぐという事業目的を安定的に達成するため、R6より屋内実施の式典と、屋外実施の花火打上の2部構成とした。 ・平和を祈念し、戦争犠牲者への鎮魂の意味を込めて花火を打ち上げてきたが、平和く花火大会としてのイメージが先行している。 ・現行の事業目的では、警備費用等捻出のため、有料化を検討することは事業目的である「平和」との乖離が大きく難しい。 ・他自治体実施の花火大会は、実行委員会形式で観光・産業分野であるものが多く、有料席設置も行っている。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
・平和都市宣言記念事業平和のつどい「平和記念式典」は引き続き8月15日に実施する。 ・花火の打上げに関しては庁内実行委員会形式等での実施を検討する。 ・寄付金控除が受けられるふさと納税を活用したクラウドファンディングおよび花火積み立て基金を調査検討する。			・平和都市宣言記念事業平和のつどいは屋内開催の式典をメインとする方向で検討する。 ・花火打ち上げについては、観光・シティブロモーションなど平和事業とは別趣旨の事業とする可能性も検討する。 ・有料席の設置、企業協賛金による広告収入の増大など、開催経費の縮減に努める。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 2,000時間			年間 3,400時間			年間 1,700時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・事業の必要性・あり方について引き続き検討すること。 ・事業を継続する場合は、花火の打ち上げの事業目的・位置づけを明確に整理したうえで、リスクや課題を踏まえて、実施時期や実施主体・実施規模などについて関係部局と調整を図り、事業効果を高めること。 ・平和記念事業については、花火打ち上げの今後のあり方を踏まえつつ、既存事業との連携を図るなどして事業効果を高めること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		0		令和7年度 当初要求額		122,540	
令和5年度 決算額		61,299		企画経営部長 査定後要求額		121,275	
令和6年度 当初予算額		95,634		区長査定 予算（案）		121,275	
(15) 査定の考え方		花火の平和イベントとしての位置づけ、開催時期、有料観覧席の設置など今後のあり方を整理することを条件に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

No.	20				
(1) 部局名	スポーツ・文化・国際都市部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	友好都市ふれあいひろば、友好都市パネル展、友好都市事業への参加				
(3) 選定理由	本庁舎におけるパネル展や交流自治体のイベントへの参加が交流活性にどれほど寄与しているかを検証した上で、より効果的な交流の手法を検討されたい。 例えば、自治体間の職員交流や、イベント参加時の区民バスツアーの企画、おたのお土産100選の販売等を実施など、より交流促進につながる手法を検討されたい。				
(4) 事業目的	大田区の友好都市である、長野県東御市、秋田県美郷町及び宮城県東松島市の魅力を広く区民にPRすることで交流の発展を図る。また、各友好都市で行われる催事に参加し、交流の機会を持つ。				
(5) 事業概要	①友好都市ふれあいひろば：蒲田西口駅前広場で友好都市の3都市が特産品の販売や都市のPRを行う。 ②友好都市パネル展：本庁舎1階北ロビーにて年に2回実施。各回、各都市それぞれテーマを決めてパネル、ポスター等で区民にPRする。 ③友好都市事業への参加 <東御市> 区長、議長がセレモニーへ招待される「巨峰の王国まつり」への参加 <美郷町> 国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」への参加 <東松島市> 「東松島夏まつり」にブース出展し、大田区のPRを行う				
(6) これまでの経過と課題	本庁舎におけるパネル展や友好3都市ふれあいひろばの特産品販売については、少ない労力で友好都市の認知度アップの役割を担い、これまでの友好都市交流推進に一定程度寄与してきたものと考えられる。また、友好都市はOTAふれあいフェスタ出展や両地域の視察を行い、積極的に交流を図っている。そして、当課以外にも交流や連携を行っており、東御市は休養村とうぶを宿泊先としたバスツアー（毎月）を企画しており、六郷地域の方たちは美郷市へのバスツアーを年1回行っている。東松島市については、東日本大震災におけるボランティア派遣や職員派遣を数年行い、防災のノウハウを区に伝承する防災塾を開催し現地へ訪問し防災知識の向上と交流を深めてきた。 しかしながら、区が友好都市のイベントに出展する際に区のPRが不足していることが課題である。さらなる交流推進に向け、区PR方法の見直しを行い、さらなる合理化を図っていく。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
これまでの取組結果を踏まえて、交流に対する内容の見直しを検討していく。 ・各部局における友好都市との交流の取り組みを把握していくとともに、各地イベント参加の際の大田区お土産100選の販売等を検討し、区のシティプロモーション推進と友好都市交流に繋げる。 ・関係各部（総務、地域力、教育）と友好都市との区民交流（小中学校含む）や職員派遣の検討を行う。 ・友好都市への大田区のPRの強化を行っていく。			これまでの取組結果を踏まえて、交流に対する内容の見直しを検討していく。 ・各部局における友好都市との交流の取り組みを把握していくとともに、各地イベント参加の際の大田区お土産100選の販売等を検討し、区のシティプロモーション推進と友好都市交流に繋げる。 ・関係各部（総務、地域力、教育）と友好都市との区民交流（小中学校含む）や職員派遣の検討を行う。 ・友好都市への大田区のPRの強化を行っていく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 320時間		年間 360時間		年間 360時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価	・各部で実施している友好都市との交流の取組を集約し、友好都市との交流事業全体のコントロールを行うとともに、本事業の必要性を検討すること。 ・取組内容の事業目的への寄与度合いの判断が難しいため、事業で得られる効果を明確にし、寄与度の検証について行うこと。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	1,171	令和7年度 当初要求額	1,287		
令和5年度 決算額	1,151	企画経営部長 査定後要求額	1,287		
令和6年度 当初予算額	1,171	区長査定 予算(案)	1,287		
(15) 査定の考え方	友好都市との交流の目的や交流内容の見直し等について査定を行い、要求を認めた。				

No.	21				
(1) 部局名		スポーツ・文化・国際都市部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		北京市朝陽区及び大連市との交流の推進			
(3) 選定理由		相互派遣受入だが限られた少数の者のみのための国際交流事業は広範囲への多文化共生の効果が薄いのではないかと。国外の者に限られた財源を利用する必要性・緊急性・効果・区民ニーズを検証した上で、より効率的な手法を検討されたい。また、参加者からの波及効果をもたらす取り組みはあるか。地域情報誌、ボランティア、国際交流センター等との連携により参加者の活躍機会を提供することも検討されたい。			
(4) 事業目的		平成10年に友好都市となった北京市朝陽区、平成21年に友好協力関係都市となった大連市と訪問団の派遣・受入を行い、交流により、内外に対する国際都市おたの魅力を発信と知名度の向上を図る。			
(5) 事業概要		(1) 北京市朝陽区（訪問団受入）：青少年10名、引率2名で表敬訪問、学校交流、都区内見学等を実施 (2) 大連市（訪問団受入）：大連市の青少年代表団約50人の1日受入を2回行い、表敬訪問、学校交流、区内見学等を実施 (3) 北京市朝陽区及び大連市（訪問団派遣）：大田区の青少年10名、引率2名により表敬訪問、学校交流、北京市及び朝陽区内見学等を実施 (4) 大連市アカシア祭り（訪問団派遣）：区幹部を含む職員3名の2泊3日の訪問団派遣。活動内容は、表敬訪問、アカシア祭りフォーラム参加、大連市内見学等。			
(6) これまでの経過と課題		平成10年に友好都市となった北京市朝陽区、平成21年に友好関係協力都市となった大連市とは相互に訪問団の派遣・受入を行い、交流による両国の理解と友好を深めてきた。令和2年以降は新型コロナウイルスにより訪問及び受入は中止となっているが、令和5年8月に中国政府から訪日団体旅行が解禁され、また令和6年11月には短期訪中ビザ免除が再開されるなど、訪問団の交流再開が今後予想される。 事業の性質上、各回の派遣・受入ともに参加人数が数十人程度に限られることは避けられないが、この参加者は毎年度入れ替わりながら、平成12年から続く継続的な交流により双方に交流経験者は確実に広がっており、様々な立場の交流にも波及し交流が深められている。定期的な相互の青少年友好訪問団の派遣は、未来を担う青少年が自ら異文化を肌で感じることができる直接の訪問交流により互いの文化への深い理解を生み、国際理解教育・グローバル人材の育成に寄与し、「国際都市おた」の地域力向上に不可欠な多文化共生意識を育むうえで重要である。 今後は、国際情勢の推移を見守りながら、国家間の問題に過剰にとらわれず、地方自治体として従来の友好関係を継続・発展させられるよう交流を推進していく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
両国の青少年友好訪問団では、従来の実施内容においても、互いの学校訪問を設定し、多くの学生同士の交流を行い、また、ホームステイによる家族との触れ合いや生活体験も行うなど、訪問を受ける中で区民の関わりも積み重ねてきた。今後は更なる波及を意識した行程に工夫することや、実施後の更なるフォローも検討していく。例えば、芸術・スポーツなど、相互交流において双方の関心の高い分野に絞ることで、より実りある交流の在り方を模索していく。また、ホームページやSNS、Minto Ota情報交流コーナー等での広報・周知を強化して、交流の成果を多くの区民に還元するとともに、両国文化や交流成果の紹介展示や交流参加者の活躍機会の創出などについても検討していく。なお、日本との時差がほとんどないということも踏まえ、コロナ禍において実績もあるオンラインによる交流も取り入れることで、限られた財源の中での効率化と交流頻度、参加人数増加の観点からも区民参加等も含め検討する。			国際情勢の変化に留意しながら、交流のあり方を検証しつつ推進していく。 他自治体ではオンラインによるeスポーツや囲碁・将棋の交流会などを行っている事例があり、当区でも令和元年に芸術分野での交流を主とした400人規模での受け入れを実施した実績がある。オンラインでの交流を通して、青少年が互いの関心事項について相互理解を深めたうえで、対面での交流を行うことで国際交流の成果を最大化する。これらにより、青少年の豊かな国際感覚を育み、郷土の誇りと熱い志を持つグローバル人材の育成を行うことで、区民の国際意識の更なる高揚を図り、多文化共生社会の構築に繋げていく。 また、当事業の参加者には帰国後も国際都市おた協会の主催する協会の国際交流ボランティアに登録を促し、協会が実施するイベントの企画・運営に携わってもらうことで、新たなボランティアの担い手発掘に繋げていく。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 990時間			年間 1,040時間		年間 1,040時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・引き続き効果検証を行い、事業の必要性について検討し、事業継続する場合には現状の業務量の中で、派遣者のボランティアでの活用など波及効果にも目を向けたフォローを行い、多文化共生の推進につながるような事業効果を高めていくこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		1,914	令和7年度 当初要求額	9,203	
令和5年度 決算額		1,000	企画経営部長 査定後要求額	7,011	
令和6年度 当初予算額		4,813	区長査定 予算(案)	5,289	
(15) 査定の考え方		現在の社会情勢を踏まえて事業を実施する必要性と、より多くの区民へ多文化共生意識醸成につながる等の効果性の観点から査定を行い、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	22				
(1) 部局名		スポーツ・文化・国際都市部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		国際都市おおた大使			
(3) 選定理由		事業目的として「区の魅力の国内外への発信」と「国際交流・多文化共生の推進」が挙げられているが、国内外に発信する内容及びその効果を検証し、国際都市おおた大使が情報発信を行うメリットを明確化する必要がある。効果検証にあたっては、SNSを用いた情報発信による効果測定など、より直接アウトカムに近い指標を設定し、効果を分析されたい。			
(4) 事業目的		18歳以上の区内在住・在勤等、大田区にゆかりのある外国籍の方等を「国際都市おおた大使」として委嘱し、国際交流・多文化共生・観光・文化・スポーツ・産業・教育など様々な分野における大田区の魅力を国内外へ発信する。また、大田区主催のイベント等にも参加し、国際交流や多文化共生を推進する。			
(5) 事業概要		18色の国際都市事業など各地域のイベントへの参加や出身国・地域の文化や伝統を紹介する異文化交流、学校での国際理解教育等を通して、多文化共生社会を推進するとともに、区の魅力や情報を積極的に国内外へ発信してもらうことで、「国際都市おおた」を推進する。			
(6) これまでの経過と課題		国際都市おおた大使は、区や地域のイベントに参加し、区民との多文化交流を積極的に行っており、その中で実際に体験し感じた生の声を、大使各自がそれぞれのバックグラウンドや文化に応じ、様々なSNSをはじめ会社・学校や自国のコミュニティ・友人等対面も含めた自由な発信を行っている。国際都市おおた大使が情報発信を行うことで、外国人ならではの視点から効果的な観光情報の発信を行うことができ、また大使としての活動意欲の維持や責任感に繋がっていることがメリットと考える。 なお、区のホームページには、国際都市おおた大使の活躍をまとめた「フォトギャラリー」や、提出された「活動レポート」を掲載して、広く区民に向けて情報発信を行っている。国際都市おおた大使の募集時において、興味のある外国人の方が「このサイトを見て国際都市おおた大使に興味をもった」という声を多くいただくなど、施策の目的に寄与していると考える。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
多国籍の外国人が担う特性上、その多様性や自由度を活かした発信の反面で、文化の違い、発信能力や生活繁忙度の違いなどもあり、区からの依頼事項の統制が難しく、効果的・統一的なSNS発信を求めることが難しい実態がある。しかし、効果の把握のため、大使の協力を得ながら、各自のSNS活用状況と具体的な成果の把握に取り組み、その結果を踏まえ、SNSを用いたより効果的な情報発信を検討したい。また、国際都市おおた大使活動におけるモチベーション向上に向けた、SNS発信強化へのインセンティブや実施報告の在り方も検討したい。また、区のHPでの活動フォト・レポート発信についても、国内外に加え、区民への発信強化等も含め、併せて工夫していく。 なお、6年度より活用している、おおた国際交流センター（Minto Ota）のFacebookも活用し、大使の活動状況等の発信を強化していきたい。			SNSによる情報発信の精度を高め、かつ状況把握や効果検証を進めるためには、各大使の自由度も活かしながら、発信はMinto OtaのInstagramやXを開設するなどし、課の管理下で情報発信を行えるよう整備することも有効と考える。 そのためには、国際都市おおた大使の理解と、対応範囲の精査も伴う。発信に際しては、多言語でのコンテンツ作成等、より伝わるための工夫も併せて行っていく。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 480時間			年間 600時間		年間 612時間
うち会計年度任用職員 20時間			うち会計年度任用職員 20時間		うち会計年度任用職員 25時間
(12) 改善策に対する評価		・国際都市おおた大使による情報発信の必要性について検討すること。 ・事業継続する場合、SNS発信数など一定の条件付けを行うなど、有効性を高める仕組みづくりを検討すること。 ・事業効果をより直接的に測ることができる指標の設定も考え、事業の有効性の分析も行うこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		863	令和7年度 当初要求額	1,089	
令和5年度 決算額		655	企画経営部長 査定後要求額	1,089	
令和6年度 当初予算額		1,238	区長査定 予算(案)	1,089	
(15) 査定の考え方		おおた大使による情報発信の精度を高める仕組みづくりへの工夫が行われていると評価し、要求を認めた。			

No.	23				
(1) 部局名	スポーツ・文化・国際都市部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	姉妹・友好都市以外の海外との交流				
(3) 選定理由	近年は代表団・視察団の受入実績がなく、時代の経過とともに事業目的への寄与度や事業の実施意義が低下していると考えられるため、事業を見直す必要がある。				
(4) 事業目的	海外諸国との友好親善を図り、国際交流を通じて国際都市おおたの魅力向上や多文化共生社会の促進を図る。				
(5) 事業概要	海外諸国との友好親善を図るため、海外姉妹・友好都市以外の国や地域の代表団・視察団の受入れ・交流等を行う。				
(6) これまでの経過と課題	海外諸国との友好親善を図るため、姉妹・友好都市以外の都市からの代表団・視察団の受入にかかる費用を計上しているが、新型コロナの影響等により、令和2年度から受入実績がなかった。そのため、実績をふまえ令和3年度から特別職の派遣旅費については計上をとりやめるなど、状況を踏まえた対応を行ってきた。 羽田空港再国際化以降、実績低迷が続いたコロナ禍の影響が明け、現在訪日者数が過去最高を更新しており、今後一層の伸びが想定される中、長い歴史を持つセラム市や中国北京市朝陽区等の姉妹・友好都市との継続的な交流に加え、羽田空港を擁する「国際都市おおた」として、より幅広い国々との交流を貴重な機会として、積極的に交流を重ね、大田区を好意的に認知してもらいプロモーションを行っていくことが重要である。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
時代の経過とともに、益々国際化が進み実施意義は増していくと考える。新しい国に大田区をより深く知ってもらい、また区民もその国に興味と親近感を持つことで、区民が世界とのつながりを身近に感じられるよう取り組んでいく。これにより、区民の国際意識の高揚を図り、異文化理解やグローバル人材の育成等を推進し、区内における多文化共生社会の構築に寄与するものとしていく。そのため、国際・社会情勢の変化を捉えながら、それぞれの国・地域の特性も踏まえ個々の交流内容を工夫し、事業目的に資するものとしていく。 また、ホームページやSNS、おおた国際交流センター（Minto Ota）情報交流コーナー等での広報・周知を強化して交流の成果を区民に還元するとともに、経費がかかる対応については、相手国の訪問目的をふまえつつ、受益者負担の考えも取り入れながら相手国と調整を行う。			国内外の情勢や区民意識を注視しながら、より効果的な交流を推進する。交流の情報・成果を区民に還元し、外国人区民が増加している区内の多文化共生・地域力向上に資する取り組みとしていく。 また、各部局でそれぞれの分野における交流が活発化しており、毎年状況調査を行っている。実施意義や効果をより高めるうえで、部局横断的な連携を図るなど、大田区の国際交流活動をわかりやすく区内外にPRしていく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 40時間		年間 70時間		年間 70時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価	・教育や産業など交流目的に応じて各部局と連携し、効果的な交流事業となるような体制を整理・構築すること。 ・交流にあたっては受け入れを待つのではなく、事業目的を達成するための戦略を立てるなど、事業効果を高める取組とすること。 ・個人間の交流にあたっては、区民協働の視点で地域力推進部と連携を図ること。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	857	令和7年度 当初要求額	990		
令和5年度 決算額	0	企画経営部長 査定後要求額	990		
令和6年度 当初予算額	994	区長査定 予算(案)	950		
(15) 査定の考え方	国内外の社会情勢や区民の需要と今後の方向性の確認を行い、要求を認めた。				

No.	24		
(1) 部局名		区民部	
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		4 業務委託（住民窓口、郵送請求、個人番号カード交付、住居表示等業務委託）	
(3) 選定理由		「大田区アウトソーシング指針」において、「現在導入中のアウトソーシング事業について、その有効性を改めて検証し、区民サービスのさらなる向上と行政の効率化を推進」するとしている。 本業務委託については、R4からR6の3か年で区分（平日・平日夜間・土日祝の窓口・郵送）ごとの申請件数と人員体制について評価を行い、将来の窓口DXの進展や特別出張所の活用を見据えた効率的な業務体制について検討されたい。	
(4) 事業目的		業務委託により民間事業者のノウハウを活用し、混雑緩和、区民の利便性や窓口利用における満足度のさらなる向上などと共に、一層の事務の効率化並びに人件費を含めたコスト削減をすること。	
(5) 事業概要		令和3年度から個人番号カード交付関連事務、住居表示関連業務の一部についても住民窓口及び郵送請求事務を一括して委託し、各業務間の垣根を越えた柔軟な体制を構築する仕組みを整えた。	
(6) これまでの経過と課題		【経過】 本業務委託については、来庁者実績及び申請件数に応じた需要予測を行い適正配置を図っている。 また、積極的にDXに取り組み、区民サービスのさらなる向上や業務の効率化を図ってきた。引き続きデジタル技術の進展に応じて業務内容を精査し、適正に委託の内容を見直すと共に、将来的には省スペース化したスモールオフィスの形態に近づけていく。 【課題】 ・戸籍住民手続のオンライン化等、D X推進へのさらなる取組を通じた物理的な窓口不足への対応（繁忙期等の本庁舎への一極集中緩和） ・区民の利便性向上に向けた情報発信及び地域力推進部とのさらなる連携（特別出張所の役割の再整理が必要） ・戸籍住民業務を確実に継承するため、情報システム及び戸籍住民事務の知識を併せ持つ職員を育成する体制づくり	
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策	
・引き続きDXを推進する中で委託業務の内容、経費を精査していく。 ・システム標準化に伴う一層の業務効率化を検討していく。 ・同規模自治体の先進事例等を参考に、常に区民サービス及び業務効率の向上に向けた窓口の在り方を見直していく。 ・安定した区民サービス提供のみならず、確実な業務継承の観点から、システムスキルの他、戸籍住民事務にも精通しているシステム担当職員の常設化を図る。 ・マイナンバーカードセンター機能を拡充し、更なる普及、活用拡大に努める。		・令和8年度はプロポーザル実施年度に該当するため、令和7年度までの委託実績に応じた新たな仕様書の作成 ・窓口の在り方検討に対応した他部局との連携 ・情報化推進計画に即したオンライン化の推進 ・確実な業務知識継承に向けた人材育成	
(9) 令和6年度業務量見込み		(10) 令和7年度業務量見込み	(11) 改善後の業務量見込み
年間 400時間	⇒	年間 400時間	⇒
うち会計年度任用職員 200時間		うち会計年度任用職員 200時間	
(12) 改善策に対する評価		・区民サービスの向上を最優先に、地域力推進部と連携のうえ、各特別出張所の利用促進を図るための具体的な取組を検討すること。 ・「大田区行政手続のオンライン化方針」に示すオンライン化の時期を見据え、本業務委託のあり方を検討すること。	
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額	427,514	令和7年度 当初要求額	544,943
令和5年度 決算額	427,614	企画経営部長 査定後要求額	525,639
令和6年度 当初予算額	484,885	区長査定 予算(案)	524,193
(15) 査定の考え方		届出件数、発行件数や来庁者数等の実績や地域力推進部との連携等の体制を確認した。本庁舎集中を是正する仕組みの促進により、必要最小限の体制による効率的な事業実施を検討することとして、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。	

No.	25				
(1) 部局名		区民部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		特定健診受診率向上への取り組み			
(3) 選定理由		平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、国民の健康保持増進のため「データヘルス計画」を導入するとされた。区においても令和6年3月に第3期データヘルス（令和6～11年度）計画を策定し、最終アウトカムを「健康寿命の延伸・医療費適正化」としている。第2期データヘルス計画（平成30～令和5年度）の効果検証も踏まえ、健診受診率（中間アウトカム）及び健康寿命の延伸（最終アウトカム）と医療費の相関関係を効果検証し、EBPMに基いた受診率向上の仕組みづくりを検討されたい。 なお、医療・健康事業については他自治体においてSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）によるPFS事業の活用、ナッジ理論を利用した受診勧奨などの事例がある。これらを踏まえ、区民の行動変容を促す手法の検討や公費投入の必要性を検討されたい。			
(4) 事業目的		受診率向上に係る取組を効率的・効果的に実施し、着実に受診者を増やしていくことで、被保険者の生活習慣病予防や早期発見、重症化の緩和などから、QOL(生活の質)の向上に繋げることを目的とする。			
(5) 事業概要		・AI（人工知能）を活用した未受診者勧奨：AIの分析により、勧奨対象者の優先順位付け及び、個人特性に応じた異なるデザインの勧奨はがきの送り分けを行う。 ・医療機関での受診勧奨（医療スタッフからの声掛け）：被保険者の生活習慣病のレセプトが多い医療機関等に対して、医師やメディカルスタッフから治療と別観点で健診受診を勧めてもらうよう依頼する。			
(6) これまでの経過と課題		EBPMについては、データヘルス計画の全ての事業において、エビデンスに基づいたPDCAサイクルのもと実施している。健診受診率と医療費の相関については、未受診者の一人当たり医療費が受診者と比較して約5倍高くなっていること、医療費が高額化している（高額レセプト）方の約8割が未受診であることについて、第3期データヘルス計画で示している。 PFS事業の活用についても、受診勧奨はがき送付事業において受診率を成果指標として検討したが、経費のうち企画立案やはがき発送費が委託料内訳の大半を占め、成果に連動しない削ることができない経費のため、有効性が見出せなかった。 一方、国が掲げる全国市町村国保の受診率目標60%に対し、大田区は38.0%（R4）と乖離しており、これまで勧奨はがきの発送をはじめ、様々な受診率向上への取組（かかりつけ医検査データ活用方式の受診票作成、医療機関での勧奨のための受診勧奨カードの作成、ナッジを取り入れた受診勧奨はがきの送付、健診受診インセンティブのオンラインセミナー、受診推進動画作成等）を実施してきたが、飛躍的には受診率が上がらないことが課題となる。この状況は大田区だけでなく、他の国保でも同様（全国平均37.5%）で、企業健保などのように義務的に受診させるような仕組みではないことが要因の一つと思われる。データヘルス計画の目指す健康寿命の延伸・医療費の適正化への寄与の視点において、第3期データヘルス計画のPDCAの中で取組の意義や効果を見極めていくことが課題と考えている。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
・受診勧奨はがきの送付については、人工知能の分析結果上、最優先のカテゴリーに対象者を絞るとともに、ナッジ理論を取り入れた勧奨はがきのデザインのもと、確実に受診行動を促すことで、経費節減につなげていく。 なお、受診に繋がりにくい健康状態不明者（健診受診歴も医療受診歴も無い方）には、他の取組を活用した勧奨を検討する。 ・レセプトあり未経験者（生活習慣病の受診歴はあるが健診受診歴がない方）を健診に繋げていくには、かかりつけ医からの勧奨が効果的なため、引き続き区内医療機関（医師会）からの協力のもと、有効な勧奨を行う。 ・受診率が高い自治体の取組事例を調査し、効果的な取組について導入の検討を進めていく。 ・以上の改善にあたっては、健康政策部との連携をより緊密にし、最も効果的・効率的な手法・体制等について検討を深める。		・令和8年度に実施予定の第3期データヘルス計画中間評価において、効果検証により本取組の有効性を判断し見直しを行うとともに、計画の目的に連動し得る新たな方策を研究する。 ・実施にあたっては、健康政策部との連携をより一層深めていく。 （データヘルス関連事業については、前年度までの取組結果を踏まえ、PDCAサイクルのなかで具体的な改善策を検討している。）			
(9) 令和6年度業務量見込み			(10) 令和7年度業務量見込み		(11) 改善後の業務量見込み
年間 272時間	⇒	年間 272時間	⇒	年間 272時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・区民サービスの向上を最優先に、効果的・効率的な手法・体制となるよう、健康政策部への事務移管を前提に、速やかに具体的な組織のあり方を検討すること。 ・事業実施体制が整理された後においても、引き続き国民健康保険被保険者に対する健康の保持増進及び医療費の適正化に取り組むこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	529,275	令和7年度 当初要求額	456,186		
令和5年度 決算額	423,418	企画経営部長 査定後要求額	455,766		
令和6年度 当初予算額	475,419	区長査定 予算(案)	455,766		
(15) 査定の考え方		特定健診受診率の向上に向けた事業実施状況や効果を確認した。生活動線を活用した新たな取り組みについては、事業効果を検証することを条件に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	26				
(1) 部局名		区民部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		データヘルス計画関連事業			
(3) 選定理由		健康政策部の「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」と健康寿命の延伸という目的及びそれに向けたデータ分析についてのプロセスが一部重複していると思われる。共同実施などにより、業務の効率化・効果向上を図ることを検討されたい。			
(4) 事業目的		大田区国民健康保険データヘルス計画では、被保険者の健康の保持増進やQOL（生活の質）の維持及び向上を図り、「健康寿命の延伸」及び「医療費の適正化」に資することを目的に、幅広い年代の健康課題を的確に捉え、保健事業の実施、評価、改善等を行う。			
(5) 事業概要		第3期データヘルス計画（令和6～11年度）において、以下個別事業をPDCAサイクルに沿って推進する。 (1) 早期介入保健事業：若年世代の被保険者への「簡易血液検査キット」送付事業。 (2) 糖尿病性腎症重症化予防保健指導：リスク対象者への保健指導事業の実施。 (3) 医療機関受診勧奨：糖尿病罹患患者または糖尿病のリスク保有者への受診勧奨。 (4) 歯科受診勧奨：糖尿病等の罹患患者へ、歯周病を主とする歯科受診を勧奨。 (5) 循環器病予防受診勧奨：血圧がⅡ度高血圧以上で医療機関未受診者への受診勧奨。 (6) 後発医薬品利用促進事業：差額通知により後発医薬品への切り替えを促進。 (7) 適正服薬推進事業：リスク対象者への服薬情報通知により、医師・薬剤師への相談を勧奨。 (8) 健康ポイント事業（連携実施）※区民対象：健康づくり課と連携し、事業を周知・広報。			
(6) これまでの経過と課題		計画策定や事業運営において、健康・医療情報の分析は必須である。国保では、KDB（国保データベース）データのほか、被保険者のレセプトや健診データを活用して、現状分析・事業立案・事業対象者の抽出・実施・効果検証までPDCAサイクルのもと一貫的な流れが確立している。 健康政策部の「人生100年を見据えた健康寿命延伸プロジェクト」実施に際して、傾向分析の一助として国保年金課では令和2年度よりKDBデータを提供している。なお、3月に策定した第3期データヘルス計画では、同プロジェクトの報告書に掲載された18地区別分析データの一部を活用している。 国保加入者は区民全体の約16%ではあるが、健康寿命の延伸に向けた施策の方向性は健康政策部と共通しており、効果的・効率的に連携していくことで保険者がめざす医療費適正化にも資するよう円滑に運営していくことが体制面における課題と捉えている。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
令和6年度から執務場所が健康づくり課に移り、双方の取組等についての情報共有が進んでいる。令和7年度は、おおた健康プラン第4次の策定年度となるが、第3期データヘルス計画における健康・医療データの分析内容を基に健康政策部との連携をより緊密にし、最も効果的・効率的な手法、体制等について検討を深める。		データ分析における健康政策部の実施体制や方向性等を踏まえて、健康・医療情報分析の連携強化を図る。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 3,407時間	年間 3,407時間		年間 3,167時間		
うち会計年度任用職員 194時間	うち会計年度任用職員 194時間		うち会計年度任用職員 194時間		
(12) 改善策に対する評価		・区民サービスの向上を最優先に、効果的・効率的な手法・体制となるよう、健康政策部への事務移管を前提に、速やかに具体的な組織のあり方を検討すること。 ・事業実施体制が整理された後においても、引き続き国民健康保険被保険者に対する健康の保持増進及び医療費の適正化に取り組むこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	61,198	令和7年度 当初要求額	57,293		
令和5年度 決算額	48,482	企画経営部長 査定後要求額	57,286		
令和6年度 当初予算額	60,451	区長査定 予算(案)	57,286		
(15) 査定の考え方		データヘルス計画に関連する事業の実施状況や効果を確認した。企業健保との連携による取り組みについては、企業健保のもつデータや手法の活用や健康効果を高める手法の獲得等の事業効果を検証することを条件に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。			

No.	27			
(1) 部局名	産業経済部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	区民農園運営事業			
(3) 選定理由	特定農地貸付法に基づき、無償で借り上げた農地を区民に有料で貸与しているが、令和4年度4月時点では5農園を運営していたものの9月末に2農園を廃園し、令和5年度末に1農園を廃園した結果、現在は2農園となっている。区として区民農園を実施する意義について見直しを必要がある。			
(4) 事業目的	区民農園事業は、遊休農地の有効活用として営農者に対する支援の一環として行っている。都市生活の中で自然と親しむ機会の少ない区民に農業体験の場を提供することで都市農業への理解醸成や、農地を都市の緑地として保全することを目的としている。			
(5) 事業概要	【設置農園】 ①梅の木区民農園(846㎡) 標準12区画 ②南馬込区民農園(837㎡) 標準35区画 小区画10区画 【利用期間】 1年11ヶ月 【利用資格】 大田区の区域内に住所を有する者(世帯単位) 【利用面積】 標準区画:約10㎡、小区画:約5㎡ 【利用料】 標準区画:2,000円/月、小区画:1,000円/月 【利用者の決定方法】 申込みをした者の数が募集した数を上回った場合は、抽選により利用者を決定する。			
(6) これまでの経過と課題	本事業は、営農者が様々な事情により営農ができなくなった際に、区が農地を無償で貸出し、区民農園として整備を行った上で多くの区民に利用していただくことで、農地としての存続を支援してきた。また、都市農地における防災機能や緑地化など市街化区域内の貴重な資源として維持していくことや、区民に「農」に触れてもらう生涯学習的な効果にも一定程度寄与してきたものと思われる。 一方で令和5年度末に千鳥農園が所有者への返還に伴い閉園、6年度からは2農園運用となっている。前回の抽選倍率が約4倍となっており、区民ニーズは引き続き高いことから、今後はさらに需要と供給に乖離が生じることが予想される。 また、農園数減少に伴い、事業費は一部削減されたが、減少区画数に比例した額までの事業費を削減には至っていない。そのため、受益者負担率が下がっており利用料見直しが急務となる。運営については、これまで申請受付や利用料徴収等は区が、利用者募集や施設日常点検、清掃などの維持管理業務は委託で実施しているが、2農園となったことで事務効率化を行い、合理化を図っていく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・次回募集に合わせて1区画面積を小さくし、区画数増加を行う。 ・財源確保に向けて使用料の見直しを行う。 ・清掃業務と運営維持管理業務を別事業者とそれぞれ契約としているが業務を1本化して効率化を図る。 ・現在利用料の徴収は納付書を送付し銀行払いとしているが、キャッシュレス払いやコンビニ払い、ネットバンクなど支払い方法を見直しを検討し利用者サービス向上に繋げる。 ・利用者募集について、オンライン化の推進を検討する。		・JA等と協力をを行い、区民農園として活用可能な場所について農地所有者のニーズも伺いながら模索する。 ・新規農園開設に際しては、関係各課とも連携して進め、運営方法について指定管理者制度の活用なども検討する。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 45時間		年間 45時間		年間 40時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・事業目的に見合う効果が挙げられているかを検証し、区が実施する意義について改めて見直し、今後の事業のあり方を明確化すること。 ・事業を実施する場合においては、区民ニーズを踏まえ、所管部局や実施主体の検討も含め、現行の手法にとらわれずより効果的な事業とすること。			
(13) 予算・決算の情報(単位:千円)		(14) 要求と査定経過(単位:千円)		
令和5年度 当初予算額	6,713	令和7年度 当初要求額	5,769	
令和5年度 決算額	6,088	企画経営部長 査定後要求額	5,769	
令和6年度 当初予算額	10,867	区長査定 予算(案)	5,769	
(15) 査定の考え方	区民ニーズの高まりを受け、区画数の拡充を図る工夫や、業務の効率化など、実態を踏まえた事業の見直しを図った要求であり、区民に「農」に触れてもらう機会を創出するものと考えられるため、要求を認めた。			

No.	28			
(1) 部局名	産業経済部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	大田区商店街戦略的PR事業費補助			
(3) 選定理由	本補助金は、「商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金」及び「商店街活性化テーマ別選択事業補助金」の内、支援ニーズがあるものに絞った補助事業である。新型コロナウイルス感染症の5類移行から1年が経過したことを踏まえ、商店街の販売促進や認知向上等の効果検証を行い、補助メニュー及び補助率の見直しを図られたい。			
(4) 事業目的	商店街や個店が宣伝広告活動を戦略的に実施する事業に対して補助することで、商店街・個店が連携を強化し、販売促進や認知向上に寄与することを目的とする。			
(5) 事業概要	商店街または個店グループが主催する、目的、訴求対象、媒体等について戦略性を有した、以下の宣伝広告活動事業に対して補助する。 1 広報戦略事業 専門性の高い外部人材を活用し、広報戦略の立案及び媒体制作を一体的に行う事業 2 WEB媒体制作事業 WEB媒体の制作や更新を行うことで、商店街や個店をPRする事業 3 その他媒体制作事業 WEB以外の媒体（フラッグ・商店街マップ・ロゴ等）を制作し、商店街等及び個店をPRする事業			
(6) これまでの経過と課題	本補助金は令和3年度の制定から3年間で53事業が実施され、地域経済の活性化に寄与してきた。広報活動に特化した他には無い補助金であり、専門人材の活用促進など、商店街の自立自走ツールとなるように設計している。令和6年度は5月末時点で前年事業数を超える19件の相談・申請件数(令和5年度：17事業)となっていることや、商店会のHP・SNS保有率が高まっていることから広報意識の機運は着実に高まってきている。課題として、広報媒体制作後に効果的・継続的な運用が十分にされていないこと等が挙げられ、会の広報を担う人材育成には長期的視野が必要である。また、「商店街新型コロナウイルス感染症対策事業補助金」の後継事業として現在も高い補助率となっている。今後、社会情勢を踏まえて、補助メニュー、補助率の見直しを段階的に計画する。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・補助対象メニューを集約する 「広報戦略事業」と「WEB媒体制作事業」を統合し、「(仮)WEB広報戦略事業」「その他媒体制作事業」の2事業とすることで、補助メニューの複雑化を解消する。 ・専門人材を活用したHPやSNSの作成・更新を推進する 商店街向けパンフレットを刷新し、専門人材による伴走支援を周知し、担い手不足問題にアプローチする ・HPやSNSに取り組んでいない会へのアプローチ 現在、半数以上の商店会がHPやSNSを利用していない。まずは取り組みを開始してもらうため、他の商店街での取り組み事例などを共有していく。		・補助対象メニューの補助率見直し等 「その他媒体制作事業」の補助率などの見直しを行う。「(仮)WEB広報戦略事業」を積極的に用いることで、専門人材の活用や効果的なSNSの利用といった、商店街の広報機能強化への取り組みを促す。 統合後の「(仮)WEB広報戦略事業」についても、商店会のHPやSNS取り組み状況を鑑みつつ見直しを図っていく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 80時間		年間 80時間		年間 77時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・(7)、(8)に記載した改善策を計画的に実行するとともに、社会情勢等を踏まえたメニュー・補助率の見直しを適時行うこと。 ・DX推進による業務の効率化は引き続き検討すること。			
(13) 予算・決算の情報(単位：千円)		(14) 要求と査定経過(単位：千円)		
令和5年度 当初予算額	8,000	令和7年度 当初要求額	8,000	
令和5年度 決算額	3,117	企画経営部長 査定後要求額	8,000	
令和6年度 当初予算額	8,000	区長査定 予算(案)	8,000	
(15) 査定の考え方	令和7年度に開催される東京を舞台とした世界陸上をはじめとする国際的なイベントを契機に、地域の賑わいの創出を図るとともに、区内商店会の活性化に寄与すると考えられるため、要求を認めた。			

No.	29					
(1) 部局名		産業経済部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		公衆浴場施設等改善助成金事業				
(3) 選定理由		「公衆浴場事業助成補助金事業」と合わせて、ハード整備も含めて補助率の再構築の検討が必要である。				
(4) 事業目的		公衆浴場の施設等の改善工事及び備品購入等に要する経費の一部を補助することにより、公衆浴場の転廃業を防止、区民の健康維持向上を図る。				
(5) 事業概要		①バリアフリー化やレジオネラ菌対策を含む施設改善工事、備品購入に対する助成 ②グリーンエネルギー化等推進に対する助成 ③耐震化促進に対する助成 ④温泉設備メンテナンス等に対する助成 ⑤高所清掃事業に対する助成 ⑥健康増進型浴場改築等助成				
(6) これまでの経過と課題		本補助金は、区内公衆浴場の転廃業を防止し、区民の健康維持向上のための施設確保を図ることを目的とし、浴場施設及び設備改善等に助成金を支出している。また、特別法において自治体は公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることを鑑み、公衆浴場の経営の安定を図る措置を講じる事とされており、多くの補助メニューや高補助率により、区内公衆浴場を支えてきた。そのため、国内で減少傾向にある公衆浴場数において、大田区では最多浴場数を維持継続できていることは一定の成果を出せていると思われる。 一方で個々の補助メニューでみると、執行率が低いものや全浴場対象でないものも存在することから、見直す必要がある。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
・現在の補助メニューのうち、以下補助内容について改善する。 ①グリーンエネルギー対策補助 各浴場の実施予定を見極め、補助額・補助率の精査を行う。 ②耐震化促進支援事業 各浴場の実施予定を見極め、補助額・補助率の精査を行う。 ③温泉メンテナンス補助支援事業 全浴場対象ではなく執行率も低いため、必要性も含め再検討する。 ④高所清掃支援事業 各浴場の実施予定を見極め、補助額・補助率の精査を行う。 ⑤健康増進型浴場改築等助成 近年活用されていないが、資材高騰を考慮し補助内容を見直す。			①施設等改修費一部補助（3年サイクル） 次期サイクルに向け、補助額及び補助年数が適切か浴場組合の意見も踏まえ、補助率など内容の見直しを行う。 ②グリーンエネルギー対策補助・耐震化促進支援事業 補助内容は都の要綱に合わせ変更し、区の補助額・補助率については適切かどうか検討する。 ③温泉メンテナンス補助支援事業 令和7年度の改善を踏まえ、効果検証を行い、必要であればさらなる見直しを行う。 ④高所清掃支援事業 浴場の実情に合わせ、内容・補助額等を見直しを行う。 ⑤健康増進型浴場改築等助成 実施予定の浴場があれば、具体的な内容を伺い必要に応じて内容の見直しを行う。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 50時間	年間 50時間		年間 50時間			
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価		公衆浴場は、公衆衛生の向上のための重要な役割を担っているため、区民に対して広く入浴の機会を提供するために必要な設備の維持として、都の動向も注視しながら適切な補助メニュー・補助率に見直すこと。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	40,080	令和7年度 当初要求額	54,080			
令和5年度 決算額	21,802	企画経営部長 査定後要求額	46,080			
令和6年度 当初予算額	43,080	区長査定 予算(案)	34,080			
(15) 査定の考え方		本事業は、公衆浴場における衛生環境の改善や施設の老朽化対応など、利用者が安全で快適に過ごせる環境を創出するものと考えられるため、要求を認めた。 なお、これまでの実績や今後のニーズを踏まえた必要経費の精査により、当初要求から減額となった。				

No.	30			
(1) 部局名	産業経済部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	公衆浴場事業助成補助金事業			
(3) 選定理由	本補助金の目的は「公衆浴場事業の振興と公衆衛生の向上」となっているが、災害時の役割、観光資源、公衆衛生等の補助目的・行政目的をより明確にした上で、補助金適正化方針に則り補助率の見直しが必要であると考えられる。 イベント湯等の助成は、若い世代や新規利用者の利用促進に効果があるか検証を行った上で、利用者数等によって補助率を変えるなど、経営努力を促進する仕組みづくりを検討されたい。 No29の「公衆浴場施設等改善助成金事業」と一体的に検討されたい。			
(4) 事業目的	公衆浴場事業の運営を円滑にし、公衆浴場事業の振興と公衆衛生の向上を図るため、東京都公衆浴場生活衛生同業組合大田支部への助成を行う。			
(5) 事業概要	① 大田・川崎共同事業の実施（川崎市との産業連携に関する基本協定に基づく事業） ② 各種浴場事業費補助 しょうぶ湯、こども入浴デー（毎月第一日曜日）、ゆず湯（冬至の日）、ぼんたん湯、銭湯まつり（10月10日）、年末年始営業助成、浴場利用促進事業、施設運営費助成、衛生管理助成等			
(6) これまでの経過と課題	本事業は、東京都公衆浴場生活衛生同業組合大田支部が実施する事業経費の一部を補助することにより、事業の運営を円滑にし、公衆浴場業の振興と公衆衛生の向上及び公衆浴場の転廃業防止を図るため実施している。区内公衆浴場は、いきいき高齢者入浴事業をはじめ、区の広報物掲示、各イベントへの協賛、協定に基づき災害時に避難者を一時的に受け入れ可能とするなど、区政にも多大に貢献をいただいているところである。また、区民にとっても地域コミュニティの場としても、重要な役割を果たしている。さらには、近年では観光資源としての魅力も高まっており、外国人客も増加している。一方で、新規利用者や若い世代への利用促進及び利用継続には課題がある。また、近年の原油の高騰による各種燃料費の値上げや物価高の影響を受け、各浴場の経営は厳しい状況となっており、より効率的な浴場運営が求められる。 効果については、入湯者数も考えられるが浴場規模や設備、地域によって様々であり一律で計ることは難しい。ただし、予算と比較しても浴場の減少率が他区と比較して少ないことは事実であり、上述のとおり区にとって必要不可欠な施設であることから必要かつ適切な補助率と考える。ただし、国や都でも併用できる補助金がある場合、優先して使う事を条件とする要綱改正を検討する。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・各イベント湯や浴場組合が実施するスタンブラリー等で、アンケートや入浴者数、実施内容についての効果検証を行う。 ・新規利用者や若い世代への利用促進を加速させるため、浴場組合と連携し、事業のデジタル化や広報戦略を見直す。 ・近年の原油の高騰による各種燃料費の値上げや物価高の影響を受けている浴場に対して、必要な補助を継続していく。 ・国や東京都と併用できる補助金もあるため、整理をしたうえで併用を原則として要綱を見直す。 ・一部補助金を一本化したうえで、現状4半期ごとの支払いとしているものを、半期毎の支払いに変更し事務負担を軽減する。		・実施事業の効果検証の結果を踏まえ、事業の見直しを行い、利用者がより増加していくような施策を検討する。 ・新規利用者や若い世代への施策を引き続き実施していくとともに、継続して浴場に通っていただくような施策を展開していく。 ・区内浴場の転廃業を防止するため、物価高騰や情勢を考慮した補助内容に見直し、持続可能な浴場経営を促していく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 50時間		年間 45時間		年間 40時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	・公衆浴場は公衆衛生の向上のための重要な役割を担っているため、転廃業防止の取組を進めていくことは不可欠であり、持続可能な浴場経営に寄与しているが見極めながら、都の動向も注視しつつ補助メニュー・補助率を適時見直すこと。 ・また、イベント等の実施を進める場合、既存手法の効果検証を行い、区内外の利用者のニーズを踏まえた上で、銭湯を始め区内経済の活性化に資する取組とすること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	29,091	令和7年度 当初要求額	38,011	
令和5年度 決算額	27,358	企画経営部長 査定後要求額	38,011	
令和6年度 当初予算額	38,790	区長査定 予算(案)	38,011	
(15) 査定の考え方	本助成により、若者やインバウンド需要の取り込みなど、新規利用者の獲得や地域の賑わいの創出に繋がるものと考えられるため、要求を認めた。			

No.	31				
(1) 部局名		産業経済部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		地域と協働した観光魅力発信事業			
(3) 選定理由		本事業の課題として「開催期間やエリアが限られており賑わいが一過性になりやすい」ことが挙げられている。現在のイベント実施という手法が「エリアの経常的な活性化」というアウトカムにつながるか検証し、より効率的な手法を検討されたい。また、大田観光協会との役割分担及び協会が実施している事業とのすみ分けについてこの機に再整理されたい。			
(4) 事業目的		交通事業者を始めとする民間企業とも連携し、商店街を始めとする地域の魅力ある観光資源の認知度向上及び地域店舗を中心とした区内経済の活性化を目的とする。			
(5) 事業概要		【令和5年度事業内容】 商業担当の「商店街魅力にぎわいP R 事業」と連携して実施。 実施エリア：池上～西馬込 連携事業者：出版社、都営交通局、東急電鉄 実施時期：R6年1月～2月			
(6) これまでの経過と課題		<これまでの経緯> 実施期間を定めたキャンペーン形式の事業であり、事業効果は単年度ごとに一過性であった。 <大田観光協会の役割> 観光協会事業は、主としてジビュクプライドの醸成、地域資源の磨き上げ・魅力の再発見等を目的として実施している。 <課題に対する改善策> 実施内容について見直しを行い、地域が主体となり観光コンテンツのモデル創出を行う事業へシフトする。地域個店による観光コンテンツの商品化を側面支援し、様々な個店に普及・定着することをもって“持続可能な地域の仕組みづくり”をめざす。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
急増するインバウンドの対応策として、地域個店による体験型コンテンツの造成支援を検討する。 <現状> ・区内宿泊施設の稼働率は90%近くと高く、インバウンドの割合も高い。 ・羽田空港を利用するインバウンドの行動は特徴的であり、離発着前後やトランジットのいわゆる隙間時間に短時間で滞在するというケースが多い。 ・地域の店舗では、インバウンド受け入れ意向があっても商品開発ノウハウがなく実行に移せていないケースがある。 <現状を受けた今後の事業実施内容> インバウンド向け体験コンテンツの造成を支援（伴走支援、モニタリング（予定、商品化、旅行商品販売サイトへ掲載等）、体験コンテンツ造成の型化			本事業では、来訪者の利便性と経済波及効果の向上を目的とし、経年に渡り観光コンテンツのモデル創出を行っていくことを検討する。具体的な内容については、当該年度の状況に応じ決定する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 20時間	年間 20時間		年間 20時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・現在の取組の効果検証を行った上で、「区内経済の活性化」という目的を現在の業務量の範囲で効率的に実現するための手法を、「産業観光」という視点も取り入れた上で検討すること。 ・観光協会との役割分担を検討する際には、今後の区から協会への事務移管や協会の自主事業増加の方針等もあわせて検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		2,926	令和7年度 当初要求額		4,500
令和5年度 決算額		2,926	企画経営部長 査定後要求額		4,500
令和6年度 当初予算額		4,500	区長査定 予算(案)		4,500
(15) 査定の考え方		令和7年度に開催される東京を舞台とした世界陸上をはじめとする国際的なイベントを契機に、商店街を始めとする地域の魅力ある観光資源の認知度向上に繋がるものと考えられるため、要求を認めた。			

No.	32			
(1) 部局名		福祉部		
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		奨学金貸付制度（大学等）		
(3) 選定理由		国や東京都等の奨学金、就学支援制度の充実により、相対的なニーズの減少傾向がみられる。奨学金貸付中、継続的に行政とのつながりを確保し、必要な相談・支援窓口につなぐことで福祉的な意義が認められる。 また、奨学金の対象範囲は、「大田区で住み育ち、地域社会を支える」といったテーマ性をもたせ、区内教育資源の活用、活性化の観点も検討されたい。		
(4) 事業目的		大学等に就学するための費用を支弁することが困難な者に対し、必要な学資金を貸付することで、もって有用な人材を育成すること。		
(5) 事業概要		春及び秋に実施する募集で申込みした者について、審議会で審査をしたうえで奨学生として決定する。その後、在学生の場合は8月頃、進学予定者の場合は進学後の4月頃を初回として、在学中、本人口座に貸付金（奨学金）を振り込む。		
(6) これまでの経過と課題		・貸付型奨学金（大学等）には無利子貸与のメリットがあるが、近年国の奨学金制度が充実し利用者が減少傾向にある。 ・区内福祉事業所の人材不足の課題に応えるため、R2年度に旧「人材確保型特別減免制度」を創設、6年度に「福祉人材確保奨学金制度」に拡充したが、制度開始後の貸付者は減免申出が7年度以降のため効果検証は今後となる。 ・国や都の制度充実に伴い奨学金という枠にとらわれず、区が実施すべき学生支援から視野を広げ、切迫している介護人材確保を図る支援を強化することも必要である。		
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・奨学金事業（貸付・給付）については、福祉人材確保を重点としつつ、それ以外の部分は縮小、改変等の再構築を検討する。 ・福祉人材確保奨学金制度について、利用を促進して人材確保につながるよう周知先等その方法を検討する。		・国・東京都の制度拡充を注視し、7年度の事業改変の効果を検証し、コストに配慮しながら持続性、有効性を含めて絶えず見直しを検討していく。 ・「介護・福祉人材の確保」は、区として取り組むべき重要課題であり、引き続き福祉人材育成・交流センターを中心として、新たな取り組みも含めて改善策を検討していく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 5,800時間		年間 6,400時間		年間 6,200時間
うち会計年度任用職員 2,000時間		うち会計年度任用職員 2,000時間		うち会計年度任用職員 1,800時間
(12) 改善策に対する評価		・国や都の奨学金、就学支援制度が充実してきている中、区が奨学金制度を設ける意義について見直し、目的を明確化することで、制度の縮小・改変も含めて制度を再構築すること。 ・人材確保型の奨学金制度として、福祉人材の確保に向け、より効果的な事業実施の手法を検討すること。		
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	358,960	令和7年度 当初要求額	284,628	
令和5年度 決算額	296,329	企画経営部長 査定後要求額	284,628	
令和6年度 当初予算額	300,252	区長査定 予算（案）	284,628	
(15) 査定の考え方		大学等進学者への貸付について、一般貸付事業の福祉的な意義を踏まえ、現行制度を維持することとした。 また、高校等進学者への貸付は、国や都の給付制度の拡大も踏まえ、実施期間を区切ることを前提に要求を認めた。		

No.	33						
(1) 部局名		福祉部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		離婚前後の子育て家庭への支援					
(3) 選定理由		離婚後も父母が共同親権を持つ改正民法の成立を踏まえ、他自治体の先進事例も参考にしながらADR（裁判外紛争解決手続）や面会交流助成についての必要性を検討されたい。また、離婚と養育費に係る無料の弁護士相談を年4回実施しているが、生活福祉課で行っている家庭相談員による相談事業、男女平等推進センターで行っている女性のためのたんぽぽ相談での相談内容の重複はないか整理が必要である。このほか、DV関係業務など、関連性の高い事業とのより良い連携のあり方を検討されたい。加えて、上記法改正に伴う専門職（弁護士・家庭調停員等）による研修・勉強会等の実施や他自治体の先行事例の調査については、関係する所属と連携して行うことで効果的・効率的な実施となるのではないか。					
(4) 事業目的		離婚前後において、こどもの権利を守り、こどもの健やかな成長を支えるための環境整備を行う。					
(5) 事業概要		離婚と養育費にかかわる総合相談 ・離婚前後において、課題が複雑化・深刻化しないよう、無料の弁護士相談を年4回実施する。 ・大田区生活再建・就労サポートセンターJOBOTAによる「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催する。 養育費に関する公正証書等作成促進補助事業 ・養育費に関する債務名義化を促進し、確実な養育費の受給確保を図るため、公証手数料等の対象経費を補助する。					
(6) これまでの経過と課題		○これまでの経過 離婚前後に関する子育て家庭への支援は、離婚と養育費にかかわる総合相談及び養育費に関する公正証書等作成促進補助事業を通じて、養育費の確実な受給に寄与してきた。 ○課題 ・離婚と養育費にかかわる総合相談 相談後、「相談できる環境があり心強く感じる」などの事業を評価する意見が多数あるなど、本事業の必要性は高く、支援を必要とするより多くの方に周知を図る必要がある。 ・ADR助成、面会交流助成 離婚後も父母が共同親権を持つ改正民法が成立し施行が見込まれる中、ADR助成や面会交流助成の必要性について検討を行う必要がある。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
○離婚と養育費にかかわる総合相談 支援を必要としている多くの方に総合相談事業を活用してもらうため、引き続き区報や区ホームページ、Xを利用した事業周知を図っていく。また、生活福祉課や地域健康課等でのチラシの配架を新たに出張所等にも広げ、関係機関と連携して周知を行う。 ○ADR助成・面会交流助成 法改正を踏まえた研修・勉強会を実施するとともに、ADR助成、面会交流助成等の事業の拡充を検討する。 ○事業所管の整理 こどもを取り巻く環境に関する各施策・事業やADR助成、面会交流助成について、事業移管を行う。			○ADR助成・面会交流助成 7年度の検討結果を踏まえADR助成、面会交流助成の実施について検討する。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間	150時間		年間	0時間		年間	0時間
うち会計年度任用職員	0時間		うち会計年度任用職員	0時間		うち会計年度任用職員	0時間
(12) 改善策に対する評価		事業の内容や実態を踏まえ、課題を整理した上で事業所管のあり方について関連部局と共に最適な組織体制について検討すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）				(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		1,742		令和7年度 当初要求額		1,918	
令和5年度 決算額		1,188		企画経営部長 査定後要求額		1,918	
令和6年度 当初予算額		1,851		区長査定 予算(案)		1,918	
(15) 査定の考え方		離婚と養育費にかかわる総合相談について、弁護士やJOBOTAの「子ども生活応援臨時窓口」との連携など、相談会後の継続的な支援が講じられていることから、孤立がちな相談者の受け皿等としても事業効果が認められること等を確認し、要求を認めた。					

No.	34						
(1) 部局名		福祉部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		いきいき高齢者入浴証支給					
(3) 選定理由		本事業は70歳以上の区内在住高齢者を対象としているが、事業の対象者設定が妥当であるかを検証した上で、共通ポイント制の導入やサービスの選択化等により高齢者向けの給付事業を一本化し、類似事業の整理を行うことで、事業の効率化を図る必要がある。 事業を一本化することによる総量抑制、経費圧縮を図ると同時に利用者のニーズの多様化にも対応できる体制を検討されたい。					
(4) 事業目的		70歳以上の高齢者に入浴証を発行し、浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や閉じこもり防止を図る。					
(5) 事業概要		1回あたり550円（令和6年8月現在）のところ、自己負担200円で区内浴場組合加盟の浴場が利用できる入浴証シール36枚と、自己負担なしで利用可能な「ゆ〜体験」シール1枚を毎年度希望者へ交付する。					
(6) これまでの経過と課題		・本事業と高齢者向けの給付事業を統合しサービスの選択制にすると、より区民のニーズに合ったサービスの提供ができると考えられる。 ・類似の給付事業との整理を行う上で、対象者が合致していない場合にその調整が必要となる。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
高齢者向け給付型事業について、利便性の向上と区民ニーズに沿った整理を図るため、様々な角度から総合的に検討する。 1 進め方 それぞれの事業の目的や対象などについて改めて確認等を行う。 2 対象者 事業により対象者が異なることから、対象者の設定をあらためて検討する。			・運用体制やその方法、補助額（ポイント、クーポン券、回数券など）などについて協力団体、関連部局との調整に取り組む。 ・事務総量抑制、経費圧縮を図るための具体的な仕組みを検討する。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 565時間			年間 565時間			年間 565時間	
うち会計年度任用職員 395時間			うち会計年度任用職員 395時間			うち会計年度任用職員 395時間	
(12) 改善策に対する評価		いきいき高齢者入浴証支給に限らず、高齢者向けの給付事業全体でサービスの選択化や事業の一本化等を検討することにより、事業の効率化を図ること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		159,643		令和7年度 当初要求額		166,353	
令和5年度 決算額		139,922		企画経営部長 査定後要求額		166,353	
令和6年度 当初予算額		160,848		区長査定 予算（案）		166,353	
(15) 査定の考え方		都内公衆浴場の入浴料金の統一的な値上げやポストコロナの利用率の状況を確し、直近の実績に基づき、金額精査を行った。特に、通常シールの要求件数については、算定を見直したうえで要求を認めた。高齢者向け給付事業全体におけるサービスのメニュー化や事業の一本化による事業の効率化については、引き続き関係部局等と綿密な検討、調整が必要である。					

No.	35						
(1) 部局名		福祉部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		ふれあい理美容補助券					
(3) 選定理由		本事業は70歳以上のひとり暮らし高齢者登録をしている者を対象としているが、事業の対象者設定が妥当であるかを検証した上で、共通ポイント制の導入やサービスの選択化等により高齢者向けの給付事業を一本化し、類似事業の整理を行うことで、事業の効率化を図る必要がある。 事業を一本化することによる総量抑制、経費圧縮を図ると同時に利用者のニーズの多様化にも対応できる体制を検討されたい。					
(4) 事業目的		70歳以上のひとり暮らし高齢者がふれあい理美容補助券を利用することにより、当該高齢者が外に出る機会を増やし、ひとり暮らし高齢者の孤独の解消につなげることを目的とする。					
(5) 事業概要		70歳以上のひとり暮らし高齢者登録者からの申請に基づき、区内の福祉理美容店において所定の施術を受けることができる「ふれあい理美容補助券」を支給する。 支給枚数：ひとり年間2枚 自己負担：1回あたり1000円					
(6) これまでの経過と課題		・本事業と他の給付事業を統合しサービスの選択制にすると、より区民のニーズに合ったサービスの提供ができると考えられる。 ・「ふれあい理美容補助券」の支給は、「ひとり暮らし高齢者」の登録を促進する側面もある。「ひとり暮らし高齢者」の情報は地域の見守りに活用しており、継続的に登録を呼びかけている。 ・類似の給付事業との整理を行う上で、対象者が合致していない場合にその調整が必要となる。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
高齢者向け給付型事業について、利便性の向上と区民ニーズに沿った整理を図るため、様々な角度から総合的に検討する。 1 進め方 それぞれの事業の目的や対象などについて改めて確認等を行う。 2 対象者 事業により対象者が異なることから、対象者の設定をあらためて検討する。			・運用体制やその方法、補助額（ポイント、クーポン券、回数券など）などについて協力団体、関連部局との調整に取り組む。 ・事務総量抑制、経費圧縮を図るための具体的な仕組みを検討する。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 1,244時間			年間 1,244時間			年間 1,180時間	
うち会計年度任用職員 830時間			うち会計年度任用職員 830時間			うち会計年度任用職員 767時間	
(12) 改善策に対する評価		ふれあい理美容補助券に限らず、高齢者向けの給付事業全体でサービスの選択化や事業の一本化等を検討することにより、事業の効率化を図ること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		25,011		令和7年度 当初要求額		25,903	
令和5年度 決算額		21,529		企画経営部長 査定後要求額		23,883	
令和6年度 当初予算額		23,238		区長査定 予算（案）		23,883	
(15) 査定の考え方		物価高騰による理美容業態の値上げ幅やサービスの利用状況を確認し、実績に基づき金額精査を行った。特に、対象人数については、直近の利用者の推移から妥当性のある水準に精査したうえで要求を認めた。高齢者向け給付事業全体におけるサービスのメニュー化や事業の一本化による事業の効率化については、引き続き関係部局等と綿密な検討、調整が必要である。					

No.	36				
(1) 部局名		福祉部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		熱中症予防の啓発			
(3) 選定理由		高リスクとされる高齢者に対しての熱中症予防啓発に関し、民生委員や地域包括支援センターが見回りを行っているという背景があるが、民生委員の高齢化が進む中、民生委員自身の体調にも危険が及ぶ可能性がある。地域の商業施設や金融機関等に協力してもらうなどの公民連携手法を活用し、「熱中症予防」という目的に適した啓発手法を検討されたい。また、涼み処の開設場所については、大田区HPでマップ上で視覚的に表示する（例：AED）などとして、さらなる利用促進に向けたPR手法を検討されたい。			
(4) 事業目的		高齢者見守りネットワークの重点事業として、発症リスクの高い高齢者を対象とした熱中症予防対策事業を展開し、見守りの強化と周知に努める。			
(5) 事業概要		①熱中症予防啓発 ・ひとり暮らし高齢者登録支援事業に登録されている高齢者宅へ民生委員が訪問し、熱中症啓発のうちわやチラシ配布を行う。 ・単身高齢者宅など、熱中症リスクの高いと見込まれる世帯に対して、地域包括支援センターの職員が訪問し、熱中症予防の啓発等を行うとともに、対象者の状況把握や見守り事業の周知を行う。 ②涼み処の開設（開設時期：令和6年5月中旬～10月中旬） 多くの高齢者を対象として、老人いこいの家をはじめとする区施設を活用して涼み処を開設する。			
(6) これまでの経過と課題		・当事業は、民生委員がひとり暮らし高齢者の登録をした区民に対し、直接訪問して熱中症予防の啓発とともに高齢者の近況確認を行うものである。 ・民生委員自身の熱中症のリスクも踏まえ、気温が高くなる前に訪問できるよう4月中に啓発物品の納品や協力依頼を行っている。 ・民間事業者との連携については、高齢者見守り推進事業者に熱中症予防の啓発について協力を依頼しているが、効果的な運用を引き続き研究していく。 ・涼み処については、高齢者の猛暑対策、近隣住民同士の交流機会の創出、孤立化防止や見守り機運の醸成に寄与する目的で始めた事業である。 ・地球温暖化に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動の影響が生じており、これが長期にわたり拡大する恐れがある。これらを踏まえると、涼み処やその他の必要な措置を講ずることにより、気候変動適応の取り組みを推進することは、現在及び将来の、区民の生命、健康、安全な生活の確保に寄与するものである。 ・従って、当事業は、全区民を対象とした取組みに転換していく時期に来ているものとする。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・熱中症予防事業については、高齢の方への対策にとどまらず、区民全体に向けた取組みが求められている。そのため、関連部局が連携して取り組む必要がある。 ・熱中症の啓発手法や民間事業者との連携方法について、他自治体の取組をはじめ、調査研究を行う。 ・涼み処の視認性向上のため、のぼり旗、掲示用ポスターを作成し配布・掲示する。また、はねびょん健康ポイントアプリにおいてマップ上に位置を検索できるようになっていることから、アプリへの誘導手段を工夫する。 ・公民連携の手法を最大限に活用するため、関連部局と連携することで、涼み処の開設場所の増をめざす。			・熱中症予防啓発について民間事業者や関連部局との調整に取り組む。 ・公民連携の手法を最大限に活用するため、関連部局との連携を一層推進していく。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 396時間			年間 394時間		年間 394時間
うち会計年度任用職員 63時間			うち会計年度任用職員 63時間		うち会計年度任用職員 63時間
(12) 改善策に対する評価		熱中症の予防の啓発については、公民連携の推進（熱中症対策コンソーシアムの活用）も含め、リスクが高いとされる対象者に対し、より効果的に伝わる熱中症予防啓発手法を検討すること。涼み処も含めた熱中症予防の啓発においては、伝わる情報発信を軸に、関連部局と連携しながら実効性のある手法を検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		2,624	令和7年度 当初要求額		4,664
令和5年度 決算額		2,453	企画経営部長 査定後要求額		3,159
令和6年度 当初予算額		2,902	区長査定 予算(案)		3,159
(15) 査定の考え方		熱中症コンソーシアムとの連携など、関係部局の取組と整合した効果的・効率的な対策となっているか内容精査を行い、一部要求内容の見直しを行った。熱中症リスクの高い在宅の高齢者や区施設以外の涼み処利用者を含めた、熱中症対策の意識啓発を図ることに留意し、要求を認めた。			

No.	37				
(1) 部局名		健康政策部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		狂犬病予防事業			
(3) 選定理由		狂犬病を予防するための畜犬登録のうち新規登録頭数は6,098頭（※マイクロチップ情報登録によるみなし登録を含める）となっている（令和5年度事業概要）。 「狂犬病予防注射済票交付申請」については地域健康課での窓口受付のほか、オンラインによる申請及び手数料の徴収と物流事業者への委託による注射済票の交付の検討を行っている。このことを踏まえ、犬の登録・死亡・鑑札の交付・再交付、犬の登録事項変更届等についてもオンライン化を検討されたい。			
(4) 事業目的		狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。（狂犬病予防法第一条）			
(5) 事業概要		狂犬病予防法に基づく事務 ・第四条第1項に基づく登録申請の受理 ・同条第2項に基づく原簿の登録と犬の鑑札の交付 ・同条第4項に基づく犬の死亡又は犬の所在地（区外からの転入、区内での移動）その他事項の変更の届け出の受理 ・同条第5項に基づく犬の所有者の変更の届け出の受理 ・第五条第2項に基づく注射済票の交付			
(6) これまでの経過と課題		「狂犬病予防注射済票交付申請」は、情報政策課が契約するオンライン決済サービスに合わせて令和6年8月にオンラインによる申請を開始した。 狂犬病予防事業の中で手数料の徴収が無く飼い主に交付するものが無い届出等はすべてオンライン化対応済みである。手数料の徴収または飼い主への交付物が有る申請等5項目については「狂犬病予防注射済票交付申請」を踏まえて、オンライン決済サービスに関する手数料の予算化、飼い主への交付物の受け渡し方法の整理・予算化を行い、令和7年度に対応する。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・「狂犬病予防注射済票交付申請」を踏まえて、犬の新規登録・鑑札の交付など5項目について、以下の準備を行いオンライン化対応を実施する。 ・申請フォームを作成する。 ・オンライン決済サービスに関する手数料の予算計上を行う。 ・飼い主への交付物の受け渡し方法を整理する。委託等を行う場合は予算計上を行う。 ・動物病院などと連携してオンラインによる申請の周知を進め、申請者の利便性向上と地域健康課での窓口受付の業務削減を図る。			・引き続きオンラインによる申請の周知を進め、申請者の利便性向上と地域健康課での窓口受付の業務削減を図る。 ・大田区行政手続きのオンライン化方針が策定され、生活衛生課としてもこの方針に基づき、狂犬病予防事業の対応を踏まえつつ、届出等のオンライン化を実施する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,483時間			年間 1,909時間		年間 1,759時間
うち会計年度任用職員 892時間			うち会計年度任用職員 1,180時間		うち会計年度任用職員 1,180時間
(12) 改善策に対する評価		「行かない・書かない・待たない・まわらない」窓口の実現のため、「大田区行政手続のオンライン化方針」に基づき各届出等の手続きのオンライン化を推進することにより、区民の利便性の向上及び業務の効率化を図ること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		11,887	令和7年度 当初要求額	16,284	
令和5年度 決算額		9,195	企画経営部長 査定後要求額	16,284	
令和6年度 当初予算額		15,669	区長査定 予算(案)	16,284	
(15) 査定の考え方		オンライン化の推進により、区民の利便性向上及び業務の効率化に寄与すると考えられるため、要求を認めた。			

No.	38			
(1) 部局名		健康政策部		
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		健康ポイント		
(3) 選定理由		令和5年度の事業レビュー対象であることも踏まえ、継続して効果検証が必要である。民間の健康管理アプリが増えている中で、当事業を区が実施する必要性について再度、検討されたい。		
(4) 事業目的		健康づくりを習慣化することで、区民の健康寿命の延伸を目指す。		
(5) 事業概要		スマートフォンアプリを活用し、ウォーキング歩数をはじめ、各種検診受診や区の健康事業参加など健康づくりの取り組みをポイント化し、インセンティブとして取組成果の「見える化」や抽選による景品等を提供する。		
(6) これまでの経過と課題		アプリの魅力を高めて登録者を増やすため、グループ対抗ランキング機能、SNS写真投稿機能など、毎年度新たな機能を追加するとともに、他部との連携を強化し、事業周知のツールとして活用してきた。 独自開発アプリのため、毎年度の新機能開発費、運用・保守費の財政負担が非常に大きい。 アプリの認知度がある程度広まった中で新規登録者数の増加が鈍化し、アクティブユーザー数も伸び悩んでいる。当初のメインターゲットは働き盛り世代であったが、民間の健康アプリが日々進化する中で若い世代のアプリの継続利用は難しい。一方、50代以降は継続利用している割合が高い。		
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・令和6年度に機能の絞り込み及び費用負担軽減のためにプロポーザルを行い、選定した事業者による新たな健康ポイントアプリを令和7年4月から運用開始する。 ・自治体の公式アプリとしての安心感や区の情報が得られることを強みに、メインターゲットを中高年～高齢者とし、登録者数及びアクティブユーザー数を増やすことで、フレイル予防や健康寿命延伸につなげる。		・区民の継続的な健康づくり活動を促進するため、利用実績を検証し、一時的な登録者数の増加ではなく、アクティブユーザー数を維持・増加できる取り組みを財政負担も考慮し実施する。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,500時間		年間 1,250時間		年間 1,250時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・民間による健康管理アプリが豊富になっている中、行政がアプリを提供し続けることの必要性を改めて見直すこと。 ・費用対効果の観点から、目標の達成度とコストを比較した上で民間への事業移譲等も含めた事業の今後のあり方を検討すること。		
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	72,053	令和7年度 当初要求額	10,184	
令和5年度 決算額	64,204	企画経営部長 査定後要求額	10,184	
令和6年度 当初予算額	70,415	区長査定 予算(案)	10,184	
(15) 査定の考え方		登録者やアクティブユーザーの人数・年齢層の推移を踏まえ、事業目的達成に向けた仕組みが生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に寄与すると考えられるため、要求を認めた。		

No.	39				
(1) 部局名		健康政策部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		産後ケア			
(3) 選定理由		母子保健法の改正（令和元年）により、「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった。少子化の状況を踏まえ、子育て家庭の産後の心身の負担軽減を図る必要性は継続していると考えられる。 その一方で、産後ケアの対象者の要件が「支援を要する者」から「事業が必要な者」に変更となり、産後ケア（訪問型）はこども家庭部の「産後家事・育児援助事業（びよびよサポート）」と対象者や事業内容が重複していることから、事業内容の整理が必要である。			
(4) 事業目的		産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、育児支援の充実に資する。			
(5) 事業概要		訪問型：助産師による授乳指導や乳房ケア、産後の身体の悩みや気分の落ち込み、不安の相談、育児全般に関する相談・指導等 日帰り型：助産師による授乳指導や乳房ケア、産後の身体の悩みや気分の落ち込み、不安の相談、育児全般に関する相談・指導等、休息、食事の提供 宿泊型：産婦の健康状態のチェック、乳房ケア、産後の生活のアドバイス、赤ちゃんの発育・体重のチェック、育児相談・授乳指導、産婦の休息、食事の提供 グループケア型：助産師による産後の生活や赤ちゃんの育児について等の講話、産婦の体調、育児の個別相談			
(6) これまでの経過と課題		平成30年度から訪問型、日帰り型（区外）、宿泊型（区外）を段階的に開始。その後、宿泊型（区内）を当該病院で出産した方限定で開始し、日帰り型（区内）の代替としてグループケア型を開始した。令和４年度に日帰り型（区内）が産後ケア専用助産院１か所で開始。 こども家庭部が「産後家事・育児援助事業（びよびよサポート）」に助産師派遣を追加し、サービス内容が重複。母体ケアは産後ケア事業のみで行う整理とし、内容の重複は解消したが、家事援助や育児支援を目的とするびよびよサポートで助産師派遣は不要と考える。 日帰り型（区内）の需要は高く、サービス供給量を増やす取り組みが必要。			
(7) 令和７年度の具体的な改善策		(8) 令和８年度以降の具体的な改善策			
・「産後家事・育児援助事業（びよびよサポート）」で実施している助産師による育児や栄養相談、身体や精神面の不調に対する相談は既に産後ケア事業で対応している。子育て支援事業の類似内容を整理し、各事業が目的に沿った効果的な内容となるよう両部で調整する。 ・区民ニーズの高い日帰り型（区内）を充実させるため、契約単価を見直すなど、産後ケア事業専用助産院が参入しやすい契約内容とする。		・日帰り型（区内）の実施施設が充実した場合は、サービス需要量を踏まえて日帰り型（区外）の契約を縮小化し、サービス提供場所を区内にシフトしていく。日帰り型（区内）の代替であるグループケア型は、廃止または児童館等での子育て家庭向け事業に位置付けるなど区民ニーズに応じて効率化を図る。			
(9) 令和６年度業務量見込み		⇒	(10) 令和７年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,400時間			年間 1,400時間		
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		区民にわかりやすい制度にすることを最優先に、事業の統合の可能性も含め、こども家庭部と密に連携し事業内容の整理等を行うことにより、再構築及び効果的・効率的な事業実施を図ること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和５年度 当初予算額		21,220		令和７年度 当初要求額	110,866
令和５年度 決算額		46,974		企画経営部長 査定後要求額	110,866
令和６年度 当初予算額		40,894		区長査定 予算（案）	110,866
(15) 査定の考え方		妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実に目的として、区民ニーズや利用が大幅に増加している状況を踏まえ、契約単価の見直し及び件数増を認めた。			

No.	40				
(1) 部局名		健康政策部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		特定健康診査・特定保健指導事業			
(3) 選定理由		特定健康診査について、健康づくり課では健診案内発送、医師会への委託、特定保健指導事業を執行委任で実施しており、国保年金課は健診結果をもとにデータヘルス計画を策定し、課題に即した保健事業を行なっている。データヘルス計画を含む特定健康診査に係る事業を健康づくり課で一貫して所管することで、受診率及び精密検査率の向上、生活習慣病の予防、医師会との連携など、より効率的・効果的な事業運営が可能と考える。また、KDBデータは健康政策部の健康寿命延伸プロジェクトでも扱っており、分析の重複を解消し、健康政策部のDX推進担当との連携を強化することで、EBPMのさらなる推進が期待できる。			
(4) 事業目的		糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出する。 生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる者に対して専門職が生活習慣の改善を支援し、対象者が自分の健康状態を自覚して、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようにする。			
(5) 事業概要		大田区3医師会に委託し、区内医療機関で大田区特定健康診査を実施する。 事業者に委託し、対象者に対面またはオンラインによる特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を行う。			
(6) これまでの経過と課題		令和5年度までは、健康づくり課（6階）と国保年金課（3階）の健診担当が相互にフロアを行き来し、事業調整等を行っていた。 令和6年度に、国保年金課の国保保健事業担当が、健康づくり課（6階）に兼務職員としてフロア移動した。物理的な距離の問題は無くなったものの、兼務職員は国保年金課が主たる配属先であるため、医師会への協力依頼や事務の効率化など真に一体的な事業運営は難しい状況である。このため、区民部・健康政策部で各種健診（検診）事業の推進に向けた今後の組織のあり方を検討した。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・国保年金課の国保保健事業及び長寿健診について、効率的かつ効果的な事業運営が可能となる組織とする。 ・特別区で特定健診受診率の高い12区のうち7区は、特定健診、がん検診などの健診（検診）事業を保健所で一括して実施している。特に足立区は、衛生部のデータヘルス推進課がデータヘルス計画、健診、保健事業を一括して実施しており、効果的な事業運営ができている。 ・大田区も他区の状況を参考にデータヘルス計画及び健診（検診）事業全体を一体的に実施することで、健康課題に即した事業運営を区としてより効果的に実施できると考える。			・がん検診も含めた健診（検診）全体の受診率及び精密検査率向上に向けて、医師会へ健診（検診）全体への協力を依頼するとともに、健診（検診）事業全体の効率的な実施方法等について検討する。 ・健康寿命延伸に向けて成人保健事業をより効果的に実施するため、KDBデータをさらに活用し、EBPMを推進する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,571時間	年間 5,010時間		年間 5,010時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		・区民サービスの向上を最優先に、効果的・効率的な手法・体制となるよう、健康政策部への事務移管を前提として区民部と速やかに具体的な組織のあり方を検討すること。 ・上記検討にあたっては、両部の持つノウハウを共有しながらEBPMを推進することで各種健診（検診）事業の受診率の向上に取り組むこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	339,911	令和7年度 当初要求額	1,263,365		
令和5年度 決算額	316,480	企画経営部長 査定後要求額	1,263,365		
令和6年度 当初予算額	336,074	区長査定 予算(案)	1,263,365		
(15) 査定の考え方		特定健診受診率の向上に向けた事業実施状況や効果を確認し、より効率的・効果的な事業運営として、要求を認めた。			

No.	41		
(1) 部局名		こども家庭部	
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		びよびよサポート	
(3) 選定理由		母子保健法の改正（令和元年）により、「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった。少子化の状況を踏まえ、子育て家庭の産後の心身の負担軽減を図る必要性は継続していると考えられる。 その一方で、産後ケアの対象者の要件が「支援を要する者」から「事業が必要な者」に変更となり、健康政策部が行う産後ケア（訪問型）と対象者や事業内容が重複していることから、事業内容の整理が必要である。 ※本事業については、同じく検討対象事業として選定した健康政策部「産後ケア」と位置づけや今後のあり方について調整を行ったうえでシートの記載を行うことが望ましい。	
(4) 事業目的		家事援助や育児の補助支援をすることで、家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的として、ヘルパー等を派遣する。	
(5) 事業概要		産後の家事・育児負担の軽減を目的に、対象世帯にヘルパー・助産師を派遣するサービス	
(6) これまでの経過と課題		びよびよサポートについては、大田区産後家事・育児援助事業のひとつとして位置づけている。助産師については、ヘルパーによる家事育児支援だけでなく、助産師の専門的な知見から育児支援ができれば、支援内容としてもより深まると考え、令和5年度から派遣メニューに追加したものである。 本事業における助産師は、育児や栄養相談、心身の不調に対する相談等の支援を行っている。一方、健康政策部の産後ケア事業は、産後の身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房のケアなどを行っており、目的に沿って事業のすみ分けをしている。 今後の事業展開については、びよびよサポート事業の助産師派遣メニューの追加後の利用状況や健康政策部の産後ケア事業の充実内容等を踏まえ、両部で意見交換をしながら検討していく必要がある。	
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策	
これまでの取組実績などを踏まえ、事業統合の必要性について検討を行う。 本事業の令和5年度の利用実績は以下のとおり。 新規申請者数 1,290人 延べ利用者数 1,697人（うち助産師利用41人） 延べ利用回数 2,422回（うち助産師利用41回） 利用時間数 5,053時間（うち助産師利用82時間） 令和5年度の助産師利用については、一定数の利用はあるものの、ニーズが高いとはいえない状況である。健康政策部の産後ケア事業の拡充の状況を踏まえ、びよびよサポートの助産師派遣メニューの利用ニーズを包含できるのか検証が必要である。 両部の事業連携により利用ニーズに応えることができるのであれば、今後、びよびよサポートの助産師派遣メニューを産後ケア事業に統合し、効果的・効率的な事業実施につなげることについて検討する。		本事業は、保護者の家事・育児の負担軽減を図るとともに、援助が必要な家庭を適切な母子保健や子育て支援のサービスにつなげ、要支援家庭への移行を未然に防ぐことを目的としている。 びよびよサポート事業の利用実績は年々増えてきている状況である。利用者のニーズ把握及び他部署との連携などにより、必要なメニューの追加や廃止の検討を行い、本事業のサービス満足度の向上につなげていく。	
(9) 令和6年度業務量見込み		(10) 令和7年度業務量見込み	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,500時間	⇒	年間 1,500時間	⇒
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		本事業と産後ケア事業における助産師派遣部分については、引き続き支援内容等について検討し、統合を検討すること。また、このことによりサービスを低下させることなく、利用者にとって分かりやすい事業として整理すること。	
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額	33,547	令和7年度 当初要求額	56,581
令和5年度 決算額	28,964	企画経営部長 査定後要求額	62,850
令和6年度 当初予算額	38,631	区長査定 予算(案)	62,850
(15) 査定の考え方		妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を目的として、利用時間の拡充を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から増額となった。	

No.	42				
(1) 部局名		こども家庭部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		中高生ひろば事業			
(3) 選定理由		大田区若者サポートセンター（フラットおおた）や児童館で実施している中学生タイムと対象者や事業内容が重複している。フラットおおたと比較して事業の緊急性は低いと考えられる一方、新たな基本構想の柱の一つである子育て世帯に向けた事業であるため、より効果の挙げられる手法を検討していく必要がある。また、国の「放課後児童クラブ・児童館等の課題と施策の方向性」の児童館機能の機能・役割の強化において、中高生世代に向けた支援の検討が挙げられており、児童館と中高生ひろば等、地域のニーズにあった整備とすることが必要である。			
(4) 事業目的		中高生が自らの学校や学年にとらわれず、様々な人との交流や活動のできる場を設置することで、各人の自主性や主体性を育む居場所を創る。また、友人・家族関係、将来の進路等、思春期特有の様々な相談にきめ細やかに対応することで、一人で悩みを抱えることのない安心できる居場所を創る。			
(5) 事業概要		1 年間目標 ・中高生の悩み事等に寄り添い、安心して過ごすことのできる居場所づくり ・利用者の来館目的・ニーズ等に合わせた環境・事業設定や支援を行い、利用者満足度を上げ、リピーターの定着を目指す。 ・主体的に企画、運営を担ってくれる新たな人材の発掘 2-①交流支援：施設内イベントを通じた、中高生同士や職員との交流、利用者自身による主体的な企画・運営を促すほか、共通の趣味を通じた利用者同士の交流。 2-②活動支援：工作、音楽、ダンス、e-sportsなど趣味に関する各種イベント・講座のほか、進学及び就職のための面接練習など、キャリアデザインに通じるイベントの実施。 2-③相談支援：利用者と職員との間に、日常会話などから関係性を築き、安心して悩みを打ち明けられる環境、雰囲気をつくり、必要に応じ、第三機関との連携を図る。			
(6) これまでの経過と課題		少子高齢化、SNSの普及等、青少年を取り巻く環境が変化するなか、中高生世代にとっては、ありのままの自分を受け止め、帰属感や信頼感を得られる居場所が必要であり、家庭・学校に代わる「第三の居場所」が求められている。そのような中で、ライフステージに応じて、こども一人ひとりが求める過ごし方や居場所は様々であり、幅広い年齢層の若者が集うフラットおおた(福祉的要素含む・利用者のうち20代・30代が7割以上)のほか、児童館や中高生世代専用の空間である中高生ひろば等、自身にあった居場所を選択できる環境づくりが重要である。一方で、誰一人取り残すことなく、それぞれの居場所が認知され、適切な支援がしっかり受けられるよう、関係部や外部機関など、分野横断的な連携が行える支援体制（相談支援の中ですくい上げた諸問題を適宜保護者や関係機関で情報共有し、情報解決に向けて連携）は構築されつつあるが、こどもが抱える諸問題に対して適切なサービス・支援を提供するためには、施設間連携だけではなく、各エリアすべてのこどもたちが身近な場所で適切にサービスや支援を受けることのできる環境整備（施設の適正配置等）を行うことが喫緊の課題となっている。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
平成28年策定「児童館のあり方について」において、中高生の居場所づくりに関する整備の方向性を示しているが、この間、青少年を取り巻く環境・ニーズ等に変化が生じている。令和6年度策定予定「児童館構想」において、こどもの居場所のあり方を再整理するとともに、より施設の役割を明確化し、中高生ひろば等施設の適正配置・整備計画を進めていく。（（仮称）大森西二丁目複合施設内にタイムシェア方式による中高生ひろばを新設予定） 複雑・複合化する悩みや課題を抱える利用者に対する居場所づくりや施設間連携手法等については、国の動向や先進自治体の取組みなどを参考に検討を行う。		令和6年度策定予定「児童館構想」において、改めてこどもの居場所のあり方を整理するとともに、より施設の役割を明確化し、多くのこどもたちが利用できるよう、中高生ひろば等施設の適正配置・整備計画を進めていく。 引き続き多様な主体との連携を図り、分野横断的な支援体制を構築していく。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 156時間			年間 156時間		年間 156時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		児童館構想の策定にあたっては、学童機能が学校に移っている中、改めて児童館の役割を明確にすること。また、その上で適正数、配置について整理し、総量抑制や業務量削減につなげるよう検討すること。 居場所機能については、利用者にとって分かりやすい制度となるように内容、位置づけ等を整理すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		75,058	令和7年度 当初要求額	75,883	
令和5年度 決算額		73,557	企画経営部長 査定後要求額	75,883	
令和6年度 当初予算額		75,408	区長査定 予算(案)	75,883	
(15) 査定の考え方		民間や関係機関を含めた地域資源（施設・人材）を活用し、適切な機能・配置となるよう居場所づくりを行い、今後のあり方について協議することを前提に要求を認めた。			

No.	43						
(1) 部局名		こども家庭部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		ファミリールーム（子育てひろば）事業、子育て相談、子育て講座					
(3) 選定理由		子育て支援拠点として、児童館や保育所、キッズなどでひろば事業や相談業務を実施しているほか、令和6年10月からは4地域庁舎にこども家庭センターの設置を予定しており、相談体制の拡充が図られる予定である。児童館のあり方（こどもの居場所）について検討をするにあたり、これらを踏まえ、子育て支援拠点の適正数や適正配置について整理されたい。また、児童館のほか、キッズなや幼児教育センター、エセナにおいて、同様のテーマで講習・講座事業を実施していることから、共同実施を行うなど業務の効率化を図るよう検討されたい。					
(4) 事業目的		●ファミリールーム（子育てひろば）：年間を通じて気軽に出入りできる乳幼児親子のふれあいの場として、仲間づくりや自主的な活動の援助を行うとともに、親子遊びや子育て情報の提供を行う。 ●子育て相談：親や子が安心して利用できる身近な場所である児童館において、日々の不安や心配事を気軽に相談できる場を設定することにより、親と子の育ちを支援していく。 ●子育て講座：学ぶ機会を提供することで、子育てに携わる誰もが子育てに関する理解を深め、家庭を含めた地域全体で子育ての力を高めていく。					
(5) 事業概要		●ファミリールーム（子育てひろば）：年間を通じて、気軽に自由に出入りできる乳幼児親子のふれあいの場、仲間づくりや自主的な活動の支援を行うとともに、親子遊びや子育て情報の提供を行う。平成11年度から全児童館に設置。 ●子育て相談：教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が、地域の身近な相談窓口として子育てに関する相談に応じている。 ●子育て講座：保護者のニーズが高い内容や子育て中の保護者等に伝えたい内容等を検討し、専門の講師が育児のコツを伝える保育付き講座。区内児童館等で実施し、保育は児童館等職員が行う。					
(6) これまでの経過と課題		年間を通じて気軽に自由に出入りできる乳幼児親子のふれあいの場、仲間づくりや自主的な活動の支援、親子遊びや子育て情報の提供を目的に、平成11年からファミリールーム(子育てひろば)を開始し、子育て支援を行ってきた。平成12年からは、身近な場所で気軽にこどもを連れて参加できる子育て講座を開始し、地域の子育て力の活性化を図ってきた。平成13年からは、核家族の増加、地域関係の希薄化などの子育て環境の変化に伴い、子育て相談を開始し、子育ての不安や孤立感等の解消、虐待予防や早期発見・再発防止に努めてきた。 他所属と類似事業を実施しているため、重複していると見えるが、それぞれの所属が担っている目的や対象者、効果が異なるものである。児童館で行う講座や相談については再整理し、身近な場所で地域の子育て力の活性化や向上につながる方策で効率的かつ合理化を図っていく必要がある。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
児童館の役割や機能等については、令和5年に閣議決定した「こどもの居場所づくり指針」や「児童館ガイドライン運営指針」の改正を踏まえ、児童館の役割や機能、今後の展開について検討が必要である。 令和6年度の「児童館構想」策定にあたって、平成28年度「児童館のあり方」を念頭に、改めて子育て支援拠点の適正配置について検討を進める。拠点数の整理により、全体の業務量の削減につなげる。 講座事業については、住所やこどもの年齢等、参加に関する要件がないことや地域の身近な施設での実施が、参加しやすさに繋がっている。今後は、関係機関と連携調整し、テーマや講師、時期等については考慮するなど、お互いに工夫していく。また、PRについては相互に協力する。			令和6年度策定予定「児童館構想」において、改めてこどもの居場所のあり方を整理するとともに、より施設の役割を明確化し、他地域も包括できる環境づくりを進めていく。 引き続き地域健康課や子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携を図り、分野横断的な支援体制の整備を進めていく。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 1,795時間			年間 1,795時間			年間 1,795時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		児童館構想の策定にあたっては、学童機能が学校に移っている中、改めて児童館の役割を明確にすること。また、その上で適正数、配置について整理し、総量抑制や業務量削減につなげるよう検討すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		6,795		令和7年度 当初要求額		9,290	
令和5年度 決算額		6,108		企画経営部長 査定後要求額		9,290	
令和6年度 当初予算額		2,286		区長査定 予算(案)		9,290	
(15) 査定の考え方		子育て支援拠点の適正数・適正配置について整理し、実施事業の効率化及び合理化を図ることを前提に要求を認めた。					

No.	44				
(1) 部局名		こども家庭部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		法外援護（私立認可保育所）			
(3) 選定理由		区は総合的な待機児童対策に取り組んだ結果、令和3年から3年連続で待機児童ゼロを実現している。その一方で、入所児童一人あたりの法外援護費は23区で最上位に位置し、多額の超過負担が生じている現状がある（令和3年度決算）。保育の質の向上を目的とした適正な職員配置及び法外援護費の効果的な支給のためには、区独自の補助項目や支給金額の妥当性について検証を行い、区立保育園と民間保育所の役割分担を整理したうえで、見直しを進める必要がある。併せて、3歳以上児の幼稚園への転園等で結果的に過大となっている定員を見直すことで全体的な欠員等対策費の縮減を図るよう検討されたい。			
(4) 事業目的		特定教育・保育等に要する経費（公定価格）に加え、国及び東京都の基準を超えて職員配置等を行う施設に対し必要経費を助成することで、児童の処遇向上を図るとともに区民に安全安心で質の高い保育を提供する。			
(5) 事業概要		区内民間保育所の保育士等職員の増配置及び保育内容の充実に向けた取り組み等に対し、様々な加算項目を設け、国の公定価格を超えた運営費として支給する。			
(6) これまでの経過と課題		法外援護費は、古くは昭和後期から区独自に設けていた項目に加え、従来東京都が実施していた扶助事業を平成18年度に継承、統合しており、その大部分は人件費加算が占めている。平成27年度には現子ども・子育て支援制度が施行され、処遇改善制度とともに国の公定価格は加算の整理・拡充が行われたが、同制度施行後も区は独自の基準のもと法外援護を継続している。こうした保育の質の確保を図ったことで、加速度的に施設数の増が果たされ、待機児童解消の実現に寄与したところである。 この間、事業の有効性を高めるために加算の支給要件を厳格化したほか、処遇改善制度の充実に伴い一定の役割を終えた加算項目を廃止するなど、運用上の見直しも合わせて進めてきた。しかし、施設数が急速に増加し、一部地域での入所児童数の減少の影響から、欠員等対策費を含む人件費加算の支出は年々増加しており、さらに有効性と効率性を高めるための見直しが必要と認識している。 一方で、安定した保育所運営には一定の雇用維持策が必要であること、児童の安全確保や災害対策、子育て支援など、保育所に求められる支援の水準は従来よりも高まっており、今後ますます区と民間保育所との強固な連携体制が重要となる。そのため、こうした対応への補助拡充も、同時に検討する必要がある。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
①職員人件費及び事業費等補助項目の見直し ・補助項目の整理 ・公定価格と法外援護費の重複項目の精査 ・国基準1歳児6：1→5：1改正（時期未定）への対応 ②欠員等対策費を縮減するための検討 ・空き定員を活用した他事業への移行を見据えた段階的な欠員対策費の縮小の検討 ③法外援護費の適正な運用へ向けて ・保育施設の経営情報（収益・費用、職員給与情報など）の見える化の活用 ・私立保育園連合会との協議及び調整 ・保育職員の処遇等に係る分析		①補助項目の見直し等の結果を予算及び要綱へ反映し運用 ②欠員等対策費の縮減の実施 ・検証と課題把握 ③法外援護費の適正な運用の開始 ・保育職員の処遇等に係る分析結果に基づく加算単価の見直し ・人件費等費用の内訳が適正な事業者の公表などの検討			
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 6,912時間		年間 6,912時間		年間 6,912時間	
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価	法外援護費について多額の超過負担が生じている実態を鑑み、区立保育園と民間保育所の役割分担を整理したうえで区独自の補助項目や支給金額の妥当性について検証すること。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	8,810,794	令和7年度 当初要求額	8,730,258		
令和5年度 決算額	8,872,617	企画経営部長 査定後要求額	8,730,258		
令和6年度 当初予算額	8,819,476	区長査定 予算(案)	8,730,258		
(15) 査定の考え方	公費負担が高水準であることを踏まえ、実態や他区の水準等を把握し再構築に向けた分析を進めることを前提に要求を認めた。				

No.	45					
(1) 部局名		こども家庭部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		定期利用保育事業（子ども家庭支援センター事業）				
(3) 選定理由		保育施設の整備が進み、待機児童は4年連続0となり、保護者の就労等を理由にした保育サービスの供給は需要を満たしている。一方で、在宅子育て支援施策の一つである理由を問わない一時預かり保育の需要は高く、利用登録後の予約は取りにくい状況が続いている。月ぎめの定期利用保育枠を1時間からの預かりができる一時預かり保育事業に振り向けることにより、限られた保育資源をより多くの区民のサービス利用が可能となり、在宅での子育て支援を量的に拡充することができる。				
(4) 事業目的		仕事、学業、介護等と育児を両立できる環境の整備。待機児解消のため。				
(5) 事業概要		就労などの理由で1日あたり4時間以上かつ複数月保育が必要な方のお子様をお預かりする。				
(6) これまでの経過と課題		平成25年4月に子ども家庭支援センターの事業の再構築の一環として一時預かり事業に加え、「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」に基づく定期利用保育を開始した。パートタイム勤務の短時間就労や求職、看護や介護、通学などの状態にあり、月を単位として複数月に保育が必要とする児童について、待機児解消のための需要に応じてきた。現在、保育施設の整備が進み、待機児0となり就労等の理由による利用は、容易になった。一方で育児休暇取得やテレワークなどが進む中、在宅での子育てにおいては、一時的な預かり保育の需要が恒常的にあるが、一時預かりの受け入れ枠が需要に対して少ないため、利用したくても予約が取りづらい状況が続いている。一時預かり保育の実施には、保育スキルや高度な対応能力が求められる（初めての利用の乳幼児の保育受入れを常時行うなど）。子ども家庭支援センター所管の3施設の利用人数は令和5年度9,212人となっており、確実に需要に応じてきている。今後も、一時預かり保育に特化した事業に見直し、資源を有効活用することにより、新たな保育需要に応じていきたい。なお、一時預かりは、定期的に預かる場合に比べて保育条件が厳しいため、当該事業を拡充させるためには、高いスキルやノウハウを有する保育士を有し、質の高い保育サービスを安定的に提供することができる委託事業者の確保が大きな課題である。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
委託している2保育室（キッズなルーム大森・キッズなルーム六郷）の定期保育（1・2歳児）の募集を段階的に縮小する。令和7年度の募集は1・2歳児で6名のところを2歳児のみ3名と半減する。3名×2施設＝6名分の枠を一時預かりに振り向ける。			令和8年度中の第二期工事完了が予定されている大森北四丁目複合施設（スマイル大森）内への子ども家庭支援センター機能の一部の移転を機に、キッズなルーム大森・六郷ともに定期保育（1・2歳児）の募集は実施しない。前年度とあわせて子ども家庭支援センター所管の6名×3施設（サン御園を含む）＝18名分を全て一時預かりとする。それにより月18名の利用枠が18名/時間の利用となり、固定利用から予約による利用となるため利用延べ人数が大幅に増える。新たな一時預かり保育室を整備することなく、ニーズが高い事業に応えることができる。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 950時間	年間 950時間		年間 0時間			
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価		・令和7年度・8年度以降の具体的な改善策に記載の内容を計画的に実行することにより、区民ニーズに応じた保育の必要量を確保すると同時に、安心・安全で質の高い保育を提供するための策を講じること。 ・公民連携の強化により区民サービスの向上を図ると同時に、職員の業務量の縮減に繋げること。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	67,962	令和7年度 当初要求額	72,532			
令和5年度 決算額	67,962	企画経営部長 査定後要求額	72,532			
令和6年度 当初予算額	69,059	区長査定 予算(案)	72,532			
(15) 査定の考え方		今後の保育サービスの提供体制や利用者推計を踏まえ、一時預かり事業の拡充を認めた。				

No.	46						
(1) 部局名		こども家庭部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		定期利用保育事業（一時預かり事業・定期利用保育事業に係る運営費補助事業（子ども家庭支援センター））					
(3) 選定理由		保育施設の整備が進み、待機児童は4年連続0となり、保護者の就労を理由にした保育サービスの供給は需要を満たしている。一方で、在宅子育て支援施策の一つである理由を問わない一時預かり保育の需要は高く、利用登録後の予約は取りにくい状況が続いている。月ぎめの定期利用保育枠を1時間からの預かりができる一時預かり保育所業に振り向けることにより、限られた保育資源をより多くの区民がサービスを利用することが可能となり、在宅での子育て支援を量的に拡充することができる。					
(4) 事業目的		日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。					
(5) 事業概要		・一時預かり事業：当該年度の年間利用実績に応じた補助金を支出する。 ・定期保育事業：日額に当該年度の延べ利用児童数を乗じた補助金を支出する。					
(6) これまでの経過と課題		平成24年3月に社会福祉協議会が「社協事業運営改革プラン」に基づき一時預かり保育事業を廃止した。そこで、新たな事業者を選定するにあたり、一時預かり保育は不定期で確実な収入が見込めないため、定員と利用実績との差（5～6名）を定期利用保育に移行することで確実な利用収入を得ること、また、既存保育資源の有効活用により、待機児解消を進めることを目的に事業者選定を行い、今日まで運営してきた。現在、保育施設の整備が進み、待機児0となり就労による利用は、容易になった。一方で育児休暇取得やテレワークなどが進んで在宅での子育てにおいては、一時的な預かり保育の需要が恒常的にあるが、一時預かりの枠が少ないため利用したくても予約が取りづらい状況が続いている。西蒲田七丁目複合施設2階への移転（令和8年8月竣工予定）を予定しているが、移転先の近隣には民間の保育施設が複数あり、定期保育を実施している保育室もあるため、移転によって民間の運営を阻害したり、競合しないことが必要である。建設計画の住民説明会では、一時預かり専用の保育室として運営することを説明している。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策					
定期保育（1・2歳児）の募集を段階的に縮小する。令和7年度の募集は1・2歳児で6名のところを2歳児のみ3名と半減する。3名分の枠を一時預かりに振り向けたい。ただし、定期利用保育の実績による補助金と一時預かりの実績による補助金の法人歳入に影響があるため、法人との協議により進めることが必要である。		令和8年度の開設が予定されている西蒲田七丁目複合施設内の子育て施設の事業開始を機に、定期保育（1・2歳児）の募集を実施しない。前年度とあわせて6名×3施設（キッズなルーム大森・六郷を含む）＝18名分を全て一時預かりとする。それにより月18名の利用枠が18名/時間の利用となり、固定利用から予約による利用となるため利用延べ人数が大幅に増える。					
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 380時間			年間 380時間			年間 0時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・令和7年度・8年度以降の具体的な改善策に記載の内容を計画的に実行することにより、区民ニーズに応じた保育の必要量を確保すると同時に、安心・安全で質の高い保育を提供するための策を講じること。 ・公民連携の強化により区民サービスの向上を図ると同時に、職員の業務量の縮減に繋げること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		12,101	令和7年度 当初要求額		14,865		
令和5年度 決算額		11,800	企画経営部長 査定後要求額		14,865		
令和6年度 当初予算額		11,887	区長査定 予算(案)		14,865		
(15) 査定の考え方		今後の保育サービスの提供体制や利用者推計を踏まえ、一時預かり事業の拡充を認めた。					

No.	47					
(1) 部局名		まちづくり推進部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		コミュニティバスの運行支援事業				
(3) 選定理由		事業評価シートでは、所管課としても、「収支率50%が継続運行条件の一つとなっており、利用者数を更に増やしていく取組が必要。」と課題認識している。また、令和6年度区長査定においても、「収支率の向上に向け、引き続き検討会及び東急と連携・調整を図ること。」「出口戦略について、今後も引き続き検討すること。」としている。「公共交通不便地域におけるデマンド型交通の実証実験」の結果を踏まえ、本事業の今後の方向性について検討されたい。				
(4) 事業目的		区内の一部に残存する鉄道駅やバス停から離れた公共交通不便地域の改善を図るため。				
(5) 事業概要		矢口地域で運行しているコミュニティバスの運行経費の収支欠損額に対して、補助金を交付する。収支率の向上のため、地域や交通事業者と連携し、利用促進に向けた周知・PRを行う。				
(6) これまでの経過と課題		矢口地域のコミュニティバスは、平成21年度から試行運行を開始し、平成30年度に運行経費の収支率50%を達成したため、令和元年度から本格運行に移行している。コミュニティバス事業の収支率が、4年間連続して50%未満の場合は、本事業は休廃止となる条件であるが、1年目となる令和4年度の収支率は40.7%、2年目の令和5年度は47.8%であった。 継続運行のために、地域やバス事業者と連携し、利用者の増加に向けた効果的な周知PR活動や、経費縮減に向けた合理的な運行体制への改善を図り、令和7年度までに収支率50%を達成する必要がある。また、財政負担軽減や安定的な継続運行のためには、地域、大田区、バス事業者の三者が連携し、創意工夫を凝らした多様な取組の展開が必要とされている。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
【利用促進策】 ・商店街クーポン発行などによる回数券の販売促進 ・回数券やクーポンのデジタル化による利用促進 ・EVバスによる脱炭素社会の実現など区民意識を刺激するPR ・SNSをはじめとした様々な媒体を活用した情報発信 ・地域イベントを活用した周知PRや回数券販売 【事業費削減策】 ・EVバス導入による燃料費の削減 ・合理的なダイヤへの検討・改正 ・広告収入費増に向けた企業協力			【収支率の向上策】 ・利用促進策などの取組みは、地域、大田区、バス事業者の三者が連携しながら進めるとともに、これまで以上に利用者をはじめとした地域が主体となり、創意工夫を凝らした多様な取組を展開。 ・社会情勢や地域・特性ニーズに応じた運賃や運行経路・ダイヤの改定検討。 【矢口地域の公共交通のあり方】 ・多様な交通手段が登場し社会情勢等も変化している中、矢口地域に最も適した交通モードについて、地域と連携し検討。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,900時間	年間 1,900時間		年間 1,710時間			
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価		「公共交通不便地域におけるデマンド型交通の実証実験」の結果と検証を踏まえ、「公共交通不便地域」の定義を見直すことにより、矢口地域を除く9か所の公共交通不便地域についても考え方を整理すること。その上で、今後の事業の方向性についてロードマップを示すなど再検討し、区民ニーズを踏まえながら交通不便地域の改善に向け、現行の手法にとらわれず、最適な手法の検討を行うこと。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	51,801	令和7年度 当初要求額	11,516			
令和5年度 決算額	34,123	企画経営部長 査定後要求額	11,516			
令和6年度 当初予算額	10,396	区長査定 予算(案)	11,516			
(15) 査定の考え方		公共交通不便地域改善の観点から、引き続き利用促進や収支率向上に向けた取組を行うことを条件に、要求を認めた。				

No.	48				
(1) 部局名		まちづくり推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		大田区景観まちづくり賞の実施			
(3) 選定理由		本事業については、景観計画上の位置づけを確認した上で、事業の意義、目的を捉える必要がある。 事業の位置づけが令和7年度末に改定予定としている「大田区景観計画」の改定や計画の推進に必要なプロセスなのか、普及・啓発なのかを確認し、普及・啓発の場合は、目的（良好な景観形成）と手法（大田区景観まちづくり賞）が合致していない可能性もあるため、効果検証の上、他自治体の事例や他の手法も踏まえ、今後の事業のあり方について検討されたい。			
(4) 事業目的		区では、景観法に基づき「大田区景観計画」を策定し、大田区らしい多彩で魅力的な景観のあるまちの実現に向けて、良好な景観形成に向けた取組を実施している。 景観形成に向けた景観形成重点地区指定や景観まちづくりの表彰等を行うことで、区民、事業者及び区の連携体制のもと、人々を惹きつける景観づくりを目的としている。			
(5) 事業概要		景観まちづくりへの関心を高めるとともに、区民及び事業者の景観形成に対する意識向上を図るため、区の素晴らしい景観を表彰し、魅力ある景観を広く発信する。なお、次回以降の実施方法や実施期間等については、景観審議会専門部会において検討を進める。			
(6) これまでの経過と課題		景観まちづくり賞は、「大田区景観計画」における表彰制度として創設し、大田区景観条例の規定に基づき、区民等の景観意識の向上及び良好な景観形成の一層の推進を目的に実施している。 昨年度は「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」との計画間連携を図り、みどりづくり部門を新設するなど、まちづくりの方向性に合わせた取組を進めてきた。 本事業の効果は3つ（①身近な景観に関する資源の発掘、②景観に関する普及啓発と担い手意識の醸成、③景観づくりの活動支援）あり、上記の目的達成に向けた適切な手法であると評価している。 一方で、幅広い世代への普及・啓発や計画的な実施時期の検討等の課題が挙げられる。これらの課題を解決するために効果検証などの見直しや実施計画の作成等を行い、さらなる合理化を図っていく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
1 「景観まちづくり賞」のあり方検討 ・実施内容や他自治体の事例を踏まえて、景観まちづくり賞のあり方、実施手法（形式や部門等）、効果検証などの見直し ・学識経験者や区民委員からなる景観審議会、専門部会の場を活用し、これまでの振り返りや意見交換、方針の検討 2 他部局や事業者等との連携に向けた協議 ・部局事業や公民連携による事業等、景観まちづくりに資する協力体制の構築等の実現に向けた協議の開始 3 景観まちづくりの取組みを推進する効果的なPRの検討 ・景観まちづくり賞パンフレット（電子）や区公式YouTubeの活用等、景観まちづくりに区民等が関心を持てるきっかけづくりに繋がるPR手法の検討		1 景観まちづくりの推進に向けた事業の再構築 令和7年度に検討する方針を基に、ビルド・アンド・スクラップによる景観まちづくり事業の再構築を図る。 2 景観まちづくりと親和性の高い関連計画等との連携強化 「大田区緑の基本計画グリーンプランおおた」等とのさらなる連携など、魅力的な景観まちづくりの展開を目指す。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 450時間（実施年度）	年間 300時間（検討年度）		年間 400時間（実施年度）、270時間（検討年度）		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		本事業が区民等の景観意識の向上及び良好な景観形成という目的を達成するための適切な手法であるかについて効果検証の上、現在の手法にとらわれることなく、今後の事業のあり方を再検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	6,534	令和7年度 当初要求額	0		
令和5年度 決算額	5,478	企画経営部長 査定後要求額	0		
令和6年度 当初予算額	3,337	区長査定 予算(案)	0		
(15) 査定の考え方		本事業については、今後の事業のあり方を再検討するため、令和7年度当初予算要求が見送られたことを確認した。			

No.	49				
(1) 部局名		まちづくり推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		住宅リフォーム助成（補助及び交付金）			
(3) 選定理由		本事業には、地域経済の活性化及び、SDG s や脱炭素の推進を両立しつつ、既存住宅の良質化への支援として合理化が必要であるため、本事業を選定した。			
(4) 事業目的		（１）生活様式の多様化、防災性能、環境性能、環境への配慮などの観点から、既存住宅の品質向上と長寿命化を図り、長期に渡って使い続けられる住まいの「質」の確保を目指す。 （２）地域力を活かした安全・安心・快適なまちづくりに資するとともに、区内中小事業者の仕事を確保し、地域経済の活性化を図ること。			
(5) 事業概要		（１）住宅リフォーム助成 以下のA， B 工事について、区民に各 1 回ずつの助成を行う。 A 工事：バリアフリー対策、環境への配慮、防犯・防災対策、住まいの長寿命化に該当する助成対象工事、耐震化工事、アスベスト除去工事 B 工事：子育て支援や新しい生活様式への対応工事 （２）住宅相談窓口 住宅リフォーム助成に区民や区内中小事業者からの相談・申請受付業務が円滑に進められるよう業務委託による窓口を設置。			
(6) これまでの経過と課題		○本事業の目的の一つは、「区内中小事業者の仕事を確保し、地域経済の活性化を図ること」であるため、本事業要綱では、住宅リフォーム工事の受注事業者を区内事業者に限定している。 ○国・都からの補助金等を申請していない。 ○これまでは、予算額を超える申請があった場合でも、予算流用や補正予算により補助金を申請者に助成している。 ○社会情勢の変化に伴い、常に、助成対象工事メニューの見直しが必要である。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
1 国及び東京都の補助金等について活用可否を検討 国または東京都の補助金を調査し、補助金を活用できるような事業スキームの調査・検討。 2 予算の適正執行 予算枠内の事業実施に向けた関係規定の整備、HPを活用した予算執行状況の公表。 3 助成対象メニューの再編 令和6年度から新たに追加した「子育て支援や新しい生活様式への対応工事」を含めた各助成メニューの利用状況を踏まえた上で、SDGsや脱炭素の推進、区民への分かりやすさの観点から、助成対象メニューの見直しを実施。		1 事業助成メニューの柔軟な見直し 社会情勢や国及び東京都の動向を踏まえた継続的な見直しの実施。 2 電子申請の推進 本事業の申請に係る電子申請の推進。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,750時間			年間 1,750時間		年間 1,750時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・本事業の目的を踏まえつつ、国や都の補助金の活用や他の補助金との内容の重複がないよう補助メニューの見直しを行うこと。また、予算枠内での実施など、補助金適正化方針のもと、他の補助事業との整合性を踏まえた事業内容とすること。 ・庁内DXの推進の観点から手続きのオンライン化を推進し、業務の合理化・効率化につなげるとともに、他部局との連携を図ること で効果的な実施を検討すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		123,662	令和7年度 当初要求額	126,905	
令和5年度 決算額		112,852	企画経営部長 査定後要求額	126,905	
令和6年度 当初予算額		126,540	区長査定 予算(案)	126,905	
(15) 査定の考え方		現在の助成メニューのニーズや効果検証を実施し、申請手続きのオンライン化の導入など区民にとって利用しやすい効果的な制度設計について検討することを前提に要求を認めた。			

No.	50				
(1) 部局名		まちづくり推進部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		まちづくり情報閲覧システムの運営			
(3) 選定理由		本事業はまちづくり情報閲覧コーナーとインターネット公開システム（まちマップおおた）により構成されており、都市計画法及びその他土地利用規制など、各課が管理しているまちづくりに関する各種規制に係る地図情報等を区民や事業者等に提供している。オンラインで取得できる情報の拡充を図るなどのDX推進により「行かない、書かない、待たない、まわらない」窓口の実現に寄与するとともに、職員の業務量軽減や人員の見直し、事業コスト縮減等による業務効率化を推進する必要がある。			
(4) 事業目的		●まちづくり情報閲覧コーナーを利用し、ワンストップでまちづくりに関する情報の取得が可能となり、その情報に関する相談等を各所管の職員が受けることにより、待ち時間なく、迅速に正確な情報提供を行えることとなり、利用者に対するサービスの向上を図る。 ●その他、職員の窓口対応件数の減少による業務の効率化、歳入の確保が期待できる。 ●インターネット公開システム（まちマップおおた）での閲覧を可能にし、場所・時間の制約なく情報を取得することにより、来庁不要なサービスを提供し、利用者に対するサービスの向上を図る。			
(5) 事業概要		●まちづくり情報閲覧システムとは、都市計画法及びその他土地利用規制など、各課が管理しているまちづくりに関する各種規制に係る地図情報等を一元化し、区民や事業者が自ら（セルフ式）情報の閲覧や印刷、証明書の発行を行うことができるシステムである。 ●まちづくり情報閲覧コーナー、インターネット公開システム（まちマップおおた）から構成される。 ●本コーナーには、利用者ブースが10箇所あり、それぞれにシステムが搭載されたタッチパネル、プリンタ、課金システムを配備しており、区民や事業者が自ら（セルフ式）で操作を行い、情報を閲覧・印刷する。 ●会計年度任用職員が配置されており、機器操作方案案内、各情報の所管窓口案内、機器トラブル等の対処をおこなっている。			
(6) これまでの経過と課題		【まちづくり情報閲覧コーナー】 ●平成30年4月開設：まちづくりに関する情報一元化、ワンストップ窓口構築（窓口の混雑緩和寄与、区民サービスの向上） ●令和6年度中：セルフ式キャッシュレス決済を導入（カード決済・コード決済・電子マネー決済すべてがオールインワンで対応可能な機器を導入） 【インターネット公開システム（まちマップおおた）】 ●オンラインで取得できる情報を拡充、来庁不要なサービス（来庁者ゼロ）をさらに推進（区民サービスの向上） 【その他】 ●「自治体DXの推進～人にやさしいサービス先進都市大田区」 「書かない、待たない、回らない、行かない」を推進 ●まちづくり情報閲覧コーナーの適正台数検討： 情報通信機器を利用できない方など、窓口の利用を必要としている方々を十分に配慮する。「取り残さない」。 (大田区情報化推進計画)			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
●区民や事業者の利便性向上のため、耐用年数超過に伴う機器更新により、機器のトラブルを減少させるとともに、課金機を新500円硬貨・新紙幣に対応させる。また、まちづくり情報閲覧コーナーに土木の道路情報が取得できる端末の導入を予定しており、同一の場所に集約することにより、建築土木の窓口一元化を目指す。			●来庁不要なサービスの提供に向けて、「まちマップおおた」で取得できる情報の拡充及びオンライン課金システムの導入について、国や都の動向を注視し、費用対効果や区民ニーズを踏まえ、導入を検討する。 ●オンライン化による来庁者数の変化等を考慮し、まちづくり情報閲覧コーナーの機器設置台数の見直し、また、窓口の機器操作方案案内・機器トラブル対応等の負担減少による会計年度任用職員の減員を検討する。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 5,650時間			年間 5,650時間		年間 0時間
うち会計年度任用職員 5,650時間			うち会計年度任用職員 5,650時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		区民の利便性の向上を最優先に考え、今後の改善策で記載の対応を計画的に確実に実行すること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		9,807	令和7年度 当初要求額		20,909
令和5年度 決算額		9,401	企画経営部長 査定後要求額		20,909
令和6年度 当初予算額		27,134	区長査定 予算(案)		20,909
(15) 査定の考え方		まちづくり情報閲覧コーナーにおける来庁不要なサービスの提供に向けて、費用対効果や区民ニーズを踏まえ、スケジュール管理を徹底し速やかに進めていくことを条件に、要求を認めた。			

No.	51				
(1) 部局名		鉄道・都市づくり部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		地区まちづくり活動の支援			
(3) 選定理由		事業評価シートの分析で「自主的な活動への支援となっていない」とされた協議会について、地域における自主的なまちづくり活動を推進するため、コンサルタントへの業務委託のあり方の見直し等を含め、協議会の自立性を高める具体的な手法を検討されたい。 また、助成金については、助成期間や助成対象地区を限定するなど、長期間に渡る事業においてもまちづくりの進捗に合わせたメリハリのある助成金制度となるよう検討されたい。			
(4) 事業目的		区のまちづくりに関する構想や計画の実現に向け、多様化する地域課題を地域力で解決するため、地域における自主的なまちづくり活動を推進する。			
(5) 事業概要		各地区まちづくり協議会の自主的なまちづくり活動に対して助成による支援を行う。 1. 地区まちづくり協議会設立支援 ➢地区まちづくり協議会の設立を目指す団体にまちづくり専門家を派遣し設立準備の補助を行う。 ◇派遣回数：3年以内、6回を限度 2. 地区まちづくり協議会への助成 ➢区が認定した地区まちづくり協議会に対して運営経費と活動事業経費の一部を助成する。 ◇運営経費：事務的経費 対象経費の1/2以内、10万円を限度 運営支援 認定から1～5年・30万円、6～10年・15万円を限度 ◇活動事業：1会計年度70万円以内			
(6) これまでの経過と課題		●運営経費助成では、事務的経費の助成対象範囲が狭いことなどから助成額が少なくなっており、有効活用できていない。また、活動事業助成では、活動できる範囲で必要経費を精査した協議会がある一方、限度額の100万円の助成金ありきの活動になっている協議会がある。 ●協議会の活動では、まちづくり専門家でなくてもできる業務などが、労働力確保のための委託になっていることもある。また、複数の計画事業に取り組んでいることも一因として、事業の進行管理がやり切れていないことや、担い手の参加・育成の不足などにより、今後の自主活動への影響が危惧される。 ●大田区補助金適正化方針（H28）に則り、助成内容を見直し、令和7年4月の施行を目指し条例・規則の改正作業を進めている。地区まちづくり協議会への補助（助成）の考え方は、自立運営ができている協議会の自主的な活動に対する1/2補助を基本とし、専門家の支援が必要な事業がある場合に限度額までの支援を行う制度とする。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
■条例・規則の改正による協議会支援の推進 【協議会設立支援】 ・専門家派遣による協議会設立支援の段階で自立運営ができる組織を構築する。 ・派遣回数：10回/年度 2年を限度 【協議会活動経費の助成】 ・事業費補助に1本化し、自主活動と専門家支援事業に区分する。 ・自主活動の助成の限度は、自主事業・広報活動・事務的経費の1/2で前年度の会費収入額を限度、上限を30万円とする。 ・専門家支援事業の助成の限度は、専門家の支援を受けて実施する具体的事業等に係る経費を対象、1会計年度1事業とし70万円、3年とする。 ■職員のサポートによる協議会の育成 ・運営支援の助成が廃止されることから、活動計画・議事録・活動報告書作成、会計処理に関して職員がサポートし、協議会を育成する。			■7年度の継続 ■将来に向けた支援事業のあり方を踏まえた見直しは必要であるため、協議会の活動状況の把握と効果検証を行う。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 3,414時間			年間 3,243時間		年間 2,731時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		協議会が自立的な運営となるよう、補助や支援体制の検討を進め、地域でのまちづくりのプレーヤーの育成につながるような支援を行うこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		4,750	令和7年度 当初要求額	4,300	
令和5年度 決算額		3,443	企画経営部長 査定後要求額	4,300	
令和6年度 当初予算額		4,750	区長査定 予算(案)	4,300	
(15) 査定の考え方		助成内容の見直しをすることで、地区まちづくり協議会の自立的運営促進に寄与すると考えられるため、引き続き効果検証を実施し、検証結果を踏まえた継続的な見直しの検討を進めることを前提に要求を認めた。			

No.	52						
(1) 部局名		都市基盤整備部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		放置自転車防止指導業務					
(3) 選定理由		令和6年度予算において経常的経費査定項目として本委託の効果について指摘されており、今年度より効果検証のため春・秋に1週間ずつ指導員を置かない期間を設けることとしている。春に実施した検証の結果を分析し、指導員の適正配置と自転車押し歩きのような路面ステッカーの活用等を含めた、今後の事業の方向性について検討されたい。					
(4) 事業目的		駅周辺等公共の場所における自転車等の放置による環境悪化の防止を図り、区民の安全で快適な生活環境を維持し、向上させること。					
(5) 事業概要		・大森地区、蒲田地区、荏谷羽田地区、調布地区にて自転車利用者への放置防止の啓発を実施。 ・夜間については大森地区、蒲田地区、荏谷羽田地区にて放置防止の啓発を実施。					
(6) これまでの経過と課題		放置自転車防止指導業務は、放置自転車が多かった駅前を中心に巡回や立哨による啓発を行っている。東京都の調査では、都全体の放置台数は平成2年度の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、令和5年度は16,679台（前年度比880台減）となった。大田区も駅周辺の駐輪場整備など様々な取組を推進してきたことで放置台数は大幅に減少しており、令和5年度は404台と令和元年度（1,017台）と比較して半分以下となり、区の放置対策は一定の成果を上げてきた。このことから、当該業務は、令和6年度より効果検証を行い、その結果を分析して、効果的な業務手法の検討をする必要があると考えている。令和6年5月19日から25日まで春の効果検証を実施したが、駅周辺における放置自転車の増加はなく混乱もなかった。引き続き秋の検証（令和6年10月6日から12日）を踏まえ令和6年度の実施評価をしていく。 放置自転車対策では、本業務委託のほか、各種啓発、撤去活動、保管所運営、引き取りの無い自転車等の再生・廃棄などに加え、放置自転車に対する苦情や撤去対象者からのクレーム対応に日々追われている状況である。また、必要経費も多大であり、撤去手数料では到底賄えない状況であることから、コスト削減と撤去手数料の見直しをセットで進める必要がある。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
本業務委託については、今年度は自転車の利用が多い春と秋に実施しない期間を設けて効果検証を行っているが、自転車利用は、季節や天候により利用状況が大きく変化するため、令和7年度は期間を増やし、さらなる効果検証を行っていく。 また、再び放置自転車が増加しないことを前提としつつ、撤去業務のあり方や保管所の規模の適正化について検討を行い、放置自転車対策全体の最適化を図るための方向性を定めていく。			令和8年9月に現行の放置自転車管理システムがサービス終了となることが決まっており、新たなシステムを導入する必要がある。この機会を捉えて、放置自転車対策業務全体の効率化を図るため、新システムと合わせてコールセンター制を導入し、両者を連携させることで、サービス向上と区の業務量削減が可能になると考えている。現在、他自治体での導入事例を参考に検討を進めており、令和8年度当初に新システムへの移行及びコールセンター化が実現できるよう、事業者選定等の準備を進める。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 250時間			年間 250時間			年間 0時間	
うち会計年度任用職員 210時間			うち会計年度任用職員 210時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・指導員を配置しないことの効果検証結果を踏まえ、速やかに指導員を適正配置すること。 ・コールセンター制の導入に際しては、区民サービスの向上と業務量削減の双方を実現するとともに、放置自転車を発生させないための仕組みも検討すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		240,588		令和7年度 当初要求額		209,607	
令和5年度 決算額		240,587		企画経営部長 査定後要求額		209,607	
令和6年度 当初予算額		212,357		区長査定 予算(案)		209,607	
(15) 査定の考え方		本業務委託については、事業効果を適切に見定める必要があることから、昨年度に引き続き効果検証期間として要求を認めた。また、令和8年度の導入を検討している新システムやコールセンター制を含めた包括的な委託については、区民サービスの向上と区の業務量削減に寄与すると考えられることから、早期実現を図るよう留意した。					

No.	53																		
(1) 部局名		都市基盤整備部																	
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		自転車駐車場の維持管理及び利用者募集																	
(3) 選定理由		令和3年度から、定期利用受付に関し、現在のハガキや来所での受付に加え、Web受付を導入した。その一方で、決定通知においては、電子公印の問題でオンライン化できておらず、全て紙での通知となっている。区民の利便性向上及び職員の作業負担軽減につながることから、定期利用受付に係る作業工程を確認し、D X 出来ていない部分について、課題出し及び今後の方向性について検討されたい。																	
(4) 事業目的		・駅周辺等公共の場所における自転車等の放置による環境悪化の防止を図り、区民の安全で快適な生活環境を維持し、向上させること。																	
(5) 事業概要		1 区営自転車等駐車場の運営に係る維持管理 ・区営自転車等駐車場（75箇所（R6.4.1現在））を運営するための、業務委託、土地や駐輪機器の賃貸借等の契約事務や施設の維持管理に必要な維持管理業務を実施。 ・新札対応精算機（ビルバリ）への改修工事及び4 G回線への切替工事を実施。 2 区営自転車等駐車場の定期利用者募集 ・12か所（R6.4.1現在）ある登録制自転車等駐車場の翌年の定期利用希望者に対する事務業務を実施。																	
(6) これまでの経過と課題		【登録制自転車等駐車場抽選申込状況】 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>web</td><td>4,070件（38%）</td><td>3,712件（45%）</td><td>4,432件（55%）</td></tr><tr><td>ハガキ等</td><td>6,521件（62%）</td><td>4,536件（55%）</td><td>3,653件（45%）</td></tr><tr><td>合 計</td><td>10,591件</td><td>8,248件</td><td>8,085件</td></tr></table> ・総申込者は減少傾向にあるが、Web申請の比率は増加傾向にある。更なるオンライン化による利便性向上が求められている一方で、抽選結果の通知は公印規則の規定により郵送で行わざるを得ない状況にあり、抽選申込者の利便性向上及び職員の業務負担の軽減が図れていない。また、令和8年9月に現行の放置自転車管理システムがサービス終了となることが決まっており、当該システムの中で登録制自転車等駐車場の抽選、承認書及び納入通知書の発行を行っているため、新たな駐輪場管理システムの導入が必要。			R3	R4	R5	web	4,070件（38%）	3,712件（45%）	4,432件（55%）	ハガキ等	6,521件（62%）	4,536件（55%）	3,653件（45%）	合 計	10,591件	8,248件	8,085件
	R3	R4	R5																
web	4,070件（38%）	3,712件（45%）	4,432件（55%）																
ハガキ等	6,521件（62%）	4,536件（55%）	3,653件（45%）																
合 計	10,591件	8,248件	8,085件																
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策																	
・公印規則に電子公印についての規定を追加し、電子文書自体に公印の効力を持たせることが可能となるよう、所管課である総務課に要請を継続する。これが可能となった時点で、登録制自転車等駐車場の抽選結果通知や利用承認書等の交付をオンラインで行えるよう、事前準備を進める。あわせて、管理室で直接申し込み方式の定期利用自転車等駐車場のWeb申し込みについても導入可能か検討する。 ・登録制自転車等駐車場利用者（通年で駐輪場を利用する者）の属性的にデジタルデバインドの可能性は低いと考えられるため、ハガキでの申請をなくせるよう、検討を進める。また、抽選結果通知等をオンライン化するには条例・規則を改正する必要があるため、障壁の解消に時間を要する場合は、抽選申込受付から承認書及びシールの発送までを一括して外部委託等する手法についても、平行して検討する。		・区営自転車等駐車場管理新システムを導入する。 ・令和10年度に暫定開業となる（仮称）蒲田駅東口地下自転車等駐車場について、東口の既存自転車等駐車場の再編を行った上で、一体的に指定管理者制度を導入するための検討・準備を行う。将来的には、区営自転車等駐車場について、指定管理者制度を導入又は無人管理とすることを目指す。																	
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み														
年間 1,368時間	年間 1,368時間		年間 8時間																
うち会計年度任用職員 536時間	うち会計年度任用職員 536時間		うち会計年度任用職員 0時間																
(12) 改善策に対する評価		・抽選結果通知等のオンライン化にあたっては、関係部局との調整を進め、条例・規則の改正を契機に速やかに取り組むこと。 ・今後の自転車等駐輪場の管理運営については、指定管理者制度にとらわれず最適な管理運営手法を検討し、効率的な運営を図ること。																	
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）																	
令和5年度 当初予算額	3,572	令和7年度 当初要求額	4,011																
令和5年度 決算額	3,342	企画経営部長 査定後要求額	4,011																
令和6年度 当初予算額	3,786	区長査定 予算(案)	4,011																
(15) 査定の考え方		抽選結果通知等のオンライン化については、区民サービスの向上と区の業務量削減に寄与することから、早期実現に向け関係部局と調整を引き続き進めるとともに、制度が整った際には速やかに実現することに留意し、要求を認めた。																	

No.	54				
(1) 部局名		環境清掃部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		エコフェスタワンダーランド、その他普及啓発、移動手段の脱炭素化（ＥＶカーシェアリング普及事業）			
(3) 選定理由		本事業は、区民・事業者・団体などあらゆる主体の行動変容につながる事業であるため、事業の効果検証を行った上で、事業の優先順位をつけ、より効果的な啓発となるよう検討されたい。 また、「その他普及事業」としてポスターコンクール、啓発動画の配信、環境啓発コーナー、パネル展等を行っているが、各事業の有効性・効率性を検証した上で、今後のあり方について検討されたい。			
(4) 事業目的		環境課題の解決のためには、区民一人ひとりが環境にやさしいライフスタイルに転換する必要がある。そのため、区民・事業者・団体・などあらゆる主体の協力により、講演会やイベントを実施することにより区民の行動変容につなげる。			
(5) 事業概要		○環境保全意識の普及啓発 エコフェスタ、地球にやさしいまちづくりポスターコンクール、啓発動画の配信、環境啓発コーナー、パネル展等 ○移動手段の脱炭素化（EVカーシェアリング普及事業） 移動手段の電動化とシェアリングエコノミー普及に向けて、事業者・に区有地を貸し出し、EVによるカーシェアリングサービスを実施する。			
(6) これまでの経過と課題		本事業は、区民一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、脱炭素ライフスタイルに転換していく契機を創出することを目的としており、地球温暖化や気候変動の現状・課題の共有とともに、意識醸成や行動変容につながる具体的な情報発信など、これまでの区民の意識醸成および行動変容に一定程度寄与してきたものと考えられる。 一方で、各アンケート調査によると、環境問題に関心がある区民の割合は8割強であるものの、省エネ行動に具体的に取組んでいる割合は5割強にとどまっており、今後も継続して環境配慮のメッセージを発信するとともに、さらなる行動変容を促すため、時代の変化に合わせ普及啓発策を更新していくことが必要である。 これまでも、従来のリアルイベントを通じた体験型の行動変容策に加え、コロナ禍以降WEBコンテンツやオンラインイベントなど、時代の変化を捉えた新たな取組を拡充してきたが、今後はさらに「具体的な行動実践」につながる事業を中心にシフトしていくことを目指し、各事業における目的を整理のうえ、ターゲットを明確化し、内容・手段の適切性等について分析を行い、改善を図っていく。 ただし、環境教育等の取組は、すぐに行動変容に結びつきにくい、継続することで意識醸成や認知度向上による参加者増加につながるものであるため、定量的な効果検証は難しいが、定性的な効果を期待しつつ、引き続き関係部局や民間企業等と連携しながら進めていく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・事業ごとに、参加者傾向やニーズ、意識醸成や行動変容に結びついたかなどを把握するアンケートを実施し、その結果に基づく効果検証を行う。 ・効果検証をふまえ、内容・手段・周知方法を整理のうえ、事業の実施方法の見直しならびに優先付け等を行う。			・令和8年度以降も、継続して事業の効果検証を実施し、時代の変化に合わせた取組となるよう適宜、見直しを行う。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 1,124時間			年間 1,200時間		年間 1,200時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		これまで取り組んできた事業の課題や成果、事業の妥当性や有効性を検証し、今後注力すべき新たな課題等も踏まえた事業の優先順位の明確化により、必要な見直し・再構築を行い、事業の新陳代謝を一層高めていくこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		9,401	令和7年度 当初要求額		2,659
令和5年度 決算額		7,519	企画経営部長 査定後要求額		2,659
令和6年度 当初予算額		3,520	区長査定 予算（案）		2,659
(15) 査定の考え方		こどもを主体とした環境教育の取組から期待される効果波及を確認するとともに、事業の効果検証を図ることで、CO2削減に即効性のある事業へ見直しを図ることを条件に要求を認めた。			

No.	55				
(1) 部局名		環境清掃部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		区民の行動変容の促進、カーボンオフセットを活用した行動変容促進			
(3) 選定理由		本事業は、地球温暖化や気候変動に対する区民の行動変容につながる事業であるため、事業の効果検証を行った上で、事業の優先順位をつけ、時代の変化に合わせた普及啓発手法を検討されたい。			
(4) 事業目的		区民が脱炭素型のライフスタイルに転換していく契機を創出するために、地球温暖化や気候変動の現状、影響などの課題を共有するとともに、解決のための具体的な実践行動を促進することで、家庭から排出される二酸化炭素の削減を目指す。			
(5) 事業概要		○区民の行動変容の促進 ・地球温暖化防止アンバサダーによる取組機運の醸成 ・企業と連携した環境学習（出前授業、施設見学会など） ○カーボンオフセットを活用した行動変容促進 ・J-クレジットを活用した省エネ機器等導入促進 R6新規事業（家庭用燃料電池）			
(6) これまでの経過と課題		本事業は、区民一人ひとりが地球温暖化の問題を「自分ごと」として捉え、脱炭素ライフスタイルに転換していく契機を創出することを目的としており、地球温暖化や気候変動の現状・課題の共有とともに、意識醸成や行動変容につながる具体的な情報発信など、これまでの区民の意識醸成および行動変容に一定程度寄与してきたものと考えられる。 一方で、各アンケート調査によると、環境問題に関心がある区民の割合は8割強であるものの、省エネ行動に具体的に取組んでいる割合は5割強にとどまっており、今後も継続して環境配慮のメッセージを発信するとともに、さらなる行動変容を促すため、時代の変化に合わせ普及啓発策を更新していくことが必要である。 これまでも、従来のリアルイベントを通じた体験型の行動変容策に加え、コロナ禍以降WEBコンテンツやオンラインイベントなど、時代の変化を捉えた新たな取組を拡充してきたが、今後はさらに「具体的な行動実践」につながる事業を中心にシフトしていくことを目指し、各事業における目的を整理のうえ、ターゲットを明確化し、内容・手段の適切性等について分析を行い、改善を図っていく。 ただし、環境教育等の取組は、すぐに行動変容に結びつきにくい、継続することで意識醸成や認知度向上による参加者増加につながるものであるため、定量的な効果検証は難しいが、定性的な効果を期待しつつ、引き続き関係部局や民間企業等と連携しながら進めていく。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
・事業ごとに、参加者傾向やニーズ、意識醸成や行動変容に結びついたかなどを把握するアンケートを実施し、その結果に基づく効果検証を行う。 ・効果検証をふまえ、内容・手段・周知方法を整理のうえ、事業の実施方法の見直しならびに優先付け等を行う。		・令和8年度以降も、継続して事業の効果検証を実施し、時代の変化に合わせた取組となるよう適宜、見直しを行う。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 626時間	年間 650時間		年間 650時間		
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		
(12) 改善策に対する評価		これまで取り組んできた事業の課題や成果、事業の妥当性や有効性を検証し、今後注力すべき新たな課題等も踏まえた事業の優先順位の明確化により、必要な見直し・再構築を行い、事業の新陳代謝を一層高めていくこと。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	3,390	令和7年度 当初要求額	58,697		
令和5年度 決算額	2,656	企画経営部長 査定後要求額	28,697		
令和6年度 当初予算額	23,971	区長査定 予算(案)	28,697		
(15) 査定の考え方		令和6年度の実績に基づき、省エネ機器等導入促進が家庭におけるエネルギー効率の向上に寄与すると考えられるため、要求を認めた。 なお、当初要求にあった太陽光発電設備及び蓄電池設置に係る助成について、実施手法の見直しから減額となった。			

No.	56						
(1) 部局名		環境清掃部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		粗大ごみ収集事業					
(3) 選定理由		「大田区一般廃棄物処理基本計画」において、不燃・粗大ごみの資源化への取組拡充に向けて調査・検討を行うこととしている。今後のごみの縮減および経費削減を図るための取組として有価物の業者選定（入札等）について整理されたい。また、この状況下において、区はリユース活動促進による循環型社会の形成を目指すため、令和6年3月に民間事業者と公民連携による協定を締結し、粗大ごみの区内循環を図ってきた。これらの取組について効果検証を行ったうえで、今後の方向性について検討されたい。					
(4) 事業目的		収集業務の確実な履行による、生活環境の保全及び公衆衛生の向上。					
(5) 事業概要		大田区内の粗大ごみを中間処理施設へ運搬するための民間車両の雇い上げに要する経費を計上。 平常及び祝日作業のほかには夏季対策、年末年始対策、年度末対策、清掃工場定期点検対策を含む。					
(6) これまでの経過と課題		粗大ごみに含まれる資源物の有効活用を図るため、収集後に中継施設で、小型家電等有用金属、自転車、羽毛布団、衣装ケース等を選別し、資源化事業者に引き渡すことで、リユース、リサイクルを行い、ごみとして処理する量を減らす取り組みを行っている。有価物の業者選定については、引き続き適切な方法で行う。 区民のリユース活動の促進を図ることで、一層のごみ減量及び清掃工場でのごみ焼却処理時に発生するCO2の削減につなげていく。今後さらなる公民連携により、新たなリユース施策の導入を検討していく。 区民から不要物として認識されたものを、中間処理を行うまでの間にどこまで・どのように減らせるかを検討することが清掃事業の課題である。粗大ごみを含めたごみ全体の減量については、処理方法、処理ルート、事業者の選定を含めて総合的に検討する必要がある。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策					
・区民の環境意識の醸成につながるよう、様々なツールを活用し広く普及啓発を行う。 ・新たなリユース施策の導入や、粗大ごみのリサイクル品目の拡充など、さらなるごみの減量のための方策を検討していく。		・区民の環境意識の醸成につながるよう、様々なツールを活用し広く普及啓発を行う。 ・新たなリユース施策の導入や、粗大ごみのリサイクル品目の拡充など、さらなるごみの減量のための取り組みを進めていく。					
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み		
年間 240時間			年間 240時間				
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間				
(12) 改善策に対する評価		・他自治体の先進事例を調査・研究し、粗大ごみの縮減・経費削減のための区として最適な仕組みを検討すること。 ・循環型社会構築に向けた区民意識の醸成と行動変容のため、普及啓発を進めること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）						(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額		409,152		令和7年度 当初要求額		428,254	
令和5年度 決算額		388,212		企画経営部長 査定後要求額		428,254	
令和6年度 当初予算額		398,384		区長査定 予算(案)		427,559	
(15) 査定の考え方		本事業は環境保全や資源循環型社会の形成、また公民連携の取組を通じて、環境負荷軽減に向けた区民への広報強化に寄与すると考えられるため、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

No.	57					
(1) 部局名		環境清掃部				
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		可燃ごみ収集業務等委託				
(3) 選定理由		大田区環境公社との調整のもと委託規模の拡大を進めている。今後の委託規模の拡大に伴い公社人員の増加が見込まれるため、収集作業体制に関する、区と公社のすみ分け・役割分担を明確にして、区の人員体制を整理されたい。また、大田区環境公社の要求を踏まえ、各事業の業務量や経費等について評価を踏まえた精査を検討されたい。				
(4) 事業目的		定年退職等により収集職員の減少が見込まれる状況を踏まえ、ごみ収集業務を段階的に委託することにより、安定的で持続可能なごみ収集体制の構築を図る。				
(5) 事業概要		一般財団法人大田区環境公社を設立し、ごみ収集業務の委託を進める。区は公社へ平成29年度から可燃ごみ収集業務の委託を開始した。現在、環境公社で行っている可燃ごみ収集業務は、大森地区の約半分と調布地区の全域を収集している。 大森清掃事務所管轄地区の可燃ごみ収集は、京浜島中継所（環境資源センター）を拠点に、区から配車された小型プレス車両8台が公社職員2名を乗せ各集積所に出庫している。また、蒲田清掃事務所管轄（調布地区）は、調布清掃事業庁舎を拠点に小型プレス車両15台が各集積所に出庫している。				
(6) これまでの経過と課題		可燃ごみの収集は、平成29年度から大森地域の約半分の地域、令和5年度から調布地域全域を大田区環境公社に委託している。令和7年度から資源プラスチック回収の区内全域展開を踏まえ、公社への委託規模拡大実施時期を変更する必要があると認識している。 公社との役割分担は引き続き検討するが、災害時の廃棄物処理体制を想定すると、清掃事務所職員を一定数確保する必要がある。必要人員数の精査や、それを踏まえた採用計画をいつまでに立てるかが今後の検討課題であると認識している。 また、区、公社ともに計画に沿った採用及び人材の育成が課題である。				
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
・災害時対応を想定した清掃事務所職員の必要人員数の精査 ・職員計画策定の時期 ・公社への委託規模拡大実施時期の変更について、早期に検討・決定することで、計画に沿った採用につなげる。			・災害時対応を想定した清掃事務所職員の必要人員数の精査 ・職員計画策定の時期 ・計画に沿った採用及び区と公社の交流・ノウハウの共有による継続的なスキルの向上 ・委託規模拡大について、ごみ量の推移や収集実績、施設整備状況を踏まえた継続的な検討			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 120時間	年間 120時間		年間 120時間			
うち会計年度任用職員 0時間	うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価		業務領域（収集・災害時・指導・個別収集等）から見た公社との役割分担の整理、各ごみ量の推移や収集体制の動向等、全体像を踏まえた公社・区の職員体制（必要数）の算出、その実現に向けた委託計画・職員採用計画（ロードマップ）を策定すること。また、その策定に当たっては、近年の採用・退職等の状況を踏まえた実効性の高い職員計画を検討すること。				
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額	778,418	令和7年度 当初要求額	865,699			
令和5年度 決算額	652,902	企画経営部長 査定後要求額	858,935			
令和6年度 当初予算額	828,734	区長査定 予算(案)	858,394			
(15) 査定の考え方		今後の委託規模拡大に伴う人員体制の確保及び育成の強化を前提に要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。				

No.	58		
(1) 部局名		教育総務部	
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		放課後ひろば	
(3) 選定理由		男女共同参画白書（令和5年版）によると共働き家庭は約7割であり、「小1の壁」を打破するための事業の必要性は継続している。令和6年度より運営が一元化された一方で、学童保育は有料、放課後こども教室は無料など、一体的な運営の中でもサービス提供に差が生じている。サービス一元化の可能性を踏まえ、学童保育と放課後こども教室のあり方について、目的・ニーズ・実績の分析と検証を行うことで今後の運営方針を検討する必要がある。また、地域児童館化の可能性や課題、放課後こども教室における自主学習支援と併せて検討されたい。 また、35人学級により余剰教室が減少し、保育室の確保が困難となっている。特別教室等を使用する場合の学校個別の課題を分析するとともに、一体型・単独型による運営も含めて学校間でのサービスの乖離を生じさせない手法を検討する必要がある。	
(4) 事業目的		共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、全ての小学校施設を活用した放課後の居場所づくり事業を展開する。	
(5) 事業概要		小学校を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学童保育と放課後こども教室を一体的に行う「放課後ひろば」を実施する。	
(6) これまでの経過と課題		国の示した「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、平成27年度から放課後ひろば事業を展開し、区内59校のうち、令和6年度中に52校で実施となっている。学校内学童と放課後こども教室は設置根拠や目的に違いがある一方、放課後こども教室は年々高まる学童需要の受け皿として期待されている。学校という限られたスペースにおいて、保護者の多様なニーズに対応しつつ、いかに安定的かつ効率的に事業運営していくかが課題となっている。 また、学校内学童未設置7校においては、学校の理解・協力を得つつ、学校運営に支障が生じないよう、綿密な調整を図りながら、設置に向けた諸室活用検討が課題となっている。	
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策	
・学童保留児解消のため、各施設の利用状況等を分析し、効果的な学校内学童の整備拡充を図る。令和7年度は学童未設置7校のうち2校で新規開設する。既存放課後ひろばにおいても保留児が生じている施設について重点的に学校諸室活用の検討調整の上、定員拡充を図る。 ・学校内学童拡充を進める一方で、放課後ひろばに係る課題やニーズを踏まえ、こども教室の充実を図る。 ①委託事業者による自主学習支援を拡充し、全校展開に向けた取組を推進する。 ②夏季休業日等の開室を全校に拡充する。 ・受託職員の適正配置や受益者負担の観点等も踏まえ、国の指針を注視し、学校内学童とこども教室の一元運営に向けた法的整備を検討する。 ・こども家庭部と連携し、児童館のあり方検討も踏まえた児童の特性等に応じた多様な放課後居場所整備について検討する。		・学童未設置校5校の新規開設（うち1校は学校改築時に開設）を目指すとともに、既存施設の定員拡充も進め学童保留児解消を目指す。 ・令和7年度までの取組みを踏まえて放課後ひろばの課題とニーズを整理し、検討した結果を踏まえ、こども教室と学校内学童の一元運営の実施を目指す。 ・引き続きこども家庭部と連携し、児童館のあり方検討も踏まえた児童の特性等に応じた多様な放課後居場所整備について検討する。 ※(9)～(11)については、「学童申請処理（一時利用）」に限った業務量を記載	
(9) 令和6年度業務量見込み		(10) 令和7年度業務量見込み	(11) 改善後の業務量見込み
年間 2,263時間	⇒	年間 2,263時間	⇒
うち会計年度任用職員 221時間		うち会計年度任用職員 221時間	
(12) 改善策に対する評価		・学校内で学童を実施するメリットを十分に活かせるよう、放課後こども教室との一元運用については実施に向けて引き続き検討すること。 ・"多様な放課後の居場所"の検討に当たっては、「児童館構想」の策定の中でこども家庭部等の関連部局とともに検討を進め、"区におけるこどもの居場所"という視点で各関係機関の役割や事業を整理した上で実施場所の適正配置を検討すること。	
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）	
令和5年度 当初予算額	929,462	令和7年度 当初要求額	3,104,401
令和5年度 決算額	913,777	企画経営部長 査定後要求額	3,061,767
令和6年度 当初予算額	2,594,601	区長査定 予算(案)	2,988,869
(15) 査定の考え方	放課後ひろば事業については、学童保留児の解消や子どもの居場所づくりに資する事業として必要性は高い。一方で、学童保育、放課後こども教室、自主学習支援とそれぞれサービス性の異なる事業を運営していく上で、活動場所の確保や効率的な運営、高コストなどの課題もあるため、一体的・効率的な運営に向けて見直すことを前提に要求を認めた。なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。		

No.	59				
(1) 部局名		教育総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		地域開放			
(3) 選定理由		当事業においては年1万件を超える申請を手作業で処理しており、人員面、コスト面、効率性において課題があることから、情報政策課と連携してAIによる自動処理化、Logoフォームによるオンライン申請等、デジタル技術の活用によるDXを推進することで業務効率化を図る必要がある。 また、外部委託などのアウトソーシング手法による業務効率化を図ることが可能か検討されたい。			
(4) 事業目的		大田区立小学校及び中学校の施設を社会教育その他公共のため活用することにより、区における学習、文化及びスポーツなどの地域活動の振興を図る。			
(5) 事業概要		小学校及び中学校の施設を使用したい区民が、団体を設立し、教育委員会に団体登録をし、使用を希望する学校に使用申請書を提出する。 教育委員会が承認して使用する。			
(6) これまでの経過と課題		・学校の校庭や体育館（以下「校庭等」）について、学校・行政が利用していない時間帯（特に休日）の有効活用が課題となっている。 ・現在、学校・行政が利用していない時間帯の校庭等の活用方法として、①地域開放（地域団体が少年野球やサッカー、バレーボール等で利用）、②校庭等開放（学校に通う児童・幼児が自由に利用）、③スポーツ開放（区民が体育館の卓球等を個人利用）の3種類がある。 ・有効活用に向けては、①地域開放に一本化し、広く区民が使える環境を整備する必要がある。 ・地域開放は、教育総務課窓口に登録をした団体同士で、各学校での利用調整会議により利用日時を決定するが、各学校での利用調整会議は学校事務の負担となっているほか、団体の利用頻度に偏りがあり、公平性の確保が求められる。 ・団体登録申請受付の外部委託、利用申請のオンライン化とA I による利用者調整の自動処理は検討課題である。 ・A I 移行までの暫定期間において、学校負担の軽減のため、利用調整会議の進行を担いたいという民間スポーツ団体が存在する。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
【実施】 ・団体登録申請の受付業務は、外部委託の検討を行う。 ・学校ごとの利用調整会議のうち、2校程度、民間団体による議事進行をモデル実施する。 【検討】 ・「登録申請→学校施設利用申請→利用日時決定」のD X化 （必要予算・条例改正内容など） ・校庭等開放事業の地域開放事業への統合 （学校ごとに見守りをしている世話人の方々を「児童の校庭遊び見守り団体」といった団体として、地域開放の利用団体の1つとして扱うことはできないか、等） ・スポーツ開放事業の規模縮減 （事業委託している学校体育館スポーツ開放運営委員会等との協議）		【目指す姿】 地域開放事業の外部委託・D X化 ①地域開放事業と校庭等開放事業の統合 ・大田区立学校施設の活用に関する条例（地域開放）の改正。 ②地域開放事業運営の外部委託 ・登録申請→学校施設利用申請→利用日時決定のD X化。 ・事業窓口の外部委託。 ③スポーツ開放事業縮小後の検討 ・事業廃止か、事業場所変更か、地域開放事業への統合か、等			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 4,500時間	年間 4,500時間		年間 500時間		
うち会計年度任用職員 800時間	うち会計年度任用職員 900時間		うち会計年度任用職員 50時間		
(12) 改善策に対する評価		DXを進め業務の効率化及び区民の利便性向上を図ること。 また、既存事業（校庭等開放・スポーツ開放）との統合に当たっては、官民連携など様々な可能性を調査・分析し、関係部局（こども家庭部やスポーツ・文化・国際都市部）と共に検討を行った上で、統合や再構築などにより事業の合理化を進めること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	5,617	令和7年度 当初要求額	3,898		
令和5年度 決算額	5,006	企画経営部長 査定後要求額	3,898		
令和6年度 当初予算額	2,311	区長査定 予算(案)	3,898		
(15) 査定の考え方		「地域開放」事業における業務の外部委託費については、利用調整等の業務負担や利用者（団体）の偏りなどの課題解決に向けて、まずは少数の学校でモデル実施することについて要求を認めた。将来的には、利用率や人員確保に課題のある「校庭等開放」や「スポーツ開放」との事業統合、オンライン予約の実装など、より効率的で広く区民が利用できる事業スキームの構築に向けて、それぞれの事業を検証するよう査定した。			

No.	60						
(1) 部局名		教育総務部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		校庭等開放					
(3) 選定理由		時代の変化により校庭等開放のニーズや効果は縮小している。主にPTAが担う複数の世話人の確保が困難であることから開放ができず、利用者減の一因となっていることから、事業の実施方法の検討が必要である。 利用減の要因を分析するとともに、エリアごとに実施校や実施日を絞るなど、実態に見合った規模への縮減や、民間事業者による空きストックの有効活用なども分析されたい。民間事業者による有効活用においては、使用料の設定などの可能性も検討されたい。					
(4) 事業目的		こどもの健全育成と余暇の善用に役立つよう、大田区立小学校の校庭等をこどもに開放し、自由で安全な遊び場として提供する。					
(5) 事業概要		PTA等に運営を依頼し、校庭等を学校の休業日などに小学生、幼児及び保護者に向けて開放する。 安全のため、複数の世話人が見守りに従事する。					
(6) これまでの経過と課題		・校庭開放を見守る世話人に、謝礼を支払う仕組みとなっている。 ・学校の校庭や体育館（以下「校庭等」）について、学校・行政が利用していない時間帯（特に休日）の有効活用が課題となっている。 ・現在、学校・行政が利用していない時間帯の校庭等の活用方法として、①地域開放（地域団体が少年野球やサッカー、バレーボール等で利用）、②校庭等開放（学校に通う児童・幼児が自由に利用）、③スポーツ開放（区民が体育館の卓球等を個人利用）の3種類がある。 ・有効活用に向けては、①地域開放に一本化し、広く区民が使える環境を整備する必要がある。 ・現在の校庭等開放をニーズに合わせて地域開放事業のスキームで組み込むには、校庭等開放を実施する世話人を地域開放団体として登録して活動いただくなどを検討する必要がある。 ・地域開放に一本化することで空きストックが解消していくと考える。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
・校庭等開放事業の地域開放事業への統合検討 （学校ごとに見守りをしている世話人の方々に「児童の校庭遊び見守り団体」といった団体として、地域開放の利用団体の1つとして扱うことはできないか、等） ・現在、どの学校においても世話人はほとんどPTAが務めている。 ・校庭等開放を実施しているPTAに、「児童の校庭遊び見守り団体」として地域開放に統合する旨を提案する。 ・アンケート・ヒアリング等により丁寧に意見聴取をして細部を固め、PTAの合意を得て、必要ある世話人団体は「児童の校庭遊び見守り団体」として、地域開放団体の登録を行う。			【目指す姿】 令和9年4月から地域開放事業と校庭等開放事業の統合 ・大田区立学校施設の活用に関する条例（地域開放）の改正。 ・大田区校庭等開放実施要綱の廃止。 ※「児童の校庭遊び見守り団体」の活動頻度は、学校により濃淡があると想定する（概ね現状よりも縮小し、代わりに野球、サッカー等の少年少女スポーツ団体利用が増えることで、校庭等の有効活用につながると想定）。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 200時間			年間 250時間			年間 0時間	
うち会計年度任用職員 50時間			うち会計年度任用職員 50時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・こどもの安全な遊び場の提供については、区内における“こどもの居場所”という視点でそのあり方を検討すること。 ・その上で、地域開放事業との統合を実施する場合は、区民にとって分かりやすく、サービスが低下することがないように改善策を計画的に実施して、制度として整理すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		4,596		令和7年度 当初要求額		4,129	
令和5年度 決算額		2,954		企画経営部長 査定後要求額		4,129	
令和6年度 当初予算額		4,642		区長査定 予算(案)		4,129	
(15) 査定の考え方		「地域開放」事業における業務の外部委託費については、利用調整等の業務負担や利用者（団体）の偏りなどの課題解決に向けて、まずは少数の学校でモデル実施することについて要求を認めた。将来的には、利用率や人員確保に課題のある「校庭等開放」や「スポーツ開放」との事業統合、オンライン予約の実装など、より効率的で広く区民が利用できる事業スキームの構築に向けて、それぞれの事業を検証するよう査定した。					

No.	61				
(1) 部局名		教育総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		スポーツ開放			
(3) 選定理由		時代の変化によりスポーツ開放のニーズや効果は縮小しており、予算執行率も直近5ヵ年で減少傾向にある。 利用者も固定化の傾向があるため、事業効果を高めるために事業スキームの再考を検討する必要がある。事業効果については、広く区民に利用してもらうのか、児童の受け皿的要素を強めるのか、様々な角度から検討されたい。 また、利用減の要因を分析するとともに、エリアごとに実施校や実施日を絞るなど、実態に見合った規模への縮減や、民間事業者による空きストックの有効活用なども分析されたい。民間事業者による有効活用においては、使用料の設定などの可能性も検討されたい。			
(4) 事業目的		地域住民の余暇の善用と体力作りを図るため、区立小学校の体育館を日曜日に開放し、スポーツ活動の場を提供する。			
(5) 事業概要		・実施学校ごとに、自治会・町会役員等から構成される学校体育館スポーツ開放運営委員会を設置する。 ・運営委員会は、受託事業として原則日曜日に世話人を配置して運営する。			
(6) これまでの経過と課題		・学校の校庭や体育館（以下「校庭等」）について、学校・行政が利用していない時間帯（特に休日）の有効活用が課題となっている。 ・現在、学校・行政が利用していない時間帯の校庭等の活用方法として、①地域開放（地域団体が少年野球やサッカー、バレーボール等で利用）、②校庭等開放（学校に通う児童・幼児が自由に利用）、③スポーツ開放（区民が体育館の卓球等を個人利用）の3種類がある。 ・有効活用に向けては、①地域開放に一本化し、広く区民が使える環境を整備する必要がある。 ・まずは、エリアごとに実施校や実施日を絞るなど、実態に見合った規模への縮減が求められる。 ・地域開放への一本化に向けては、コアな利用者があるため、早急な事業廃止は難しいと考える。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
・スポーツ開放事業の規模縮減の検討 学校体育館スポーツ開放運営委員会との協議により、事業縮小を検討する。 ・運営委員会には、学校施設の開放については児童・生徒を優先したい旨を提案したい。 ・協議の中で、委員それぞれの考えや方向性をつかみ、対応策を考える必要がある。 ・委員の理解を得られた学校においては「高齢者のスポーツ見守り団体」等として、地域開放団体の登録をしてもらう方策なども検討・試行したい。			スポーツ開放事業縮小後の検討 ・事業廃止か、事業場所変更か、地域開放事業への統合か、等 ・協議の中で、真にニーズを見出し得るスポーツ開放については、別場所での継続を根気よく調整・交渉したい。		
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 500時間			年間 800時間		年間 500時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・地域開放、校庭等開放事業と並行して事業のあり方を検討すること。なお、本事業の調整状況が他事業の推進に影響が出ないようにすること。 ・地域開放事業と統合する場合においては、使用料の設定（徴収）など、ストックの有効的かつ安定的な活用を目指す手法を検討し、受益者負担や他自治体の活用事例など総合的に分析した上で、慎重に進めること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額		5,481	令和7年度 当初要求額	5,254	
令和5年度 決算額		4,336	企画経営部長 査定後要求額	5,254	
令和6年度 当初予算額		5,481	区長査定 予算(案)	5,254	
(15) 査定の考え方		「地域開放」事業における業務の外部委託費については、利用調整等の業務負担や利用者（団体）の偏りなどの課題解決に向けて、まずは少数の学校でモデル実施することについて要求を認めた。将来的には、利用率や人員確保に課題のある「校庭等開放」や「スポーツ開放」との事業統合、オンライン予約の実装など、より効率的で広く区民が利用できる事業スキームの構築に向けて、それぞれの事業を検証するよう査定した。			

No.	62				
(1) 部局名		教育総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		学校給食調理の業務委託			
(3) 選定理由		令和3年3月に農林水産省が策定した「第4次食育推進基本計画」に記載があるように、学校給食は、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に着け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られることから、児童生徒の健康づくりには欠かせないものであると考えられる。 区においては、調理員不足等の影響を受け人件費等の高騰により学校給食提供にかかるコストは増加傾向にあり、こうした状況の中、今後も、安全で衛生的かつ安定的な給食提供の実現と給食提供にかかるコストの縮減を両立させる必要がある。 学校改築等の影響を受けることも踏まえ、給食提供方式を含め様々な手法を総合的に分析し、効果的な学校給食の提供と給食残渣の縮減が必要である。 また、給食残渣（食べ残しや調理残渣）に係るリサイクルコストは年間約5,000万円と大きな負担となっており、食品ロスの観点からも、食べ残しを減らす食育や調理残渣を減らす取り組みも合わせて考える必要がある。			
(4) 事業目的		学校給食法に定める学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食の実施に必要な設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図ること。			
(5) 事業概要		学校給食調理に係る委託契約			
(6) これまでの経過と課題		学校給食法において、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることとされている。文科省の定める学校給食摂取基準を踏まえた給食内容とするとともに、「学校給食衛生管理基準」に則り厳格な衛生管理のもと、安全で安心な給食提供を継続的に行う必要がある。そのため、必要性、有効性の視点から今後も区として継続的に実施していく必要があり、かつ、学校給食の質の確保は最優先事項である。一方、効率性の部分では、厚労省の「労働経済動向調査（令和6年2月）の概況」にもあるとおり、宿泊業、飲食サービス業は人員不足の状況が続いている。特にパート労働者の人員不足は深刻で、パート従業員の占める割合が大きい学校給食においては、人員確保・人件費の高騰、それに伴う安定的な給食提供及び給食の質の確保が大きな課題となっている。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策			
①見積内容の精査 人数、本社経費、消耗品費等について、過去の見積額とも比較し、より詳細に見積内容の精査を行う。 ②各業者への委託校数の見直し 各業者への委託校数を見直すことで、特定の業者になるべく負担がかかりすぎないよう各業者の受託校数のバランスを再検討する。 ③給食残渣への対応 ・R6年度に東邦大学と連携し開発したこどもが苦手な食材を克服できるような給食メニューを全校展開する。 ・小・中学校栄養士の地区別研修会において、給食残渣を減らす食育の取組みや、献立の工夫等の情報共有を図る。		①受託校数の配分見直し及び新規業者の参入検討 現在、15の調理業者に委託しているが、学校現場の体制や履行評価等の内容を鑑み、業者により委託している校数が異なる。 評価の高い業者は持ち校数が多いが、その分人員確保に係る負担も大きい。一方で持ち校数の少ない業者もあるが、業者規模により、それ以上受託が不可能である業者もいるのが実情である。 このため、新規業者の参入を図り、業者の受託校数を見直し、無理なく安定的な給食提供を実施できる体制を整える。 ②学校改築等の工事における給食提供方法の検討 改築工事等に伴う給食停止期間中について、他校で調理された給食の提供（親子方式）等、工事期間中における給食提供方法を検討する。			
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 965時間			年間 1,019時間		年間 1,011時間
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価		・安全で衛生的かつ安定的な給食提供の実現と給食提供にかかるコストの縮減の両立に向け、新規業者の参入を図るなどの取組を進めると共に、提供方法別の分析により明らかになった課題の解消に向けたアプローチについても検討を進め、引き続き親子方式等の自校方式以外の給食提供方法について模索すること。 ・給食残渣の縮減に向けた取組の実施に当たっては、定量的な指標を設定し効果検証を実施できる仕組みの構築を図ること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）			
令和5年度 当初予算額		2,480,052	令和7年度 当初要求額		2,778,616
令和5年度 決算額		2,487,060	企画経営部長 査定後要求額		2,778,616
令和6年度 当初予算額		2,685,681	区長査定 予算(案)		2,778,616
(15) 査定の考え方		安全で衛生的かつ安定的な給食提供に資する予算として、要求を認めた。コスト増については、人員確保に係る人件費増や食材料費の高騰によるものとして必要経費と判断した。 また、自校方式以外の給食提供方式については、先行事例や改築校での実施検証等を踏まえ検討するとともに、食品ロスやリサイクルコストの削減に向けた給食残渣への取組みについても、東邦大学や事業者との連携のもと強く推進していくよう査定した。			

No.	63			
(1) 部局名	教育総務部			
(2) 事業名 (改善対象の取組名)	小学生駅伝大会			
(3) 選定理由	令和6年4月に策定されたおおた教育ビジョンにおいて「こどもたちの体力向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質と能力を育成」という大田区教育大綱との理念が共有されている。 コロナ禍の極端な運動制限や生活習慣の変化により、運動に親しもうとする児童・生徒の割合や、体力合計点が大きく低下したことを踏まえると、児童の運動に対する意欲を深め、総合的な体力の向上を図る意義は大きい。スポーツ・文化・国際都市部が行う「ランニング環境整備事業」と対象者や事業内容が重複していると考えられることから、事業内容の整理が必要である。			
(4) 事業目的	区内小学校全校の第5・6学年の代表児童による駅伝大会を通して、児童の運動に対する意欲を高め、総合的な体力の向上を図る。			
(5) 事業概要	児童の健康維持や体力向上を図るため、区内小学校第5・6学年の代表児童が参加し、持久力をはじめとする体力向上事業の成果を発表する。 また、スポーツ健康都市及び小学校教育の一環として、スポーツ振興、児童の交流の場とする。			
(6) これまでの経過と課題	教育委員会では、本大会は、スポーツ健康都市宣言のまちの実現を目指し、大田区立小学校教育の一環として、小学生の健康増進や持久力をはじめとする体力向上に関する取組の成果を発表する場及び児童の交流の場とし、一層の体力向上や運動・スポーツの振興に資することを目的とし、平成24年度から実施している。 本事業については、スポーツ推進課と同課の検討対象事業「ランニング環境整備事業」について、今後のあり方等の調整を行った結果、事業の統合等は一時保留することとした。本事業はこどもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康教育や基本的生活習慣の確立など、健全な身体づくりを目標としているが、運営する教員の指導力の習熟度を測る研修の場としての側面も有している。また、現場の教員からも事業の継続実施を希望する声もあるため、統合等については、慎重に検討したうえで、今後も継続して調整することとした。なお、令和4年度に実施した教員アンケートでは、自由意見として本事業の業務負担が大きいという意見が21件あがっており、教員の負担軽減は喫緊の課題である。			
(7) 令和7年度の具体的な改善策		(8) 令和8年度以降の具体的な改善策		
運営にあたっては教員や小学校PTA連絡協議会、中学校陸上部員などが主体となっており、人数は約150名程度が携わっている。実施にあたって、業務負担となっているものもあるため、今後は事業を精査し、負担軽減を図り、円滑に事業遂行できるよう努める。 【主な業務】 ・監察係（コース上に立ち児童の安全管理を行う。保護者がコース内に立ち入らないようにする） ・計時係（各校の記録の測定を行う） ・アナウンス係（場内アナウンスや、レース中の着順を伝える） ・出発、誘導係（スタート位置へ次走者の児童を誘導・管理する） ・記録、情報処理係（PCの設置、記録の集計・入力作業） ・場内指令係（会場内の各所に立ち参観者の誘導、注意喚起等を行う）		スポーツ推進課の「ランニング環境整備事業」との統合等について、対象者や運営体制が異なることを踏まえ、学校現場との継続的な協議が必要である。事業統合等によりコスト削減や事務負担軽減等、期待できる効果も併せて検証し、今後の事業の在り方について検討していく。		
(9) 令和6年度業務量見込み	⇒	(10) 令和7年度業務量見込み	⇒	(11) 改善後の業務量見込み
年間 500時間		年間 500時間		年間 500時間
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間
(12) 改善策に対する評価	「ランニング環境整備事業」との共同実施等により、職員の業務量の削減や運営者の負担軽減等、事業の効率化や有効性の向上に資することが期待できるため、引き続きスポーツ・文化・国際都市部と調整を行い、早期改善を目指した具体的なロードマップを描き、協議調整を進めること。			
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）		
令和5年度 当初予算額	2,342	令和7年度 当初要求額	11,394	
令和5年度 決算額	2,236	企画経営部長 査定後要求額	4,358	
令和6年度 当初予算額	3,051	区長査定 予算(案)	4,358	
(15) 査定の考え方	当事業は、小学校児童の運動に対する意欲を高め、総合的な体力の向上に資する事業である。当初、従事者の負担軽減を図るため、例年の実施経費に加え会場設営等に係る委託費の要求があったが、上記のとおり「ランニング環境整備事業」との共同実施等、事業自体を見直していく必要があるため、例年どおりの実施を前提とした委託費の新規要求は妥当性が低いと判断し、通常運営に必要な経費のみ要求を認めた。			

No.	64						
(1) 部局名		教育総務部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		部活動指導員・部活動校外指導員の配置					
(3) 選定理由		令和5年12月22日(金)に実施された「第1回大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会」の「生徒および教員に対するアンケート調査結果」から、「専門として部活動を指導できる教員は約4割」であり、「約7割の教員は、休日 に地域移行後部活動の指導者として関わりたくない」と回答していることから、本事業に求められる役割は大きいと考えられる。 部活動の意義と地域連携・地域移行に対する考え方を整理し、教員の負担軽減を図るため、1日4時間週5日の勤務形態を見直すなど、外部人材を積極的に確保するための仕組みを検討されたい。					
(4) 事業目的		部活動において、生徒が、より専門的な技術指導を受け、充実した活動を行えるようにする。					
(5) 事業概要		専門的な技術指導を行うことができる部活動指導員や部活動校外指導員を配置する。					
(6) これまでの経過と課題		従来より、中学校における部活動の効果的かつ円滑な運営に資するため、生徒への適切な実技指導および助言を行う部活動校外指導員を配置していた。これをさらに推し進め、部活動の専門的な指導及び教員の負担軽減を両立させるべく、平成30年度から各校に部活動指導員を配置することとなった。特に、部活動指導員については、部活動の指導や大会への引率等を単独で担えることから学校の需要も高く、配置人数を漸次拡充している(令和6年度は、各校最低2名以上を配置)。 その一方で、これまで部活動指導員とともに部活動指導を担っていた教員のなり手不足が深刻化しているほか、部活動指導員となりうる人材は他自治体からも需要が高く、その確保が課題となっている。部活動の地域連携・地域移行の検討・議論を踏まえて、部活動指導員の雇用・配置のあり方について整理を進める必要がある。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
スポーツ・文化芸術団体等との連携を通じ、学校と地域が協働・融合することで生徒の多様な体験機会の場を確保するために、段階的に部活動の地域連携・地域移行を実施することとしている。 すでに、令和6年度より合同部活動の創設や民間企業から派遣された指導員による部活動指導を実施するモデル校の指定など、地域連携への取り組みを進めている。 令和7年度は、合同部活動数やモデル校の追加等、事業の拡大を図る。 また、人材確保(部活動指導員)については、民間求人サイトの更なる活用や(公財)大田区スポーツ協会と連携し、スポーツ関係団体へ働きかけるなど、幅広く主体的なリクルート活動を進めていく。			既存の学校部活動を、総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会等が実施主体となり、学校と連携して行う地域クラブ活動化させることが可能となるかどうか、検討する。これにより、子ども達が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図ることができるだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境が確保されるほか、学校現場の負担軽減となることが見込まれる。 引き続き、多様な媒体を活用したリクルート活動を推進することに加え、人材確保(部活動指導員)が困難な状況が継続することが想定されるため、委託への移行について検討していく。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間	59,200時間		年間	62,200時間		年間	21,000時間
うち会計年度任用職員	56,000時間		うち会計年度任用職員	56,000時間		うち会計年度任用職員	12,000時間
(12) 改善策に対する評価		教員の負担軽減を図るため、コストや事務負担等を考慮した上で、既存の手法や雇用形態にこだわらない事業の担い手の確保策を講じること。 また、部活動の地域移行に当たっては、引き続き国や他自治体の動向を注視し情報収集を行いながら、区の現状を鑑みたロードマップを策定し、計画的に事業を推進していくこと。					
(13) 予算・決算の情報(単位:千円)			(14) 要求と査定経過(単位:千円)				
令和5年度 当初予算額		39,900		令和7年度 当初要求額		484,702	
令和5年度 決算額		36,840		企画経営部長 査定後要求額		458,252	
令和6年度 当初予算額		149,201		区長査定 予算(案)		414,252	
(15) 査定の考え方		部活動指導員及び部活動校外指導員の配置事業については、教員の負担軽減や生徒の技術力向上に資する事業であり必要性が高いため、要求を認めた。 なお、会計年度任用職員の配置については、労務管理の負担や人員確保に課題もあるため、委託による配置へ順次移行すること、国や都の動向も踏まえ着実な財源確保に努めることについて査定した。					

No.	65						
(1) 部局名		教育総務部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		図書館システムの運営					
(3) 選定理由		令和5年度に実施した区民意識調査においては、図書館を「ほとんど利用しない」と「利用しない」の合計が76.7%となっており、さらなる利用促進が必要であること。また、東京都立図書館が2021年2月に策定した「都立図書館実行プラン2021-2023 AI時代の都立図書館へのファーストステップ」において、「図書館機能のDX化に着手し、新たな時代の東京における情報環境を整備する」を柱として、都立図書館のデジタル化やICT活用を進めてきている状況がある。 2022年に実施した「マイナンバーカードを活用した図書館アプリの実証」の結果を踏まえ、区においても更なる利用促進のために、図書館機能のDX化の観点からマイナンバーカードの活用を図っていく必要がある。					
(4) 事業目的		図書館の利便性向上及び業務効率化を図るため。					
(5) 事業概要		・図書館システムの管理・運用 利用者情報の管理、貸出・予約等の管理、蔵書管理、図書館業務従事者の内部連絡ツール等の運用 ・図書館ホームページの運用 インターネットによる資料検索、予約受付・メールによる予約連絡等の運用 ・I Cタグシステムの整備 自動貸出機・自動返却機、セキュリティゲート、池上図書館の予約本自動受取機に対応し、蔵書点検を効率的に行う。 これらの機器に関する管理・運用					
(6) これまでの経過と課題		大田区立図書館では令和2年度にI Cタグシステムを導入し、図書館の利便性向上及び業務効率化を目的に、自動貸出機や自動返却機の設置や蔵書点検の迅速化・省力化を進め、図書館機能DX化を推進している。 マイナンバーカードの活用は、図書館としての個人情報の取り扱いや読書の秘密の観点での整理が必要であるため、先進事例等を研究し、利便性の向上による利用促進と共に業務の効率化を高め、合理化を図っていく。					
(7) 令和7年度の具体的な改善策			(8) 令和8年度以降の具体的な改善策				
「図書館のDX推進」 図書館サービスの向上のため、図書館利用登録の電子申請及び物理的カードを持参せずにかしだしカードをスマートフォンに表示させ、気軽に図書館を利用できる環境を整え、利用を促進させる。その際には、マイナンバーカードの活用についても検討を行う。7年度は、先進事例の研究を行い、実現に向け課題を整理していく。 「座席管理システムの導入」 来館者数や貸出数の多い3館の図書館において、座席管理システムの導入を行い、座席利用の事前予約による利用者の利便性の向上及び利用の公平性を確保する。			「図書館利用登録の電子申請」 図書館利用登録の電子申請を可能とする環境を構築し、利用者の利便性を上げ、利用を促進させる。 「座席管理システム導入の拡大」 座席管理システムの導入を6館まで順次拡大させる。また、このシステムを転用した図書館多目的室の貸出管理について検討を行い、更なる業務の効率化を図る。				
(9) 令和6年度業務量見込み		⇒	(10) 令和7年度業務量見込み		⇒	(11) 改善後の業務量見込み	
年間 10,298時間			年間 10,132時間			年間 6,256時間	
うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間			うち会計年度任用職員 0時間	
(12) 改善策に対する評価		・本事業の推進に当たっては、図書館の利用促進や利用者の満足度の向上を最優先とした、業務の効率化に資する機能を検討し、導入の効果検証を実施できるよう事業の構築を図ること。 ・システム導入に当たっては、マイナンバーカードの活用を含めた検討を進め、利用登録や座席管理、貸し出し管理等の機能が備わったシステムを構築するなど、利用者の視点に立った検討を進めること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）			(14) 要求と査定経過（単位：千円）				
令和5年度 当初予算額		150,858		令和7年度 当初要求額		210,536	
令和5年度 決算額		146,847		企画経営部長 査定後要求額		210,536	
令和6年度 当初予算額		156,332		区長査定 予算(案)		210,536	
(15) 査定の考え方		要求内容は、利用者の利便性向上や効率的な図書館業務の運営に資するものであり必要性が高いため、要求を認めた。 特に、新規で導入する「貸出カードのスマートフォン表示」や「座席管理システム」については、利用者の利便性や公平性の向上に大きく寄与するものである。					

No.	66						
(1) 部局名		教育総務部					
(2) 事業名 (改善対象の取組名)		D X 推進による校務等の改善					
(3) 選定理由		校務支援システムの導入や児童生徒用タブレット端末の導入により、学校における I C T 環境は着実に整備が進んだ。合わせて、大田区立学校における働き方改革推進プラン（令和 2 年 3 月）において、「I C T 環境の整備」を掲げ、取組の充実を図ることで、校務等の業務改善が図られてきた。 今後、新たな大田区立学校における働き方改革推進プランにおいて、既存の取組の充実や新しい取組の導入等、次の時代を見据えた校務等の D X 化をより進める研究、検討が必要であるため、本事業を選定した。					
(4) 事業目的		区立全小中学校（特別支援学校含む）の教職員・児童生徒が活用するICT機器やネットワーク環境を整備・管理運営し、校務事務の効率化及びICT教育の推進を目指す。					
(5) 事業概要		①ICT環境整備 ・教育のICT化推進のため、タブレット端末や電子黒板などの機器や、学習eポータルや学習用コンテンツなどを配備・導入。 ・ICT教育を実践するために必須となる安定したネットワーク環境を整備。 ・教員が日常的かつ効果的にコンピュータ機器やソフトを活用するための支援やネットワーク不具合、端末故障などの障害対応として、ICTヘルプデスクやICT支援員を開設・配置。 ②学校運営システム環境整備 ・文書管理や成績処理、児童・生徒の出席管理などの校務事務を電子的に行うシステム「校務支援システム」及びシステム利用のためのPC端末を配備・導入。 ・「校務支援システム」を利用するうえで必要なネットワーク環境を整備 ・教員がシステムを効果的に活用するためコールセンターや定期訪問スタッフを開設・設置し、システムの操作支援、研修の実施及びネットワーク不具合、端末故障などの障害対応を行う。					
(6) これまでの経過と課題		平成23年度の校務支援システム導入以降、校務端末からインターネット閲覧やメール、C M S 機能等を利用できるようにし、教員業務の効率化と負担軽減を図ってきた。また、GIGAスクール構想による児童生徒用タブレット端末の一人 1 台整備を、令和 2 年度に全小学校、令和 3 年度に全中学校について完了し、個別最適な学び、協働的な学びに資するICT教育環境を充実させてきた。加えて、令和 2 年度以降、大田区立学校における働き方改革推進プランのもと、教職員勤怠管理システム導入を進める等、上記以外についても鋭意取組を進めてきた。 今年度に策定を調整する令和 7 年度以降を計画期間とする新たな同プランでは、将来に向けて、教員が教員室を離れても校務等に取り組める環境、教員業務を 1 台の端末で完結できる環境、生徒はもとより、保護者や教員との連絡性が向上し意思疎通や情報交換が簡便・不足なくできる環境、これまで人手を要した作業が新たなICTの仕組み等で代替・補完される環境を目指し、校務等の D X 化を更に推進することで、総体的に業務改善及び適正化等を果たし、教員のワーク・ライフ・バランスの実現、教員が児童生徒に向き合う時間を生み出していく必要がある。					
(7) 令和 7 年度の具体的な改善策		(8) 令和 8 年度以降の具体的な改善策					
【以下は現時点の想定、詳細は今後調整】 ・校務持ち帰り端末の拡充に向けた検討（検証を踏まえて） ・校務系端末と教員用学習系端末の統合（R 9 年度）に向けた検討 ・教員と保護者における双方向の情報伝達手段の再構築に向けた整理、検討（整理等できたことから順次構築・導入） ・教員同士の情報交換ツールの再構築に向けた整理、検討（整理等できたことから順次構築・導入） ・校務持ち帰り端末等のICT機器の活用による会議資料等のペーパーレス化の推進、浸透 ・生成 A I 等の校務での活用可能性の研究		【以下は現時点の想定、詳細は今後調整】 ・持ち運びできる機能統合された I C T 端末 1 台により、教室や出張先等の教員室以外の場で、教員が校務や授業準備等の作業をストレスなく行える D X 環境の実現 ・教員自身の携帯用 I C T 端末や教員配備の I C T 端末、そこに内蔵されるコミュニケーションアプリ等により、生徒・保護者との連絡、教員間や教育委員会事務局との双方向の連絡が、平時・有事問わず、容易・不便なく行える D X 環境の実現 ・I C T 機器の利活用を最大限図る機運の醸成、仕組みやルール構築により、学校での業務（研修・会議、授業、関係者への連絡、決裁等）における紙使用が最小限となる D X 環境の実現 ・生成 A I 等の新たな I C T 手段により、教員の校務等の作業が代替・補完され、効率化される D X 環境の実現					
(9) 令和 6 年度業務量見込み		(10) 令和 7 年度業務量見込み		(11) 改善後の業務量見込み			
年間 1,883時間		年間 3,766時間		年間 1,883時間			
うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間		うち会計年度任用職員 0時間			
(12) 改善策に対する評価		・教員の業務負担軽減を図るため、校務等の業務において効率的で安全なDXを推進すること。 ・事業の推進に当たっては、取組内容に優先順位を付け、教員の負担軽減のほか、事務局の業務負担・保護者の負担軽減に資するよう効率的な体制を検討すること。					
(13) 予算・決算の情報（単位：千円）		(14) 要求と査定経過（単位：千円）					
令和 5 年度 当初予算額		4,207,612		令和 7 年度 当初要求額		4,722,802	
令和 5 年度 決算額		3,934,899		企画経営部長 査定後要求額		4,674,129	
令和 6 年度 当初予算額		4,653,936		区長査定 予算（案）		4,630,094	
(15) 査定の考え方		当事業は、学校におけるDX化を強く推進する事業であり、ICT教育の更なる発展や学校業務の効率化、教員の負担軽減等に資するものとして必要性が高いため、要求を認めた。 なお、必要経費の精査により、当初要求から減額となった。					

令和 6 年 7 月 24 日

部 長
 会 計 管 理 者
 教育委員会事務局教育総務部長
 選挙管理委員会事務局長
 監 査 事 務 局 長
 議 会 事 務 局 長

} 様

副区長 川 野 正 博

副区長 玉 川 一 二

令和 7 年度 予算編成、組織・職員定数の基本方針について(通知)

1 日本経済の現状と国の動向

「月例経済報告（令和 6 年 6 月）」では、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。令和 6 年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況である。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太方針)では、「経済財政運営に当たっては、まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行する。その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を実現に作り出す。」としている。さらに、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、予算編成においては、2025 年度から 3 年間、これまでの歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、EBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしている。

2 区の財政事情と今後の見通し

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費、情報システム関係経費など増加傾向にある。

その一方、歳入の根幹をなす基幹財源等は、堅調な企業収益等により増収傾向にあるものの、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受け、歳出総額と基幹財源等とのギャップは拡大を続けている。これをこれまで蓄積してきた基金の活用などにより賄っていることから、財源の自由度が失われ、緊急的な事態への対応力が減少しつつある。

令和6年度当初予算では、特定目的基金や特別区債といった財源対策を講じた上で、収支不足額147億円とこれまでにない規模の財政基金の活用により編成したが、財政基金に頼らない収支均衡に向けた歳出構造改革が急務となっている。

今後、公共施設等の老朽化に伴う集約化・複合化、長寿命化、防災・減災に向けた都市の強靱化などの投資的経費はより一層高水準で推移することが見込まれ、この財源として特別区債の活用に伴う償還経費の増嵩（ぞうすう）や、増加傾向にある社会保障関係経費など、後年度財政負担は一層の増大が見込まれ、区の歳出構造は大きな転換期にあり、財政の模様替えを行う時期にある。

区財政は景気変動の影響を受けやすい不安定な歳入構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、財政環境の先行きを見通すことは困難さを増している。

今後の財政見通しは、別紙に示したとおり、歳入においては一般財源の大幅な増収は見込まれない一方、上記の財政需要に加え、多様化・複雑化する行政課題に対応するための一般行政経費の増大など、歳出に対し歳入が不足する厳しい財政環境が継続することが見込まれ、これまで以上に厳しい予算編成となることが想定される。

区は、こうした財政環境においても、少子高齢化や世帯構成の変化などに伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応することが求められている。

基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、現在、基本計画・実施計画の策定プロセスにあるが、2040年頃から本格的な人口減少時代を迎えても、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要がある。

これには自主的・自律的な施策の推進と、事務事業の見直し・再構築、合理化をはじめ歳入歳出両面からの収支改善の取組を両立することが不可欠となる。

こうした認識を職員一人ひとりが共有し、施策・事務事業評価のもとで、事務事業の目的妥当性や有効性など区民生活の充実への貢献度を十分勘案し、優先度をつけ、施策の新陳代謝を進めなければならない。

「今後の経営改革の方針について(通知)」を踏まえ、重要な施策の選択肢を狭めることなく、限りある経営資源を効果的・効率的に配分するよう英知を結集し、これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、いまを担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営の実践に全庁を挙げて取り組むものとする。

3 予算編成の基本方針

(1) 予算編成の位置づけと取り組むべき重点ポイント

令和7年度予算は、「心やすらぎ 豊かさと成長を実感できる 新しい次代に向け 力強く踏み出す予算」と位置づけ、基本計画・実施計画の初年度「新たなスタートライン」として、区民に身近な基礎自治体として地域特性を踏まえた価値の高い施策の構築に向け、次の重点ポイントに特に優先的に取り組むこととする。

その際、今後の財政見通しとの整合を図り、将来にわたる区民サービスの安定的提供に向けた職員の業務量にも十分配慮しつつ、施策の明確な優先順位付けと徹底した重点化、一層の効率的な実施手法を練り上げることを基本として編成する。

《 令和7年度予算編成の重点ポイント 》

- ① 安心して子どもを産み育て、学びの充実による人づくりに資する施策
- ② 心豊かな包摂社会の実現に向けた地域づくりに資する施策
- ③ 豊かな環境と産業の活力で持続可能な基盤づくりに資する施策
- ④ 安全・安心で魅力と利便性あふれるまちづくりに資する施策

(2) 予算編成の留意事項

区が直面する喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、2040年を見据えた持続可能な自治体経営に取り組むため、以下の点を強力に進めることとする。

① SDGs 未来都市として、持続可能な経済・環境・社会の実現に資する施策

社会経済状況が変化する中においても、誰一人取り残さない持続可能なまちの実現に向けた歩みをめざし、SDGsに掲げる17のゴール達成のための取組を着実に推進すること。

② DXを活用した区民サービスの向上に資する施策

デジタル技術を効果的に活用し、業務の効率化・迅速化・最適化につなげるとともに、便利で快適に暮らせる地域社会の実現に向け、区民目線に立ったサービスデザインの徹底、地域課題の解決や魅力向上など、地域の特性を踏まえた施策をスピード感を持って進めること。

4 財政運営の基本方針

持続可能な財政基盤の構築に向けては、基本的な行政サービスを将来にわたり安定的・継続的に提供できること、自然災害・感染症など臨時的・突発的な財政需要や急激な減収などにも機動的に対応できること、公共施設・都市インフラの強靱化や、重要な成長戦略となる社会資本の整備といった未来への投資を着実に推進できる財政対応力を堅持する必要がある。

部長は、こうした財政運営を担う経営責任者として、財政見通しを十分認識し、明確な経営判断とマネジメントのもと、以下に掲げる方針に留意の上、予算編成を進めること。

(1) 現状分析と将来推計

社会経済情勢や区財政の状況を十分勘案し、特に新規・レベルアップ事業については、その必要性、緊急性、費用対効果、後年度負担等を検討の上、国や東京都の補助金の動向を的確に把握し、積極的に活用するなど様々な角度から財源確保に努めること。既存事業については、過去の決算や執行状況、事業効果の検証を徹底し、一般財源への影響を踏まえ見直し・再構築を進め、施策推進の原資を生み出す工夫を講じ、優先度をつけること。

(2) 効果的・効率的な施策展開

- ① 緊急課題に柔軟かつ迅速に対応するとともに、区民生活に必要な施策を将来にわたり安定的に提供していくため財政の健全性を維持し、成果重視の視点で「区民サービスの質・量・財政負担の最適化」を追求すること。その際、経営感覚を研ぎ澄まし、様々な角度から新たな歳入確保を進め、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）の考え方のもと、事務事業の成果向上とコスト精査を図るとともに、優先順位付けの徹底や目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含め見直し・再構築を行い、経営資源を生み出すこと。
- ② 高度化する区政課題を解決するためには、所管する部局のみの立場に捉われることなく、区全体を視野に入れた連携の視点が重要となる。区を取り巻く環境の変化に応じ、区民ニーズへの適合を意識し、庁内外との必要な連携のもと、類似・重複事業の統合や見直し・再構築を進めること。区単独では解決困難な課題に対しては、地域を構成する様々な主体とも認識を共有しながら連携・協働による取組を進めるなど、事務事業の最適な実施方法を追求すること。

(3) 収支均衡をめざしたコスト精査の徹底（財政基金に頼らない財政運営）

- ① 区政課題に柔軟に対応するためには、財政構造の弾力性を常に確保する必要がある。社会動向の変化により必要性が低下したと認められる事業については、一般財源への影響を踏まえ、統廃合や縮小など、既存の事務事業の見直し・再構築による施策の新陳代謝に取り組むこと。
- ② 国や東京都の補助基準を超える、いわゆる超過負担が生じている事業については、単価差、規模差、対象差等の影響額と事業効果を精緻に分析し、事業規模の適正化への取組を強化すること。
- ③ 増加する施設運営経費については、コスト精査、施設の有効活用・利用促進、利用率向上の取組を強化すること。その際、施設の設置目的に照らして利用実態を分析し、利用促進・サービス向上、受益者負担の適正化など必要な改善を図ること。

(4) 財政対応力の堅持・効果的な活用

- ① 重要な施策の選択肢を狭めることなく、ダイナミックな発想で施策を構築・展開していくため、事業規模や後年度財政負担を十分勘案し、積立基金の設置や活用など財源の確保に十分留意し、基本構想で掲げた将来像の実現に向け、未来志向の戦略的な投資を着実に推進すること。
- ② 事務事業の不断の見直し・再構築、不用額精査や執行努力など、きめ細かい歳出の見直し、新たな財源の確保、徴収努力などを通じて財源を生み出し、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行うこと。

5 職員数の現状と今後の動向

区は、これまで職員定数基本計画等に基づき、効率的な執行体制の確保のため、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきた。一方で、こどもまんなか社会の推進や重層的支援体制整備事業の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など幅広い行政需要に着実に対応するため、執行体制の強化にも努めてきたところである。

近年では、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっている。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勧奨退職をする職員も増加している。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加もみられ、今後も同水準で推移することが想定される。

以上のような状況から、今後は、現員数が徐々に減少していくことが見込まれる。

6 組織・職員定数の基本方針

組織体制の整備に当たっては、基本構想で掲げた区の将来像の実現に向け、基本計画・実施計画を力強く推進するとともに、育児休業の取得など働きやすい環境の整備や予測不可能な自然災害などにも的確に対応するため、一定の冗長性を持たせた人員体制を構築することが必要となる。

一方で、「5 職員数の現状と今後の動向」で示したように、現員数を増やしていくことは極めて厳しい状況にあるため、今後は現在の定数規模を超えることなく、より一層効率的な組織運営をしていくことが求められる。

令和7年度は、基本計画・実施計画の初年度となることから、あわせて「大田区職員定数基本計画」を策定することとしており、必要な施策に対して、限りある人的資源の戦略的な活用に向けて、部長は以下に掲げる方針に留意の上、組織整備と人員算定を進めること。

(1) 新たな基本計画・実施計画を効果的・効率的に推進するための組織整備

基本構想で掲げた区の将来像の実現に向け、新たな基本計画の施策体系に沿い、効果的・効率的に施策を推進することができる組織とすること。

また、専門職が有する専門性を有効活用するなど業務を効率的に行うことができる組織体制を構築するとともに、区民にとって分かりやすい組織となるよう、事務の分掌を検討すること。

(2) 既存事業の総量抑制

新たな基本計画・実施計画に基づく施策、事務事業を推進するためには、様々な経営努力により、人員を生み出すことが不可欠となる。このため、施策・事務事業評価により、実施主体や手法の妥当性の検証をはじめ、部局の垣根を超えた連携・調整を含め、事業の見直し・再構築を進めること。

また、施設の適正配置やD Xの強化、公民連携手法の活用や外郭団体等への移管・活用などにより、事務事業の合理化・効率化を進めること。

(3) 多様な人材の活用

再任用職員については、これまで培ってきた知識や経験を組織全体で広く活用・継承をする貴重な人材として、能力が発揮できるよう努めること。

会計年度任用職員については、常勤職員との役割を整理し、専門性の高い特殊性のある業務や一時的・臨時的な業務などに活用できるよう、事業内容、執行計画の検討を行い効果的に配置すること。

【別紙】

○ 今後の財政見通しについて

歳出に対して歳入が大幅に不足し、財政基金の取崩しが必要と推計される。

このような大変厳しい財政状況を的確に把握し、今後も安定的、継続的に行政サービスを提供するため、現時点において見込まれる歳入・歳出の見通しを推計した。

【令和 7 年度以降の財政見通し】

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度 当初予算	令和 7 年度 見通し	令和 8 年度 見通し	令和 9 年度 見通し
歳入合計 (A)	341,210	335,966	343,864	349,099
特別区税	81,857	83,734	84,475	84,920
地方譲与税等	26,038	27,394	29,795	28,479
特別区交付金	83,222	87,023	89,136	91,177
国都支出金	86,544	88,403	89,793	92,463
特別区債	13,900	13,900	14,900	14,900
財政基金繰入金	14,656	—	—	—
その他特定目的基金繰入金	10,938	11,458	11,709	13,104
その他の歳入	24,056	24,056	24,056	24,056
歳出合計 (B)	341,210	350,241	362,370	370,906
義務的経費	149,695	150,875	156,394	157,968
人件費	45,480	43,644	45,775	43,618
扶助費	102,586	104,504	106,676	108,940
公債費	1,630	2,727	3,943	5,410
投資的経費	54,748	56,433	58,786	61,413
特別会計繰出金	27,399	27,629	27,776	27,848
その他の歳出	109,369	115,305	119,413	123,676
財源不足額 (C)=(A)-(B)	—	△ 14,275	△ 18,506	△ 21,807

財源不足額累計	—	△ 14,275	△ 32,781	△ 54,588
----------------	----------	-----------------	-----------------	-----------------

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

◆主な歳入・歳出の推計方法

【歳入】

○特別区税

特別区民税は、均等割額分については納税義務者数を15歳以上人口との回帰分析から推計し、所得割額分は、前年度名目GDPとの回帰分析から推計した。

○特別区交付金

交付金の原資となる調整三税等をそれぞれ推計した。法人住民税は、名目GDPとの回帰分析により推計した。固定資産税は、近年の増減率等を参考に推計した。特別土地保有税は、令和6年度当初フレーム同額とした。

【歳出】

○義務的経費

人件費は、報酬、給与、職員手当などを積算し、職員定数や退職者数の見込みなどを基に推計した。

扶助費は、現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計等を基に推計した。

○投資的経費

今後の主要工事及び近年の実績等を基に推計した。

○特別会計繰出金

現行制度を踏まえ、各対象年齢における人口推計等を基に推計した。